令和元年度業務推進事務打合せ会議

〔附:畜産関係施設貸付事務の手引〕

令和元年１１月

公益財団法人畜産近代化リース協会

THE JAPAN ASSOCIATION OF PROMOTION AND LEASING FOR ANIMAL PRODUCTION

URL : http://japla.lin.gr.jp/

目　　次

Ⅰ　畜産関係施設貸付事業について	頁
1　畜産関係施設貸付事業	1
○ はじめに	1
○ 貸付事業の種類	1
◎ 通常リースと補助付リースとの相違点	1
① 貸付方式　② 貸付契約の締結事務	1
③ 貸付料等の算出基礎となる額　④ 据付工事費等　⑤ 貸付期間 ⑥ 動産総合保険及び信用保険の保険料　⑦「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書(受渡書)」　⑧ 貸付料等の納付	2
⑨ 都道府県畜産主務課室長の意見書の有無等	3
(1) 通常リース	3
ア 貸付対象機械施設	3
イ 借受者・最終借受者	4
ウ 貸付期間	4
エ 貸付料等の納付・譲渡価額等	4
オ 保険料の納付	5
(2) 畜産特定補助リース(畜産クラスター事業による補助付リース)	6
ア 貸付対象機械施設	6
イ 借受者・最終借受者	6
ウ 貸付期間	6
エ 貸付料等の納付・譲渡価額等	6
オ 保険料の納付	7
(3) 導入促進負担リース(畜産 ICT 事業・楽酪GO事業による補助付リース)	7
ア 貸付対象機械施設	7
イ 借受者・最終借受者	8
ウ 貸付期間	8
エ 貸付料等の納付・譲渡価額等	8
オ 保険料の納付	8
(4) 貸付機械施設の適正管理の確認及び指導等	9
(5) 今後の事業推進に当たっての留意事項等	9
(6) 畜産現場でさらに活用される貸付事業に	10
○ 貸付料や保険料、支払総額など(試算)は協会Webサイトで！	11
【参考】	
① 畜産関係施設貸付事業の年度別貸付実績	12
② 畜産関係施設貸付事業の平成 30 年度都道府県別貸付実績	13
③ 畜産関係施設貸付事業の令和元年度貸付実施状況(R 元.10.31 現在)	16
2　畜産関係施設貸付事業に係る規程の改正について	17
公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領の改正	17

3 貸付事業指導等委託事業について…… 19
(1) 貸付事業指導等委託事業の実施について…… 19
貸付事業指導等委託事業の事務手続の流れ…… 20
(2) 平成 30 年度貸付事業指導等委託事業の調査結果について…… 21
(3) 貸付事業指導等委託事業実施に当たっての留意事項について…… 22
(4) 委託費の請求、報告書の提出に当たっての依頼事項について…… 23
(5) 委託要綱の改正の概要【R 元年度から請求書様式の改正】…… 31
【参考】 公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱…… 32

II 畜産関係施設貸付事務の手引

・ 畜産関係施設貸付事務の担当者一覧…… 35

○ 【通常リースの説明】

1 貸付事務の分担…… 36
貸付事務の概念図(フロー図)…… 39
2 通常リースの事務手続の流れ…… 40
3 通常リースに係る貸付申請関係…… 41
4 販売業者への連絡文書について…… 43
5 検収調書・受渡書関係…… 44
6 貸付契約書関係…… 44
7 貸付契約の解約…… 44
8 貸付契約の変更…… 44
・ 貸付対象の機械が年度内に納入されない場合の対応について…… 45
9 自動車関係…… 45
10 動産総合保険…… 45
11 信用保険…… 45
【別紙】 通常リースの記入例等
・ 中古の貸付施設申告書 記入例(別紙1)…… 46
・ 貸付申請書「4 貸付機械施設の明細」 の記入例(別紙2、3)…… 47
・ 貸付機械の購入事務について(販売業者あて)…… 49
別紙4(動産総合保険対象機械の場合)…… 49
別紙5(自動車保険(車両保険)対象機械の場合)…… 50
検収調書・受渡書 記入例(別紙4、5の別記)…… 52

○ 補助付リースの注意点(機械の納入時期の遅延、廃業、事業承継する場合等) 54

○ 【畜産特定補助リース(畜産クラスター事業)の説明】 56

1 畜産特定補助リース(畜産クラスター事業)の事務手続の流れ…… 56
畜産特定補助リース事務の概念図(フロー図)…… 57
2 公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領…… 58
3 畜産特定補助リースの各種様式、記入例等…… 60
・ 貸付申請書(畜産特定補助リース)の様式及び記入上の留意事項…… 60

・ 畜産特定補助リースに係る貸付施設の購入方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」 の記入例・・・・・・・・・・ 70
・ 貸付契約書様式（畜産特定補助リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 72
・ 売買契約書様式（畜産特定補助リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
・ 解約協議書の参考様式（畜産特定補助リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

○ 【導入促進負担リース（畜産 ICT 事業及び楽酪GO事業）の説明】 83
1 導入促進負担リース（畜産 ICT 事業等）の事務手続の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 83
導入促進負担リース事務の概念図（フロー図）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
2 公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領・・・・・・・・・・・ 86
3 導入促進負担リース（畜産 ICT 事業等）の各種様式、記入例等・・・・・・・・・・・・・・・ 88
・ 貸付申請書（導入促進負担リース）の様式及び記入上の留意事項・・・・・・・・・・・・ 88
・ 導入促進負担リースに係る貸付施設の購入方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95
「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」 様式・・・・・・・・・・・・・・ 98
・ 貸付契約書様式（導入促進負担リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 100
畜産 ICT 事業及び楽酪GO事業における補助金に係る消費税の支払等について（事務連絡 貸付契約書に同封）・・ 107
・ 売買契約書様式（導入促進負担リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
・ 解約協議書の参考様式（導入促進負担リース）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
・ 導入促進負担リースに係る農協との平成 30 年度事務委託契約書・・・・・・・・・・・・ 113

★ 【リースに関係する保険】
1 動産総合保険・・・ 114
・ 小型特殊自動車について最終借受者が付すべき損害保険について（別紙6）・・・ 115
・ 動産総合保険＝事故が発生したら、まず一報を＝（別紙7）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
・ 事故報告書様式（別紙8）・・・ 117
・ 「動産総合保険のご案内」パンフレット（R 元.10 改訂版）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
2 信用保険・・ 123
(1) 2 種の信用保険制度の発足について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
(2) 信用保険制度の改正について・・ 123
(3) 信用保険制度（再貸付方式）におけるモニタリング調査の実施について・・・・・・・・・・ 123
・ 信用保険（再貸付方式）の加入依頼書（様式 表面）（別紙9）・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
・ 畜産近代化リース協会信用保険（再貸付方式）制度要領（加入依頼書様式 裏面）・・・・・ 126
信用保険制度（再貸付方式）要領第2の2の（2）の「別に定める者」の取扱いについて 128
・ 畜産近代化リース協会信用保険（導入促進負担リースの直貸）制度要領・・・・・・・・・・・・・・ 129
信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領第2の2の（2）の「別に定める者」及び「別に定める額」の取扱いについて・・・ 133
・ 「信用保険のご案内」リーフレット〔農家説明用〕（H30.4 改訂版）・・・・・・・・・・・・・・・ 134
・ 「信用保険（再貸付方式）」リーフレット〔農協等説明用〕（H30.4 改訂版）・・・・・・・・・ 136
・ 「信用保険（再貸付方式）の仕組み（加入事務手続の流れ）」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
・ 信用保険の実務 Q&A（制度要領の改正に伴って H30 に追加したもの）・・・・・・・・・・ 139
・ 信用保険料等計算書（Excel）・・ 141

Ⅲ　その他資料（※本資料は、当協会のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。）

・ 公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
（畜産関係施設貸付事業関連　抜粋　本文のみ）

・ 公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 151
（畜産関係施設貸付事業関連　抜粋　本文のみ）

・「畜産関係施設リース（通常リース）のご案内」リーフレット〔農家配布用〕（R 元.10 改訂版）・・ 158

・「中古の畜産機械施設リースのご案内」リーフレット（R 元.10 改訂版）・・・・・・・・・・・ 160

・【各種計算書】

　支払リース料等計算書（通常リース）（Excel）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162

　支払リース料等計算書（畜産特定補助リース）（Excel）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

　支払リース料等計算書（導入促進負担リース）（Excel）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 164

・ ★　通常リース、畜産特定補助リース、導入促進負担リースの比較表・・・・・・・・・・ 165

【 別途配布資料 】・「リースのご案内」パンフレット（平成 31 年 4 月改訂版）

Ⅰ　畜産関係施設貸付事業について

Ⅰ　畜産関係施設貸付事業について

1 畜産関係施設貸付事業

はじめに

畜産関係施設貸付事業は、公益目的事業として、畜産農家をはじめ畜産関係事業者（以下「畜産農家等」という。）に省力的で高能率な機械施設のリース方式による導入・整備を支援し、畜産農家等の近代化と体質の強化を通じ畜産の振興及び畜産物の安定供給の確保並びに地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

貸付事業は、畜産農家等の支援策として、地方競馬全国協会の助成による事業基本金を原資とし、国・都道府県の畜産振興に関する方針、施策と整合させ、都道府県の指導の下で、畜産協会等の畜産関係団体、農業協同組合及び農業協同組合連合会、販売業者等の協力を得て実施しています。

貸付事業の種類

貸付事業については、従来から実施してきた通常リースに加え、国等の補助施策に対応したリース事業を、以下のとおり実施しています。

① 通常の貸付け（以下「通常リース」という。）：年間を通して対応可能

② 国等から補助がある貸付け（以下「補助付リース」という。）：次の**2形態、3事業**

ア 「畜産特定補助リース」（平成27年度から）

「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）」（畜産クラスター事業）による補助付リース

イ 「導入促進負担リース」（平成29年度から）

(ｱ)「畜産経営体生産性向上対策事業」（畜産 ICT 事業）による補助付リース（令和元年度から）

(ｲ)「酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽事業）」（楽酪GO事業）］（平成30年度から）

（他に、東京都独自の補助付リース（導入促進負担リースで再貸付方式）があります。）

◎ 通常リースと補助付リースとの相違点等（留意事項）

① 貸付方式

○ 通常リースでは、転貸方式（再貸付けあるいは再々貸付け）。
（例：協会⇔借受者（連合会）⇔単協⇔最終借受者）を実施しています。（農協、都道府県域の団体等自らが最終借受者となる場合を除きます。）

○ 畜産特定補助リースは、転貸方式（再貸付方式）。
（再々貸付けは認められていません。）

○ 導入促進負担リース（東京都の補助付リースを除く。）は、直接貸付方式。
原則として、委託契約を結びリース関係事務を所属農協に委託。

② 貸付契約の締結事務

○ 畜産特定補助リースでは、内示後、貸付申請書の写しを添付し参加申請し、その後、（公社）中央畜産会の事業参加承認通知書（（２）の「畜産特定補助リース業務

の流れ・手順」参照）の写しを提出されると、貸付契約の締結事務が始まります。
○　導入促進負担リースにおいても、同様に借受予定者から事業参加承認通知書（（３）の「導入促進負担リースの業務の流れ・手順」参照）の写しを提出されると、貸付契約の締結事務が始まります。

③　貸付料等の算出基礎となる額

○　通常リースでは、貸付機械の取得価額。
○　畜産特定補助リースでは、「取得価額から補助金相当額を差し引いた額（以下「補助残取得価額」という。）」。
（附加貸付料は、補助残取得価額の残債額に基づき計算。）
○　導入促進負担リースでは、「取得価額から導入促進負担金相当額を差し引いた額」（以下「負担残取得価額」という。）。
（「導入促進負担金」として、貸付機械に係る補助金に相当する額のほかに、その額に対応する消費税相当額を、貸付時に協会に納入。）

④　据付工事費等

○　リース金額に、貸付機械に係る据付工事費、運送費等を含めることが可能です。
○　導入促進負担リースにおいて、楽酪ＧＯ事業では施設整備費に対する補助もありますが、当協会では機械装置と併せて施設整備（ただし、建物等を除く。）についてもリースすることとしております。

⑤　貸付期間

○　法定耐用年数７年の機械の場合、通常リースでは４～９年の間から選択できます。
○　畜産特定補助リースでは、法定耐用年数が貸付期間の上限のため、１～７年になります。
○　導入促進負担リースでは、５～７年になります。

⑥　動産総合保険及び信用保険の保険料

動産総合保険の保険料は、貸付対象の機械に対するもので、補助の有無にかかわらず取得価額に対して算出します。（補助残取得価額あるいは負担残取得価額ではありません）

一方、信用保険の保険料は、協会へのリース債務に対する保険なので、スタート時には補助金や導入促進負担金を除いた額に基づき、それ以後も、残債額（漸減する。）に基づき算出されます。

なお、導入促進負担リース（直貸）では、借受者の条件として、信用保険の対象者となり得ることが前提で、対象者は全員加入していただくこととしています。

⑦　「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」

補助付リースでは、補助元の規定に合うように通常リースにおける「検収調書」及び「受渡書」を、「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」と改称しています。なお、記入いただく事項は、変わりません。

⑧　貸付料等の納付

導入促進負担リースでは直接貸付けであることから、原則、事務委託農協に請求書を送付し、農協が借受農家から貸付料等を徴収し当協会に納付していただくこととしております。

⑨　都道府県畜産主務課室長の意見書の有無等

通常リースでは、申請書を都道府県経由で提出し、都道府県畜産主務課室長の意見書を添付することとしています。補助付リースでは、意見書は不要で協会へ直接申請となります。

○　上記を含め、リース契約の実施に際しての事務処理等については、酪農協、農協等のご指導・ご協力を得ることとしています。

（1）通常リース

通常リースは、補助付リースと異なり、年間を通していつでも対応できること、急ぎで導入・更新したい時に申請から契約締結、機械導入まで短期間で処理し、機械をすぐに導入し使えること、あるいは補助対象とならないものも対象となるなどの特徴があります。

ア　貸付対象機械施設

(ｱ)　種類の区分

その使用目的に応じ、

①　飼料生産利用施設（草地造成用機械施設及び自給飼料生産利用機械施設）

②　家畜家きん飼養管理施設（生乳生産合理化施設、精液保管等施設、畜舎環境改善機械施設及び中小家畜管理機械施設）

③　家畜畜産物流通施設（家畜市場機械施設、食肉食鶏処理流通施設及び鶏卵又は生乳処理流通施設）

の種類に区分しており、それ以外の機械施設も特認で対応しています。

具体的には、畜産の用に供するために導入する機械・施設等として、トラクター、トラック、ホイルローダー、フォークリフトなどの車両、畜産施設の稼働電源用発電機、飼料用米等の播種・刈取り脱穀用機械や畜産物の冷凍・冷蔵装置・保管庫などの汎用性の機械施設のほか、牛床・牛舎通路マットや牧野区画の囲柵などの飼養管理用器具機材を広く貸付対象としています（ただし、法定耐用年数が長期の「建物」「構築物」は原則として貸付対象外）。対象機械は希望に応じ拡大してきています。

家畜共済組合等の産業動物診療施設で使用する家畜診療用車両（ワゴン車等の乗用車両を含む。）、家畜疾病診断・検査等診療用機械装置も平成 25 年度から貸付対象（家畜家きん飼養管理施設の中の畜舎環境改善機械施設に「家畜の保健衛生の改善のための機械施設」）に、また、畜産農家等が家畜とのふれあいの機会を提供したり、アイスクリームやハム・ソーセージなどの畜産食品の製造・販売を行う畜産事業施設で使う乳製品・食肉加工品の製造・販売用の機械施設なども貸付対象としています。

(ｲ)　使用条件はなし

貸付けに当たって機械の使用条件はなく、畜産農家等が共同又は個人使用するものが対象となり、また機械の更新も当然対象としています（共同利用のものに限るといった条件はありません）。

(ｳ)　部分貸付けも可

複数の機械・部位により構成される機械施設の場合、すべてを一式として一体的に貸付けするほか、機械施設一式のうち一部の機械装置（パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、バルククーラーの貯蔵用タンクや殺菌・洗浄装置、バーンク

リーナーシステムのチェーン部分など）だけの部分貸付けも対象とします。

(ｴ)　中古機械も対象

中古機械の貸付けの対象は、平成 28 年度から畜産関係機械施設全般に拡大しました（それまでは飼料生産利用施設のみ）。貸付期間は、新品に係る法定耐用年数（通常、農業用設備としては７年）でなく、中古機械の使用可能期間を勘案し、法定耐用年数と法定耐用年数から経過年数を除いた残存期間を考慮（２年～）。

【中古機械の貸付期間を算出するに当たっての考え方】

貸付年数（概算）＝（法定耐用年数―経過年数）＋　経過年数×２０％

＊上記の計算式の結果、１年未満の端数切捨て。２年に満たない場合２年

イ　借受者・最終借受者

(ｱ)　貸付けの相手先（以下「借受者」という。）

借受者は、「農協又は農協連合会」、「畜産の振興に関する事業を実施する畜産協会などの一般社団・財団法人」、「地方公共団体、農協又は農協連合会が出資者又は構成員となっている法人」、「関係する事業者で構成する事業協同組合」、特認で対象とする「特認者」です。

畜産農家等を対象とする場合は、原則として再貸付け又は再々貸付けです。

(ｲ)　最終借受者

貸付機械施設の導入先である畜産農家等の場合は、所属する農協・関係団体等が借受者となり、最終借受者として、再貸付けを受けることになります。（協会と借受者（農協等）との間で貸付契約を結び、当該農協等と最終借受者（畜産農家）との間で再貸付契約を締結します。また、借受者が農協連合会組織等の広域団体の場合は、当該団体と最終借受者の畜産農家が組合員である農協との間で再貸付契約を、当該再貸付団体（農協）が畜産農家と再々貸付契約を締結することになります。）。

なお、例えば試験研究機関や任意団体、あるいは農協等から再貸付けを受けることができない者や、通常の貸付対象機械施設ではないものは、特認で個別に対応。

注：「特認措置」の手続は、「畜産関係施設貸付事業に係る特認措置利用の手引」（当協会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ掲載）を参照

ウ　貸付期間

貸付期間は、貸付対象機械施設の法定耐用年数を基に定めており、①法定耐用年数が６年以上９年以下のものは６年、②法定耐用年数が５年以下のものは法定耐用年数に１年を加えた期間を基準としています。畜産用機械施設の多くは「農業用設備」として法定耐用年数７年であり貸付期間は６年となり、車両のうち「ダンプカー、フォークリフト、軽トラック」は法定耐用年数４年であり貸付期間は５年となります。

なお、貸付期間の短縮又は延長については、借受者が申請する時点で、法定耐用年数の 70％から 120％の範囲でできることとしています。

エ　貸付料等の納付・譲渡価額等

(ｱ)　貸付料の算出

貸付料は、基本貸付料及び消費税相当額と附加貸付料の額の計です。

基本貸付料は、貸付機械施設の取得価額から１０％相当額（譲渡価格）を控除した額を納入時期ごとに分割した額としています。

附加貸付料の額は、貸付機械施設の取得価額から基本貸付料の納入済額を控除して

得た額（残債）の１％相当額に「当該納入時に対する借受月数（最初及び最後の納入時以外は、6になります。）／12」を乗じて得た額で、納付ごとに漸減されていきます。

貸付料の納付は、貸付期間の毎年９月末及び３月末の年２回に分割して行っていただきます。

(ｲ)　貸付終了時の譲渡価額等

借受者が、貸付期間の終了時（貸付料の最終納付時）に、譲渡価額等（貸付対象機械施設の取得価額の 10%及び消費税相当額）を納付した時点で、貸付機械施設が譲渡されて所有権が協会から借受者に移転します。

（「リース取引に関する会計基準」に規定する「所有権移転ファイナンス・リース取引」の扱いです。）

（参考）貸付料及び譲渡価額等は、納入されると協会の「事業基本金」に繰り入れられ、次の貸付事業に活用されます。

貸付料及び譲渡価額等の納入明細については、当協会ホームページの「申請について」の中の「リース料等計算書」で、試算できます。

オ　保険料の納付

すべての機械施設（車両等を除く。）について、貸付契約と同時に、動産総合保険（損害保険）への加入を要件としています。

信用保険については、再貸付方式の場合は任意加入（加入率は現在５割程度）としています。平成３０年４月からは、保険金計算の際の縮小率が９０％から９５％に引き上げられました。また、同月以降の貸付分から保険対象となる債権額（補償対象債権額）に消費税相当額が加わりました。（以下補助付きリースも同じ）

(ｱ)　動産総合保険（損害保険）

a　貸付期間中の火災、風水害、盗難、その他の不測かつ突発的事故（偶発的事故）により貸付機械施設が被る損害に備えるものです。

b　貸付機械施設（車両（「道路運送車両法」に規定する登録、車両番号の指定又は市町村長交付の標識を受けるもの）等を除く。）は、「動産総合保険（協会が保険契約者）」の対象とし、借受者は初回の貸付料の納入時に貸付期間の保険料相当額を一括して納付します。

貸付機械施設が車両の場合、最終借受者が保険契約者となり、原則として協会を保険金受取人として損害保険（車両保険）に加入することなど別途の担保措置が必要になります。

(ｲ)　信用保険（再貸付方式）【平成３０年度の改正：詳細は１２３頁参照】

a　信用保険（再貸付方式）は、協会が保険契約者で、最終転貸者（農協等）を被保険者としており、万一、最終借受者（畜産農家等）が経営破たん等により最終転貸者（農協等）への支払債務を履行できない場合、最終転貸者が被る損害を補てんするための保険制度です。（平成２３年度から実施）

信用保険（再貸付方式）に加入する場合は、被保険者である最終転貸者が貸付申請書とともに、最終借受者の「信用保険加入（再貸付方式）の依頼書」を借受者を経由して協会に提出し申込みとなります。保険料は最終借受者の負担ですが、その料率は貸付機械施設の残債の 0.5%／年と低い水準です。

b　信用保険（再貸付方式）は最終転貸者及び最終借受者の意思による任意の加入ですが、信用保険の加入の対象となった最終借受者(畜産農家等)については、その後

の機械施設の貸付契約・支払債務についても信用保険の対象となります。

c　信用保険（再貸付方式）の場合、一最終借受者当たりの支払保険金の上限は2,000万円（※ただし、希望者で保険会社の審査に通った方は上限なし）、また、保険の責任期間は９年（従前は７年間）を限度としています。

（2）畜産特定補助リース（畜産クラスター事業による補助付リース）

畜産特定補助リース（畜産クラスター事業による補助付リース）については、協会は国の平成２６年度補正予算事業以降実施しており、平成２８年度からは（公社）中央畜産会にリース事業者として登録し、「畜産特定補助リース実施要領」等を制定し実施しています。

ア　貸付対象機械施設

貸付対象となる畜産用機械施設は、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領の別紙２の別表１に掲げられたもので、事業実施主体である（公社）中央畜産会が貸付けを認めた機械装置となります。

畜産クラスター事業では、補助対象は機械施設の本体価額であり、据付工事費等は対象になりません。ただし、希望すればリースの対象にすることはできます。

イ　借受者・最終借受者

借受者の範囲は通常リース事業の場合と同様ですが、実際には（公社）中央畜産会が発出する事業参加承認通知書に明記されている者となります。

貸付機械施設の導入先となる畜産農家（クラスター計画の中心的経営体の認定農業者等に限る。）については、借受者（農協等）から再貸付けを受けます。（ただし、通常リース事業と異なり、再々貸付方式は認められていません。）

ウ　貸付期間の範囲

貸付期間は、１年から貸付機械施設の法定耐用年数までとされています。

エ　貸付料等の納入

借受者が補助付リース事業の貸付期間において納入する貸付料及び貸付期間の終了時に納付する譲渡価額等は、次のとおりです。

(ｱ)　貸付期間において納入する貸付料

貸付料は、基本貸付料、基本貸付料の消費税相当額及び附加貸付料からなります。

そのうち、基本貸付料の総額は、貸付対象機械施設の補助残取得価額、すなわち取得価額から補助金額（取得価額×２分の１）を控除して得た額から、更に補助残取得価額の１０％相当額（譲渡価額相当額）を控除して得た額となり、これを納入時ごとに分割することとなります。なお、消費税相当額は、納入する基本貸付料の額に対応した消費税相当額となります。

また、貸付料の毎納付時に納付する附加貸付料は、残債（補助残取得価額から基本貸付料の納入済額を控除して得た額）の１％相当額に「当該納入時に対する借受月数／12（１回目と最後の納付以外は６/12になります。）」を乗じて得た額としており、納入するごとに漸減されていきます。

(ｲ)　貸付期間の終了時に納付する譲渡価額等は、補助残取得価額の１０％相当額と消

費税相当額を加えた額です。

(ｳ) 補助付リースの貸付料及び譲渡価額等の納入明細については、当協会ホームページの「申請について」の中の「リース料等計算書」で試算することができます。

オ　保険料の納付

(ｱ)　損害保険

畜産特定補助リースにおける損害保険は、通常リース事業の場合と同様で、「補助残取得価額」でなく貸付対象機械施設の「取得価額」で加入します。

(ｲ)　信用保険（再貸付方式）

畜産特定補助リースにおける信用保険（再貸付方式）は、基本的には通常リース事業の場合と同様ですが、補償対象債権額については、通常リース事業の場合は貸付対象機械施設の「取得価額」ですが、補助付リース事業では補償の対象は「補助残取得価額」であり、保険料の納付時期ごとの最終借受者保険料も、これに対応した額となります。

（3）導入促進負担リース（畜産 ICT 事業・楽酪GO事業による補助付リース）

畜産 ICT 事業は令和元年度（楽酪事業の後継事業）、楽酪ＧＯ事業に関し、リース事業者として事業実施主体である（公社）中央畜産会にリース事業者登録し、「導入促進負担リース実施要領」等を制定し、導入促進負担リースを実施しています。

通常リースは再貸付け若しくは再々貸付方式ですが、これらの補助事業における貸付方式は直接貸付方式に限られています。

直接貸付けの実施に当たり、

①　酪農家の申請手続、書類の経由、貸付料等の徴収等につき農協にご協力いただくこと（当協会が農協に事務委託：詳細は８３頁、１１３頁）。

②　信用保険に加入すること（加入対象とならない場合は貸付けできません。）。

を要件にしています。

すなわち、当協会の貸付条件として、借受農家の所属農協が貸付料等の徴収、リース関係書類の農協経由等について、当協会の事務委託（平成３０年度事務委託契約の実例参照）を受けていただく必要があります。

また、畜産特定補助リースと異なり、概念上補助金の支払先が協会ではなく酪農家（楽酪応援会議）となっていることから、貸付契約において、取得価額総額で契約し、酪農家は、貸付当初に補助金相当額及びそれに見合う消費税額（以下「導入促進負担金」という。）を協会に支払うこととし、その残額（負担残取得価額）について貸付料等を設定することとしております。

ア　貸付対象機械施設

貸付対象となる機械施設は、畜産 ICT 事業では持続的生産強化対策事業実施要綱の別表１中「12　畜産経営体生産性向上対策事業」別紙 12 の「Ⅰ　ICT 化等機械装置導入事業」の第１の９（１）の別添１に掲げられた機械装置、楽酪ＧＯ事業では酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）実施要領の別表２に掲げられた機械装置及び施設整備で、事業実施主体である（公社）中央畜産会が貸付けを認めたものとなります。

畜産 ICT 事業では、補助対象は機械装置及び設置に必要となる簡易な資材・装置・補改修に係る経費ですが、補助対象とならない据付工事費等も希望すればリースの対象

にすることができます。
また、楽酪ＧＯ事業では施設整備費に対する補助もありますが、当協会では機械装置と併せて行う施設整備（ただし、建物等を除く。）についてもリースすることとしております。

イ　借受者

協会の貸付契約の相手先（借受者）は酪農家等の畜産農家で、（公社）中央畜産会が発出する事業参加承認通知書に明記された者となります。

ウ　貸付期間の範囲

貸付期間は、最長で貸付機械施設の法定耐用年数までとされ、５年から７年です。

エ　導入促進負担金、貸付料等の納入

借受者が納付する導入促進負担金、貸付料及び貸付期間の終了時に納付する譲渡価額等は、次のとおりです。

(ｱ)　導入促進負担金

借受者には、貸付契約に基づき、第１回目の貸付料等の納付時に、補助金に相当する額と補助金額に対応する消費税額の合計額を、導入促進負担金として当協会の指定する金融機関に振り込んでいただきます。

なお、補助金に相当する額（税抜）が（公社）中央畜産会から当該畜産農家が決めた当協会の口座に振り込まれた場合、残りの消費税額のみを振り込んでいただくことになります。

(ｲ)　貸付期間において納付する貸付料

貸付料は、基本貸付料、基本貸付料の消費税相当額及び附加貸付料からなります。

そのうち、基本貸付料の総額は、貸付対象機械施設の負担残取得価額、すなわち取得価額から導入促進負担金（取得価額×1/2。消費税を除く。）を控除して得た額から、さらに負担残取得価額の１０％相当額（譲渡価額相当額）を控除して得た額となります。これを納入時ごとに分割することとなります。なお、消費税相当額は、納入する基本貸付料の額に対応した消費税相当額となります。

また、貸付料の毎納付時に納付する附加貸付料は、残債（負担残取得価額から基本貸付料の納入済額を控除して得た額）の１％相当額に「当該納入時に対する借受月数／12（１回目と最後の納付以外は６/12 になります。）」を乗じて得た額としており、納入するごとに漸減されていきます。

(ｳ)　貸付期間の終了時に納付する譲渡価額等

負担残取得価額の１０％相当額と消費税相当額を加えた額です。

オ　保険料の納付

(ｱ)　損害保険

導入促進負担リースにおける損害保険は、通常リース事業の場合と同様です。この場合、機械に対する保険ですので「負担残取得価額」でなく貸付対象機械施設の「取得価額」で加入します。

(ｲ)　信用保険（導入促進負担リースの直貸）

a　畜産 ICT 事業等による導入促進負担リースの直接貸付けでは、信用保険（導入促進負担リースの直貸）に加入できることが貸付けの条件となっています。

b　信用保険（導入促進負担リースの直貸）の保険料率は通常リースと同様ですが、補償対象債権額については、通常リース事業の場合は貸付対象機械施設の「取得価額」ですが、導入促進負担リースでは「負担残取得価額」であり、保険料もこれに対応した額となります。

なお、平成３０年４月以降の貸付分から、保険の対象なる債権額（補償対象債権額）に消費税相当額が加わります。

c　信用保険（導入促進負担リースの直貸）の場合、一最終借受者当たりの支払保険金の上限は、原則としてありません。ただし、審査の結果、2,000 万円に制限することもあります。

（4）貸付機械施設の適正管理の確認及び指導等

協会は、貸付期間中の貸付機械施設の最終借受者における管理状況の確認、適正利用のための技術指導及び新規の貸付け開拓のための調査事務を、貸付事業指導等委託事業により道府県畜産協会に委託して実施しています。

（令和元年度は全国４４道府県畜産協会に委託）

委託先の畜産協会におかれては、通常リースのほか該当する補助付リース事業の分についても、同委託事業において対応してください。

（5）今後の事業推進に当たっての留意事項等

ア　貸付事業実施に当たっての細部事項

細部事項は、Ⅱの「畜産関係施設貸付事務の手引」に整理しています。

イ　令和２年度のリースに係る貸付要望額の調査依頼等

【通常リース分】

(ｱ)　令和２年度における都道府県ごとの通常リースの利活用の見込みを事前に把握するため、昨年度と同様に各都道府県に貸付要望額の調査をお願いする依頼文書を発出します。また、本日、出席の団体の方には、参考までに県への依頼文書の写しを配布しています。

都道府県畜産主務課室におかれては、借受予定者の貸付要望額をとりまとめ、令和２年１月末日までに回答いただくようお願いします。

なお、調査に当たっては、畜産農家等や関係する農協等など畜産関係団体からの貸付けの要望をできるだけ幅広に把握してください。

(ｲ)　協会では、都道府県から通知いただいた通常リースに係る貸付要望額をもとに貸付けの実施計画を策定し、令和２年３月末までに各都道府県畜産主務課室あて令和２年度貸付事業の実施方針等をお知らせします。

なお、年度途中に新たに追加して貸付けの要望がある場合、協会の貸付予算を勘案し随時申請を受け付け、貸付けを実施しています。

【補助付リース分】

補助付リースに係る要望額調査については、ここ数年の貸付実績から、予算額を超えることは考えられないため、令和元年度と同様に行わないこととします。

したがって、万が一、予算額を超えそうな状況になったときは、当協会のホームページで、その旨お知らせすることとします。また、補助金の割当内示を受けたも

のについては、メールやＦＡＸによりその旨ご連絡いただければ、予算枠を確保することも可能ですので、よろしくお取り計らい願います。

ウ　令和２年度貸付事業指導等委託事業の委託

貸付事業指導等委託事業については、令和２年度も従来どおり「貸付事業指導等事業委託要綱」に基づき道府県畜産協会に委託し実施する予定です。地元での畜産技術指導等の役割を担う畜産協会は、当協会の貸付事業の安定運営及び適正な利活用を確保する上で欠くことができず、引き続きご協力、ご支援をお願いします。

エ　貸付事業の普及推進及び広報

協会では、ホームページのほか、「リースのご案内（パンフレット）」の配布等によりリースへの一層の理解と利活用に努めています。

都道府県畜産主務課、畜産協会、農協等などの関係者の方々には、貸付事業の広報を始め一層の利活用の推進に引き続きご協力、ご支援をお願いします。

貸付事業のパンフレット等の関係資料は、協会ホームページに掲載するほか、随時ご連絡いただければ送付しますのでご活用ください。

注：　畜産関係施設貸付事業に関する広報用資料

①　「リースのご案内」ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ
②　「畜産関係施設リースのご案内」ﾘｰﾌﾚｯﾄ
③　「中古畜産機械施設リースのご案内」ﾘｰﾌﾚｯﾄ
④　「信用保険のご案内」ﾘｰﾌﾚｯﾄ〔農家説明用〕
⑤　「信用保険」ﾘｰﾌﾚｯﾄ〔最終転貸者：農業協同組合等説明用〕
⑥　「動産総合保険に加入の皆さんへ（事故時の手続案内）」ﾘｰﾌﾚｯﾄ

オ　現地意見交換会の開催

協会では、毎年、数道府県において現地意見交換会を開催し、借受者等関係者の方の意見・要望を聴くとともに、貸付事業の円滑な運営の理解醸成に努めています。

令和元年度も、開催県の畜産協会等に多大なご協力、ご尽力をいただきながら、北海道、岩手県、山梨県、岡山県、熊本県、鹿児島県において開催いたしました。

令和２年度も、同様に開催を予定していますので、事前調整、現地調査等を含めご協力をお願いします。

（6）畜産現場でさらに活用される貸付事業に

畜産農家、農協等関係団体等が畜産用機械施設を導入・整備するに当たり、当協会の貸付事業が便利かつ有効に活用されて地域畜産振興の支援策となるように、当協会では申請から契約締結まで「迅速、丁寧、正確に」をモットーに業務を進めています。

今後さらに、畜産農家等の最終借受者の期待に応え安定的運営が適うよう、貸付対象の拡大など貸付事業の内容充実、運営改善等のため、借受者等関係者要望を常にきき、事業運営の整備・充実に努めていきますので、関係各位のご意見、ご要望をお聞かせください。

○ 貸付料や保険料、支払総額など（試算）は協会 Web サイトで！

ホームページを開きトップページの「申請について」をクリックし、「１リース事業」の「支払リース料等計算書」を表示させ、データを入力してください。

【例えば】

機械取得に要した価格　　１１０万円（税込）、６年リースの場合

⇩（取得価格 100 万円＋消費税 10 万円）

支払総額（６年間）　　１，１４４，４５０円

うち 附加貸付料　　３５，２５０円（６年間計）

動産保険料　　９，２００円（トラクターの場合）

信用保険に加入する場合

信用保険料（6 年間分）　　19，３８０円（任意加入）

＊（注）：　再貸付け、再々貸付けの場合は、地域により、上記のほかに、第１回目支払時に再貸付事務手数料を求められることがあります。

（参考）貸付事業の取組み状況

昭和５０年度から昨年度（平成３０年度）までの貸付額

累計１，８９０億円、貸付機械施設の基数累計６７，００７基

貸付のピーク期　：　平成　８年度　　貸付額７１億円

貸付のボトム期　：　平成２６年度　　貸付額１３億円

最近（事業費）	平成２７年度	２８年度	２９年度	３０年度
	２６億円	２４億円	３７億円	２５億円
うち				
通常リース	１５億円	１５億円	１８億円	１６億円
補助付きリース	１１億円	９億円	１９億円	９億円

① 畜産関係施設貸付事業の年度別貸付実績

（単位：千円、税込）

年度	貸付事業費実績		地方競馬全国協会補助金
	件数	金額	
昭.50	822	865,799	768,865
51	1,200	1,231,420	992,769
52	1,897	2,144,115	1,594,862
53	1,815	2,472,699	1,510,176
54	1,980	2,743,962	1,757,175
55	2,301	3,873,040	2,073,835
56	2,842	4,961,493	2,100,404
57	2,157	4,226,057	848,798
58	2,047	3,893,727	712,503
59	1,838	4,214,254	560,152
60	1,796	4,273,729	760,641
61	1,976	4,950,951	792,497
62	1,920	5,219,885	865,038
63	2,147	5,808,360	987,615
平.元	2,180	6,346,784	1,106,609
2	2,086	6,228,713	1,030,656
3	2,130	6,715,459	1,074,065
4	2,075	6,959,637	1,020,069
5	2,007	6,688,042	900,483
6	2,007	6,954,960	500,595
7	2,117	7,026,669	500,000
8	2,000	7,121,488	250,000
9	1,666	6,159,152	
10	1,716	6,599,925	
11	1,569	6,001,498	
12	1,689	5,941,988	
13	1,838	6,320,390	
14	1,604	5,388,224	
15	1,635	6,357,123	
16	1,382	5,226,350	
17	1,347	4,577,870	
18	979	3,141,623	
19	899	2,822,523	
20	635	2,163,664	
21	550	1,732,417	
22	680	2,154,874	
23	876	2,423,931	
24	836	2,667,650	
25	686	2,022,054	
26	429	1,310,594	
27	699 (261)	2,529,113 (1,051,291)	
28	680 (223)	2,380,128 (883,862)	
29	783 (286)	3,681,709 (1,868,230)	
30	489 (157)	2,450,620 (879,458)	
合計	**67,007**	**188,974,663**	**22,707,807**
H31.3.31 指定正味財産額			**19,180,593**

※1 複数年度にわたり、基金の取崩し、NARへの返還等が行われている。

※2 H27以降の貸付事業費の( )内の数値は、補助付リースの数値で内数。（補助金額は、その1/2相当額）

・年間貸付事業費に対する事業別割合 （%）

年度	草地造成用機械施設	自給飼料生産利用機械施設	生乳生産合理化施設	畜舎環境改善機械施設	中小家畜管理機械施設	家畜市場機械施設	食肉食鶏処理流通施設	鶏卵又は生乳処理流通施設	その他（注）
昭.50	16.1		83.9						
51	23.7		76.3						
52	19.0	1.8	79.2						
53	23.4	2.1	63.3						11.2
54	25.9	2.2	61.9			0.2			9.8
55	18.0	4.1	55.0			1.3	6.6		15.0
56	13.3	22.1	45.1			1.0	5.0		13.5
57	13.7	37.0	31.4			2.6	6.7	3.0	5.6
58	9.4	38.6	36.5			0.7	6.3	3.8	4.7
59	9.8	37.4	33.2			1.4	7.9	8.4	1.9
60	8.0	34.9	37.2			1.3	8.8	5.8	3.9
61	7.3	36.8	31.7			0.5	13.7	5.4	4.5
62	8.5	33.8	31.3			2.3	15.0	4.7	4.4
63	7.9	30.2	40.6			1.2	11.6	4.0	4.5
平.元	7.9	26.7	42.9			1.5	9.9	7.8	3.2
2	10.4	26.5	47.2			1.0	11.6	0.7	2.6
3	7.0	27.4	44.6			0.2	14.5	0.6	5.8
4	4.2	28.4	43.0			0.3	16.8	5.6	1.6
5	4.4	30.6	45.4				15.0	2.6	2.0
6	4.4	44.6	33.0			0.7	14.4	1.9	1.1
7	5.3	48.2	35.0			0.3	7.9	2.1	1.3
8	5.2	49.4	32.9			0.1	10.6	0.9	0.9
9	4.7	52.5	31.0				9.3	0.3	2.2
10	5.5	50.5	29.8			0.3	11.8	1.6	0.6
11	6.6	54.7	27.4	2.6	2.3		5.7	0.4	0.2
12	4.6	55.6	27.4	3.0	3.3		5.4		0.7
13	2.5	62.3	22.6	5.4	3.4		3.3	0.3	0.2
14	0.9	67.4	22.2	5.1	0.2		1.7	2.3	0.1
15	1.2	63.2	23.9	4.6	2.8		3.1		1.1
16	1.3	60.4	24.0	5.1	4.1		4.6	0.4	0.2
17	1.8	64.5	21.3	6.1	3.2		2.9	0.1	0.2
18	1.5	68.5	18.7	4.5	2.4		4.0		0.4
19	1.4	62.5	15.6	6.2	5.6		7.6	0.7	0.4
20	2.6	67.7	16.7	3.6	6.9		1.2	0.7	0.6
21	0.4	63.5	23.7	5.2	1.2		3.6	0.3	2.1
22	0.2	66.7	19.8	5.0	2.5		1.5	0.7	3.6
23	1.3	66.4	16.2	15.1	0.6		0.2		0.2
24	1.1	70.4	12.4	11.9	1.3		2.3	0.5	0.1
25	1.9	57.6	22.3	14.2	1.9		0.7	0.3	1.1
26		69.2	14.2	12.5	1.3		1.4	0.9	0.5
27	0.7	65.4	9.5	17.2	5.0		0.6	0.4	1.2
28	3.2	61.0	11.2	21.9	0.3	0.3	0.5	1.0	0.7
29		54.0	21.9	22.3	1.0		0.2	0.3	0.3
30		52.2	15.9	26.4	4.6		0.3	0.2	0.4
合計	**6.2**	**43.9**	**33.3**	**3.1**	**1.3**	**0.5**	**8.6**	**1.9**	**1.1**

（注）その他には精液保管等施設、消毒用機械施設、生乳輸送施設、馬の能力管理施設、特認によるものを含む。

②-1 平成30年度 都道府県別畜産関係施設貸付事業費実績【通常＋補助付】

平成31年3月31日締（単位：千円、税込）

区分	飼料生産利用施設				家畜家きん飼養管理施設												小計		家畜畜産物流通施設						小計		特認機械施設		総合計	
都道府県	草地造成用機械施設		自給飼料生産利用機械施設		搾乳施設		生乳冷却貯蔵施設		生乳検査機械		精液保管等施設		畜舎環境改善機械施設		中小家畜管理機械施設				家畜市場機械施設		食肉食鶏処理流通施設		鶏卵処理流通施設							
	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額
北海道			49	486,057			4	25,939					9	50,149	1	22,680	63	584,825											63	584,825
青森																														
岩手			8	54,677			1	4,536	1	5,237			8	15,211	1	2,268	19	81,929											19	81,929
宮城																														
秋田			7	26,007	3	3,866	1	2,376					2	29,592			13	61,842											13	61,842
山形							1	2,106					1	1,296			2	3,402											2	3,402
福島													3	11,610			3	11,610											3	11,610
茨城																														
栃木			46	221,165	2	37,843	5	23,954					16	87,512			69	370,474											69	370,474
群馬			5	29,249			2	9,530					1	2,080			8	40,859											8	40,859
埼玉																														
千葉			4	14,558	3	5,238	2	4,008					3	10,598			12	34,402											12	34,402
東京			1	1,620			3	10,746					3	9,900	1	2,368	8	24,635											8	24,635
神奈川			3	5,885			1	1,496					5	8,489			9	15,870											9	15,870
新潟			2	5,346			1	4,266					1	1,750			4	11,362											4	11,362
富山																														
石川																														
福井																														
山梨			6	41,421	1	5,486	1	4,498					9	84,770			17	136,176											17	136,176
長野			5	17,469			3	10,584					2	9,148			10	37,201											10	37,201
岐阜			3	9,755					1	7,065							4	16,820											4	16,820
静岡							1	12,582					1	5,138			2	17,720											2	17,720
愛知			1	4,999			2	11,211					5	19,991			8	36,202											8	36,202
三重			1	949									3	18,174			4	19,124											4	19,124
滋賀																														
京都																														
大阪					1	18,684							1	4,914			2	23,598			1	6,480			1	6,480			3	30,078
兵庫			3	9,071	1	1,230	3	4,687					2	1,531			9	16,520											9	16,520
奈良																														
和歌山																														
鳥取							3	10,422									3	10,422											3	10,422
島根													1	5,076			1	5,076											1	5,076
岡山					4	28,313							16	61,829			20	90,142											20	90,142
広島																														
山口			8	23,612			2	12,527					2	3,148			12	39,287											12	39,287
徳島			2	5,692			1	4,460					1	1,123			4	11,275											4	11,275
香川															1	972	1	972											1	972
愛媛													1	972			1	972											1	972
高知																														
福岡			1	8,000									3	13,446			4	21,446											4	21,446
佐賀			4	14,611									1	4,266	1	4,752	6	23,629											6	23,629
長崎			6	17,230			3	13,006					9	43,999			18	74,236											18	74,236
熊本			19	66,852			2	6,322					10	43,478			31	116,652											31	116,652
大分			1	1,385									1	4,050			2	5,435											2	5,435
宮崎			9	12,399							2	9,580	1	7,333			12	29,312											12	29,312
鹿児島			60	196,495	4	65,340	5	31,320					14	86,240	1	2,398	84	381,793					10	4,968	10	4,968			94	386,761
沖縄			2	5,202	1	551									10	78,203	13	83,956											13	83,956
総計			256	1,279,707	20	166,552	47	210,578	2	12,302	2	9,580	135	646,812	16	113,641	478	2,439,172			1	6,480	10	4,968	11	11,448			489	2,450,620

（注）基数、金額は契約を締結した数値。

②-2 平成30年度 都道府県別畜産関係施設貸付事業費実績【通常のみ】

平成31年3月31日締（単位：千円、税込）

区分	飼料生産利用施設				家畜家きん飼養管理施設												小計		家畜畜産物流通施設						小計		特認機械施設		総合計	
都道府県	草地造成用機械施設		自給飼料生産利用機械施設		搾乳施設		生乳冷却貯蔵施設		生乳検査機械		精液保管等施設		畜舎環境改善機械施設		中小家畜管理機械施設				家畜市場機械施設		食肉食鶏処理流通施設		鶏卵処理流通施設							
	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額
北海道			41	422,541			4	25,939					6	32,329	1	22,680	52	503,490											52	503,490
青森																														
岩手			6	32,429			1	4,536	1	5,237			8	15,211	1	2,268	17	59,681											17	59,681
宮城																														
秋田			6	21,707	2	1,058	1	2,376					1	2,592			10	27,733											10	27,733
山形							1	2,106					1	1,296			2	3,402											2	3,402
福島													3	11,610			3	11,610											3	11,610
茨城																														
栃木			33	142,105	1	7,344	5	23,954					10	33,709			49	207,113											49	207,113
群馬			5	29,249			2	9,530					1	2,080			8	40,859											8	40,859
埼玉																														
千葉			4	14,558	1	346	2	4,008					1	3,070			8	21,982											8	21,982
東京													1	1,382			1	1,382											1	1,382
神奈川			3	5,885			1	1,496					5	8,489			9	15,870											9	15,870
新潟			2	5,346			1	4,266					1	1,750			4	11,362											4	11,362
富山																														
石川																														
福井																														
山梨			2	22,851			1	4,498					2	8,424			5	35,773											5	35,773
長野			5	17,469			3	10,584					2	9,148			10	37,201											10	37,201
岐阜			3	9,755					1	7,065							4	16,820											4	16,820
静岡							1	12,582					1	5,138			2	17,720											2	17,720
愛知			1	4,999			2	11,211					5	19,991			8	36,202											8	36,202
三重			1	949									3	18,174			4	19,124											4	19,124
滋賀																														
京都																														
大阪																					1	6,480			1	6,480			1	6,480
兵庫			3	9,071	1	1,230	3	4,687					2	1,531			9	16,520											9	16,520
奈良																														
和歌山																														
鳥取							3	10,422									3	10,422											3	10,422
島根													1	5,076			1	5,076											1	5,076
岡山																														
広島																														
山口			1	4,730			2	12,527					2	3,148			5	20,406											5	20,406
徳島			2	5,692			1	4,460					1	1,123			4	11,275											4	11,275
香川															1	972	1	972											1	972
愛媛													1	972			1	972											1	972
高知																														
福岡			1	8,000									3	13,446			4	21,446											4	21,446
佐賀			4	14,611									1	4,266	1	4,752	6	23,629											6	23,629
長崎			1	6,999									2	2,830			3	9,829											3	9,829
熊本			14	51,181													14	51,181											14	51,181
大分			1	1,385									1	4,050			2	5,435											2	5,435
宮崎			5	3,135							2	9,580	1	7,333			8	20,048											8	20,048
鹿児島			51	171,730			5	31,320					4	10,748	1	2,398	61	216,195											61	216,195
沖縄			2	5,202	1	551									10	78,203	13	83,956											13	83,956
総計			197	1,011,580	6	10,529	39	180,504	2	12,302	2	9,580	70	228,916	15	111,272	331	1,564,682			1	6,480			1	6,480			332	1,571,162

（注）基数、金額は契約を締結した数値。

②-3 平成30年度 都道府県別畜産関係施設貸付事業費実績【補助付のみ】

平成31年3月31日締（単位：千円、税込）

区分	飼料生産利用施設				家畜家きん飼養管理施設												小計		家畜畜産物流通施設						小計		特認機械施設		総合計	
都道府県	草地造成用機械施設		自給飼料生産利用機械施設		搾乳施設		生乳冷却貯蔵施設		生乳検査機械		精液保管等施設		畜舎環境改善機械施設		中小家畜管理機械施設				家畜市場機械施設		食肉食鶏処理流通施設		鶏卵処理流通施設							
	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額	基	金額
北海道			8	63,516									3	17,820			11	81,335											11	81,335
青森																														
岩手			2	22,248													2	22,248											2	22,248
宮城																														
秋田			1	4,300	1	2,808							1	27,000			3	34,109											3	34,109
山形																														
福島																														
茨城																														
栃木			13	79,060	1	30,499							6	53,803			20	163,361											20	163,361
群馬																														
埼玉																														
千葉					2	4,892							2	7,528			4	12,420											4	12,420
東京			1	1,620			3	10,746					2	8,518	1	2,368	7	23,253											7	23,253
神奈川																														
新潟																														
富山																														
石川																														
福井																														
山梨			4	18,570	1	5,486							7	76,346			12	100,403											12	100,403
長野																														
岐阜																														
静岡																														
愛知																														
三重																														
滋賀																														
京都																														
大阪					1	18,684							1	4,914			2	23,598											2	23,598
兵庫																														
奈良																														
和歌山																														
鳥取																														
島根																														
岡山					4	28,313							16	61,829			20	90,142											20	90,142
広島																														
山口			7	18,882													7	18,881											7	18,881
徳島																														
香川																														
愛媛																														
高知																														
福岡																														
佐賀																														
長崎			5	10,231			3	13,006					7	41,169			15	64,407											15	64,407
熊本			5	15,671			2	6,322					10	43,478			17	65,471											17	65,471
大分																														
宮崎			4	9,264													4	9,264											4	9,264
鹿児島			9	24,765	4	65,340							10	75,492			23	165,598					10	4,968	10	4,968			33	170,566
沖縄																														
総計			59	268,127	14	156,023	8	30,074					65	417,896	1	2,369	147	874,490					10	4,968	10	4,968			157	879,458

（注）基数、金額は契約を締結した数値。

③ 畜産関係施設貸付事業の令和元年度貸付実施状況（R元.10.31現在）

（単位：千円、税込）

貸付施設の種類		平成30年10月31日現在 貸付事業費実績						令和元年10月31日現在 貸付事業費実績								
		【通常＋補助付】		【通常のみ】		【補助付のみ】 畜産特定補助リース 導入促進負担リース		【通常＋補助付】		【通常のみ】		【補助付のみ】 畜産特定補助リース 導入促進負担リース		【通常＋補助付】	【通常のみ】	【補助付のみ】
		基数	金　額 【a】=【b】+【c】	基数	金　額 【b】	基数	金　額 【c】	基数	金　額 【A】=【B】+【C】	基数	金　額 【B】	基数	金　額 【C】	平成30年度 対比 （【A】/【a】）	平成30年度 対比 （【B】/【b】）	平成30年度 対比 （【C】/【c】）
一般機械施設	草地造成用機械施設							1	21,600	1	21,600					
	自給飼料生産利用機械施設	175	940,178	150	819,906	25	120,272	201	931,425	140	657,609	61	273,816	99.1%	80.2%	227.7%
	搾乳施設	6	28,857	5	10,173	1	18,684	11	40,617	10	28,305	1	12,312	140.8%	278.3%	65.9%
	生乳冷却貯蔵施設	30	133,829	25	114,501	5	19,329	44	185,301	40	150,211	4	35,089	138.5%	131.2%	181.5%
	生乳検査機械	1	5,237	1	5,237									0.0%	0.0%	
	精液保管施設							3	10,454	3	10,454					
	畜舎環境改善機械施設	56	185,993	45	143,452	11	42,541	68	240,987	45	153,270	23	87,718	129.6%	106.8%	206.2%
	中小家畜管理機械施設	11	99,911	10	97,542	1	2,368	7	23,757	7	23,757			23.8%	24.4%	0.0%
	小　計	279	1,394,004	236	1,190,810	43	203,194	335	1,454,141	246	1,045,207	89	408,935	104.3%	87.8%	201.3%
家畜畜産物流通施設	家畜市場機械施設															
	食肉食鶏処理流通施設	1	6,480	1	6,480									0.0%	0.0%	
	鶏卵又は生乳処理流通施設	10	4,968			10	4,968							0.0%		0.0%
	小　計	11	11,448	1	6,480	10	4,968							0.0%	0.0%	0.0%
特認機械施設																
畜　産　合　計		**290**	**1,405,452**	**237**	**1,197,290**	**53**	**208,162**	**335**	**1,454,141**	**246**	**1,045,207**	**89**	**408,935**	**103.5%**	**87.3%**	**196.4%**

（注）基数、金額は、契約を締結した数値である。

２ 畜産関係施設貸付事業に係る規程の主な改正について

（１） 業務方法書、業務方法書実施要領の改正

平成３０年度の主な改正はなし

（２） 信用保険関係規程の主な改正等の概要

ア　二つの信用保険制度

楽酪事業による導入促進負担リース（直貸方式）を実施することとなったことから、協会の信用保険制度は、平成３０年度から貸付方式に応じた二つの制度が発足し、次のとおりそれぞれの制度要領を設けました。

①　畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領

②　畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領

両者の信用保険制度で異なる主な事項は、次表のとおりです。

	信用保険制度(再貸付方式)		信用保険制度(導入促進負担リースの直貸)
貸付方式	再貸付		導入促進負担リースの直貸
通常、補助付の区分	通常リース	補助付リース	
		畜産特定補助リース（畜産クラスター事業）	導入促進負担リース(直貸)（楽酪事業及び楽酪 GO 事業）
加入	任意		強制
加入依頼書	加入するには提出する必要あり		必ず加入してもらうので、提出は不要
保険の補償対象	残債額	補助金を除いた残債額	補助金を除いた残債額
支払保険金の上限額	原則　2,000 万円 ※ただし、希望者で保険会社の審査に通った方は上限なし		原則　上限なし ※ただし、上限 2,000 万円の場合あり

イ　信用保険制度の改正

平成３０年度から信用保険制度を、次のとおり改正しました。

なお、①及び②については、信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）にも適用されます。

①　縮小率が 90%から 95%に改正され、いざというときに支払われる保険金が増えます。

② 2018 年 4 月以降に貸付けされた機械施設の場合、信用保険の補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）保険料も、それに応じた額となります。

③ 信用保険制度（再貸付方式）の場合、支払保険金の上限額は原則 2,000 万円ですが、平成 30 年 4 月以降の借受者で、上限額引上げを希望し、あらかじめ保険会社の審査に通った方については、2,000 万の上限がなくなりました。

（注）この対象となる場合、それに応じて保険料も増加することとなります。

（３） 貸付事業指導等事業委託要綱の改正（畜産協会関連）

ア 平成 31 年 10 月から消費税の軽減税率制度が実施されるに当たって、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間は「区分記載請求書等保存方式」が、また、平成 35 年 10 月 1 日からは「適格請求書等保存方式」が導入されます。

これらの方式に適合する請求書にするため、委託費の請求様式を改正しました。

イ また、現在、委託先である道府県畜産協会からの委託費の請求は、別記様式第３号の委託費請求書（概算払がないとき）又は別記様式第５号の委託費精算報告書（概算払があるとき）により行われているが、これら２つの請求様式を、概算払の有無に関係なく同じ様式で請求等ができるように改正しました。

ウ 「貸付事業指導等委託事業実施調査表」については、これまで、事務連絡に基づいて委託事業の実績報告書の添付資料として提出してもらってきたが、添付を失念する畜産協会もあることから、当該実績報告書様式の「調査結果及び指導事項」欄に「別添「実施調査表」のとおり」と記し、別添で「貸付事業指導等委託事業実施調査表」を提出してもらうこととしました。

（平成 31 年４月１日施行）

なお、改正後の要綱並びに様式及び記入例は、当協会のホームページに掲載済です。

３　貸付事業指導等委託事業について

（１）貸付事業指導等委託事業の実施について

ア　令和元年度貸付事業指導等委託事業について

当協会では、貸付機械施設の適正な導入と効率的な活用を図ることを目的に、道府県畜産協会に委託して貸付事業指導等事業を実施しています。

令和元年度においても、次のとおり委託事業を行っています。

令和元年度貸付事業指導等委託事業		
事業区分	内　　容	委託先
１　貸付機械施設の確認等に係る調査・技術指導事業	（1）貸付機械施設の確認及び管理状況についての調査を行う。 （2）貸付機械施設の適正な利用についての技術指導を行う。	４４道府県
２　新規開拓に係る調査事業	畜産農家、農業協同組合、畜産農家が出席・参加する集会や催物等へ出向き、リース機械施設の利用拡大を図る。	３９道府県

なお、令和元年度委託事業の委託費請求、実績報告に当たっては、**記入例**及び**「委託費の請求、報告書の提出に当たっての依頼事項（２３頁）」**を参考に作成してください。特に、令和元年度からの委託費の請求様式が変更されていますので、ご注意願います。

イ　令和２年度貸付事業指導等委託事業について

令和２年度においても、前年度と同様に委託事業を行う予定です。

なお、委託事業を令和２年４月から実施できるよう、内報を含め必要な事務手続きを令和２年２月早々に開始するので、ご協力をお願いします。

ウ　貸付事業指導等委託事業に係る書類確認について

補助元（地方競馬全国協会）からの指導により、貸付指導事業等委託事業について、平成２５年度から委託事業に係る書類の確認を実施しております。

毎年度、いくつかの道府県において、畜産協会に日程調整等をお願いし畜産関係施設貸付事業に係る意見交換会を開催しておりますが、この意見交換会に併せて委託事業に係る書類（前年度分のみ）の確認を実施したいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○　貸付事業指導等委託事業の事務手続の流れ

事務手続の内容	時　　期	リース協会	畜産協会	備　　考 （委託要綱並びに別記様式及び記入例はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載中）
1　委託事業の実施について（委託額の内報）	1月末	委託額を畜産協会に内報し、受託の諾否を事前確認		貸付事業指導等事業委託要綱を参照
2　諾否の回答	2月末日まで		委託事業の受託の諾否をFAXにより回答	
3　委託の誘引	3月初旬	受諾のあった畜産協会に対し、委託の誘引		
4　委託の承諾	4月15日まで		委託事業の承諾書、実施計画書、概算払請求書を提出	承諾書様式（別記様式第1号） 実施計画書様式（別記様式第2号） 概算払請求書様式（別記様式第3号）
5　委託の決定	5月連休明け	委託の決定に係る文書の送付（遅くとも5月末までに概算払）		
〈				
6　完了報告	翌年の4月15日まで		完了報告書（委託費の請求）、事業実施報告書（調査実施表を含む）の提出	完了報告書excel様式（別記様式第4号） 事業実施報告書及び調査実施表様式（別記様式第5号）
7　委託費の確定	完了報告書の揃い次第	委託費の確定に係る文書の送付（遅くとも翌年の5月末までに委託費の支払）		

（2）平成30年度貸付事業指導等委託事業の調査結果について

貸付事業指導等委託事業は、貸付機械施設の適正な導入と効率的な活用を図るため、44道府県畜産協会に委託して、(1)貸付機械施設の確認と管理状況についての調査、(2)貸付機械施設の適正な利用についての技術指導等を行っている。

その調査結果は、下表のとおりである。

問　　題　　点	該　当　年　次　（件数）							H30年度に指導した内容
	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	
(契約書関連)								
1　再貸付・再々貸付契約書の紛失	0	2	0	4	4	0	0	
2　再貸付・再々貸付契約書の日付、記名漏れ	0	0	3	3	0	0	0	
3　最終借受者の名義変更手続きの失念	5	2	5	3	4	0	0	
4　合併による組合名の変更手続きの失念	0	0	0	0	0	0	0	
5　畜舎の移転により設置場所の相違	0	0	0	0	0	0	0	
6　車輌保険の未加入	0	0	0	1	0	0	0	
7　台帳と型式番号等の相違	0	0	1	1	1	2	2	1基は正しい製造番号の検収調書を再送付するよう指導した。 1基はシールの型式番号を作り直すよう指導した。
(施設の管理と使用関連)								
1　当協会の標示(リース番号)の欠落、消失	11	20	24	13	16	3	5	協会標示の再表示を指導した。
2　貸付機械施設の不使用	0	0	0	3	0	0	0	
合　　計	16	24	33	28	25	5	7	

（３）貸付事業指導等委託事業実施に当たっての留意事項について

ア　委託費の使用等に当たって

(ｱ)　技術指導料と賃金の合計額は、委託費総額の概ね 50%以内を目途とします。（計画額及び決算額についても同様とする。）

※　なお、技術指導料と賃金の合計額が委託費額の 50%を超えることとなる場合は、事前に当協会までご相談ください。

(ｲ)　技術指導料及び賃金の単価は、当該事業に従事した者の畜産協会等が支払う実行単価とし、半日の場合はその半額とします。なお、支払単価を時間単位で管理している場合にあっては、１時間当たりの単価により技術指導料及び賃金の額を算出することができます。

(ｳ)　技術指導料及び賃金について、調査に係る事前準備、調査後の取りまとめ等の事務所内で行う事務に係る人件費についても対象とします。この場合、実施計画書においては「備考欄」に、実施報告書においては「調査結果及び指導事項欄」に、事務の内容を簡潔に記載してください。

(ｴ)　調査日数（又は時間数）は、調査に要する日数（又は時間数）及び「ア（ウ)」の事務に要する日数（又は時間数）とし、技術指導料及び賃金は、単価に当該調査日数（又は時間数）を乗じて得た額とします。

(ｵ)　旅費計算は、各畜産協会の旅費規程に基づくものとします。

(ｶ)　支出の部の備考欄には、支出額の内訳を記載してください。

(ｷ)　裏付けとなる証拠書類（領収書等）は、委託事業が終了した事業年度から起算して２年間、保存願います。

イ　貸付機械施設の確認等に係る調査・技術指導事業

(ｱ)　予め関係団体と十分な連絡をとった上で、実施してください。

(ｲ)　貸付契約の解約、貸付先の変更等については、その都度通知しますので、貸付台帳を訂正し整備しておいてください。

(ｳ)　調査の対象は、現在貸付中の施設（補助付リースに係る貸付施設を含む。）とします。楽酪事業等による直接貸付けの場合も、農家の所属農協に調査協力を委託等しておりますので、農協と協力の上、実施願います。

調査は、１貸付施設につき貸付期間中に２回以上（貸付開始及び終了時期）行っていただくことが望まれますが、委託費の制約、畜産協会の諸事情もあるので、適正な調査計画に基づき委託費の範囲内で実施してください。

(ｴ)　調査する事項は、委託要綱第２の委託事業の範囲を逸脱することがないよう留意してください。

(ｵ)　再貸付契約書を保有しているか。最終借受者、所属団体及び住所（所在地）が変更になっていないか留意してください。

(ｶ)　貸付物件は、当協会のリース番号のほか、その機械施設の型式、銘柄等が表示されているので、貸付台帳記載事項と照合してください。貸付物件の交換、譲渡、転貸等の事実が判明した場合、又は農協合併によって農協の名称変更を行っている場合には、次の点について調査の上、報告してください。

①　その事実が発生した時期、理由について

②　貸付物件の移転先（現在の使用管理者の住所、氏名）

(ｷ)　最終借受者の廃業、その他やむを得ない理由により貸付期間中の貸付施設が遊休化している場合、貸付契約の変更措置により最終借受者を替えることができますので、ご指導願います。

ウ　新規開拓に係る調査事業

畜産農家、農業協同組合、畜産農家が出席・参加する集会や催物等へ出向き、リース機械施設の利用拡大を図ってください。なお、補助付リース実施県において、急激に施設確認件数が増加したことにより、施設確認の経費が不足するときは、新規開拓の経費を流用してください。

（４）委託費の請求、報告書の提出に当たっての依頼事項について

ア　委託費の請求について

令和元年度から、委託費の請求書様式を変更しました。

概算払の有無に関係なく、完了報告書（別記様式第４号　エクセル様式）により請求してください。（４月１５日までに提出）

⇒　　完了報告書は、記入例（２４頁参照。ホームページにも掲載）を参考に作成してください。特に、消費税について、簡易課税方式をとっている畜産協会では、これまでの委託費の消費税請求と異なる場合があると思いますので、ご注意願います。

★ 公益法人として義務付けられている内閣総理大臣への事業報告等の提出期限から逆算した財務諸表の作成期限がありますので、提出期限の厳守をお願いします。

イ　実施報告書の提出について

実施報告書（別記様式第５号）及び当該報告書の別添「実施調査表」の「記入例」及び「記入上の留意事項」（２６頁参照。ホームページにも掲載）を参考に、作成願います。（４月１５日までに提出）

事務担当：畜産事業部（横川浩二）
TEL：03－3584－0861
FAX：03－3584－0758
yokokawa@chikusan-lease.or.jp

（別記様式第４号）

年度　貸付事業指導等事業完了報告書　**【様式及び記載例】**

年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
　理事長　　殿

適格請求書発行事業者の登録を受けている場合、登録番号を記入してください。

団体名
（登録番号　　）
代表者名　　印

貸付事業指導等事業委託要綱第４の（３）の規定に基づき、下記のとおり報告します。
なお、併せて精算金として、金　100,000円を請求します。
なお、併せて概算払済額に、金　　円の余剰を生じたので返還します。

記

１　委託費の請求額等

区　　分		金　　額	備　　考
（１）委託費の請求額【A】	自動計算	800,000 円	（注）【B】と【C】のいずれか低い額となります。
委託費の請求額のうち、消費税率10%対象の委託事業費（税抜）	自動計算	727,273 円	**※リース協会は、この額について消費税の仕入税額控除をできることとなります。**
委託費の請求額のうち、消費税率10%対象の消費税額	自動計算	72,727 円	

（２）「(1)委託費の請求額【A】」の算出　（【A】は、【B】と【C】のいずれか低い額）			
①　委託事業費の合計額【B】		816,000 円	（注）「2　委託事業費の明細」の表の合計額が、自動転記されます。
委託事業費額の合計額うち、消費税率10%対象の委託事業費（税抜）	自動計算	741,819 円	
委託事業費の合計額のうち、消費税率10%対象の消費税額	自動計算	74,181 円	
②　委託費の上限額【C】		800,000 円	（注）委託費の上限額を記入してください。

（３）委託費の精算金額又は返還額の算出			
①　概算払済額【D】		700,000 円	（注）概算払済額を記入してください。
②　精算金額(【A】－【D】)	自動計算	100,000 円	
③　返還額(【D】－【A】)	自動計算	－　円	（注）概算払済額に余剰があったとき

2　委託事業費の明細

区　　分	消費税率10％対象の委託事業費(注1)（全区分税込）	備　　考
（1）貸付機械施設の確認等に係る調査・技術指導事業委託費		
①　指導技術料 (注1)	220,000 円	
②　賃金 (注1)	44,000 円	
③　旅費	120,000 円	
④　需用費	80,000 円	
消耗品費	40,000 円	
会議費	20,000 円	
印刷製本費	20,000 円	
○○○○費	円	
○○○○費	円	
⑤　役務費	40,000 円	
通信運搬費	40,000 円	
○○○○費	円	
○○○○費	円	
⑥　賃借料	40,000 円	
（1）の計	544,000 円	
（2）新規開拓に係る調査事業委託費		
①　指導技術料 (注1)	110,000 円	
②　賃金 (注1)	22,000 円	
③　旅費	60,000 円	
④　需用費	40,000 円	
消耗品費	20,000 円	
会議費	10,000 円	
印刷製本費	10,000 円	
○○○○費	円	
○○○○費	円	
⑤　役務費	20,000 円	
通信運搬費	20,000 円	
○○○○費	円	
○○○○費	円	
⑥　賃借料	20,000 円	
（2）の計	272,000 円	
合計　(1)＋(2)	816,000 円	左記の合計額は、「1　委託費の請求額等」の表の「①　委託事業費の合計額【B】」の金額欄に自動転記されます。

(注1)委託事業費は、税込額で記入してください。ただし、人件費等の不課税取引に係る事業費は、支出額に消費税相当額を加えた額で請求してください。

【例】 指導技術料の支出額が100,000円の場合、消費税額を加えた額（100,000円×1.1＝110,000円）を記入してください。

(注2)本委託事業費は、4月1日から翌年3月31日までの委託経費を一括請求していただきますので、消費税率はすべて10%で請求していただくこととなります。
　したがって、実際に支払った消費税率が8%であったとしても、請求する委託費に係る消費税率はすべて10%に修正した額で請求してください。

【例】 9月に旅費として消費税率8%の税込 10,800円の支出があった場合、委託費の請求額は10%消費税額に計算し直して、10,800円×（110/108)=11,000円と記入してください。

3　委託費の振込先

銀行名　：
預金種別　：
（ふりがな）　：
口座名　：
口座番号　：

（別記様式第５号）

令和　　年度　貸付事業指導等事業実施報告書

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　飯　髙　　悟　　殿

○○社団法人　○○○○畜産協会等
代表者名　　㊞

貸付事業指導等事業委託要綱第４の（４）の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　貸付機械施設の確認等に係る調査・技術指導事業（委託要綱第２の（１）及び（２）関係）

委託事業の内容	調査・指導期間	調査場所	調査者氏名	貸付施設の種類	調査基数	調査結果及び指導事項
（１）貸付機械施設の確認及び管理状況についての調査 （２）貸付機械施設の適正な利用についての技術指導	年　月　日～　日 日（実　日）	○郡○町 ○○町農協	総括コン 甲野一郎	ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ	３０	
	年　月　日～　日 日（実　日）	○市○町 ○○市酪農協	畜コン 乙野一郎	ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ	２０	**別添実施調査票のとおり**
	年　月　日～　日 実（１日→　日 半日→　日）	○郡○村 ○村酪農協	畜コン 乙野三郎	ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ トラクター他	２０ １０	
	年　月　日 （　日）	事務所	畜コン 乙野三郎			調査準備事務、調査取りまとめ事務等
計	期間日数　　日 実調査日数 （１日→　日 半日→　日）	時間（hr）による記入でも可			８０	

２　新規開拓に係る調査事業（委託要綱第２の（３）関係）

委託事業の内容	調査期間	調査場所	調査者氏名	調査戸数	調査結果及び反応
新規開拓に係る調査	年　月　日～　日 （　　日）	○郡○町 ○○町農協	総括コン 甲野一郎	５０	農家が集まる会場（共進会、セミナー等）に出向きリース事業を説明
	年　月　日～　日 （　　日）	○市○町 ○○市酪農協	畜コン 乙野一郎	５０	
	年　月　日 （　　日）	事務所	畜コン 乙野一郎		調査準備事務、調査取りまとめ事務等
計	期間日数　　日	**時間（hr）による記入でも可**		１００	

実施報告書（別記様式第５号）の記入上の留意事項

１　調査・指導期間

（１）　委託事業の内容ごとに、実施した調査期間（○年○月○日～○日まで）を記入すること。期間については、旅行日を含む日数を記入し、併せて技術指導料の積算基礎となる実調査日数（時間で積算する場合は時間）を（　）書で記入すること。

なお、委託費の請求又は精算報告に係る調査等日数（又は時間）は、実施報告書の「調査・指導期間」に記入した日数（又は時間）と一致していることを確認すること。

（２）　特別に貸付機械施設の適正な利用についての技術指導のみを実施した場合は、確認調査とは区分して記入のこと。なお、確認調査に併せて技術指導を行った場合は、区分する必要はない。

（３）　調査に係る事前準備、調査後の取りまとめ等の事務所内で行う事務に係る技術指導料についても対象とする。この場合、調査結果欄に事務の内容を簡潔に記入すること。

２　調査場所

（１）　所在地を示すため、郡市町村及び所属農協まで記入すること。

（２）　当協会の貸付事業に係る打合せ会議等を実施する場合は、会議の名称及び開催場所（郡市町村名）を記入すること。

３　調査者氏名

（１）　調査場所ごとに、調査を行う者の職名と氏名を記入すること。

（２）　調査者は、原則として総括畜産コンサルタント、畜産コンサルタント及び非常勤コンサルタントとし、一人で実施すること。

（３）　会議等の場合は、畜産協会等出席者の職氏名を記入のこと。

４　貸付施設の種類

調査した機械施設の品名を記入すること。

５　調査基数

調査した機械施設の基数を各々記入すること。

６　調査の結果及び指導事項

「別添調査票のとおり」とし、別添調査票（様式は次頁）を添付すること。

【実施報告書の別添】

（様式）

貸付事業指導等委託事業実施調査表

貸付台帳記載事項								調査結果			
貸付団体名	再貸付団体名	最終借受者名	貸付年度	機械施設名	銘柄型式製造番号等	協会の標示（ﾘｰｽ番号）	取得価額（消費税込み）	貸付台帳と相違の有無	相違する問題点とその理由及び指導事項	保守管理利用状況	調査指導年月日 調査者氏名

※　補助付リースに係る貸付施設の記載において、補助金の額、補助残取得価額及び補助事業の標示（貸付番号）の記載は、特に必要ありません。

実施調査表の提出及び記入方法について

1　実施報告書（別記様式第５号）の「調査の結果及び指導事項」を、別添様式「貸付事業指導等委託事業実施調査表」により提出すること。

2　「貸付団体」から「取得価額」までの欄については、貸付台帳の記載事項を転記すること。

3　「貸付台帳と相違の有無」の欄については、相違の有、無のみ記入すること。（貸付施設の他に、農協の名称変更があるので注意のこと。）

4　「相違する問題点とその理由及び指導事項等」の欄については、次により記入すること。

（１）　貸付施設が異なる場合（相違があったとき）

ア　相違点（型式、製造番号、協会の標示（リース番号）他）

（例）　型式が違う場合、現物の型式を記入

イ　異なる理由（異動、変更等の要因）

ウ　施設が入れ替えなどにより全く違うものであった場合は、異なる施設の入手方法と入手先

エ　借受施設について、とった処置、異動先など

オ　異動、変更があった年月日

（２）　貸付機械施設が無い場合

ア　無い理由

イ　借受施設の処置方法（転貸か売却か）と異動先の住所、氏名、所属農協名、異動年月日などを記入

（３）　指導事項等については、貸付施設の管理利用について指導した場合、指導内容を簡明に記入

（４）　記入事項が多い場合には、別紙に記入し添付しても可

5　「保守管理、利用状況」の欄については、管理、利用状況を簡明に記入すること。

（例）　良、　普通、　悪い

（参考）

貸付事業指導等事業関係

公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱の改正の概要

平成３１年１月

今回の公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱の一部改正の主な理由及び内容は、次のとおりである。

１　平成 31 年 10 月から消費税の軽減税率制度が実施されるに当たって、平成 31 年 10 月 1 日から平成 35 年 9 月 30 日までの間は「区分記載請求書等保存方式」が、また、平成 35 年 10 月 1 日からは「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される。

当協会が消費税の仕入税額控除を平成 31 年 10 月以降適切に行うためには、委託先から「区分記載請求書等保存方式」及び「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」に基づいた請求書を提出してもらう必要があるが、現在の委託費の請求書様式では、委託費の中の消費税相当額が正しく請求されないことがあるので、委託費の請求様式を改正する（改正後の別記様式第４号関係）。

２　また、現在、委託先である道府県畜産協会からの委託費の請求は、別記様式第３号の委託費請求書（概算払がないとき）又は別記様式第５号の委託費精算報告書（概算払があるとき）により行われているが、これら２つの請求様式を、概算払の有無に関係なく同じ様式で請求等ができるように改正する（第４関係）。

３　「貸付事業指導等委託事業実施調査表」については、これまで、事務連絡に基づいて委託事業の実績報告書の添付資料として提出してもらってきたが、添付を失念する畜産協会もあることから、当該実績報告書様式の「調査結果及び指導事項」欄に「別添「実施調査表」のとおり」と記し、別添で「貸付事業指導等委託事業実施調査表」を提出してもらうこととする（改正後の別記様式第５号関係）。

４　平成 31 年５月１日に元号変更が予定されていることに伴い、別記各様式中の年度及び年月日を記載する箇所について、「平成」を削る。

公益財団法人畜産近代化リース協会
貸付事業指導等事業委託要綱

制　　定：昭和57年12月 1日
最終改正：平成31年 1月24日

第１　趣　旨

公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）は、貸付機械施設の適正な導入と効率的な活用を図るために、第２に掲げる事業を都道府県畜産協会又は合併等により都道府県畜産協会の事業を承継する団体（以下「都道府県畜産協会等」という。）に委託する場合には、この要綱の定めるところによるものとする。

第２　委託事業の範囲

協会が、都道府県畜産協会等の代表者（以下「都道府県畜産協会会長等」という。）の承諾を得て委託する事業は、次のとおりとする。

(1)　貸付機械施設の確認及び管理状況についての調査
(2)　貸付機械施設の適正な利用についての技術指導
(3)　その他協会が協議の上必要と認めた事項

第３　委託業務の承諾

都道府県畜産協会会長等は、第２に掲げる委託事業を受託するときは、別記様式第１号による承諾書及び別記様式第２号による委託事業実施計画書を協会に提出するものとする。

第４　委託費の支払及び請求

(1)　協会は、都道府県畜産協会会長等が第２に掲げる事業を実施するために必要な経費として、予算の範囲内において委託費を支払うものとする。
(2)　委託費の支払は、精算払の方法によるものとする。ただし、理事長が必要と認めたときは、概算払をすることがある。
(3)　都道府県畜産協会会長等は、概算払の方法により委託費の支払を受けようとするときは、別記様式第３号による概算払請求書を協会に提出するものとする。
(4)　都道府県畜産協会会長等は、委託事業が完了し委託費の請求等をする場合には、翌年度の4月20日までに、別記様式第４号による完了報告書に別記様式第５号による実施報告書を添えて、協会に提出するものとする。

第５　委託費の返還等

協会は、都道府県畜産協会会長等が次の各号のいずれかに該当すると認めたときには、委託費の全部若しくは一部を交付せず、又はすでに交付した委託費の全部若しくは一部の返還を求めることがある。

(1)　第２に掲げる事業を行わなかったとき

(2)　委託費の支出が適当でないと認めたとき
(3)　概算払によって交付を受けた委託費に精算の結果残額を生じたとき

第６　書類の提出部数

第３又は第４の規定により都道府県畜産協会会長等が協会に提出する書類の部数は、１部とする。

第７　帳簿等の整備保管

都道府県畜産協会等は、委託事業に係る書類並びに収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、確定通知を受理した日の属する年度の次年度より起算して、２か年間整備保管しなければならない。

附　則

この要綱は、昭和５７年１２月１日から適用する。

附　則

この要綱の変更は、畜産局長に届け出た日(平成９年７月１６日)から施行し、変更後の規定は平成９年８月１日から適用する。

附　則

この要綱の変更は、平成１０年４月１日から適用する。

附　則

この要綱の変更は、平成１２年４月１日から適用する。

附　則

この要綱の変更は、平成２１年４月１日から実施する。

附　則

１　この要綱の一部改正は、平成２５年４月１日から実施する。
２　この要綱の一部改正の実施の日前に受託された委託事業については、なお従前の例による。

附　則

１　この要綱の一部改正は、平成３１年４月１日から実施する。
２　この要綱の一部改正の実施の日前に受託された委託事業については、なお従前の例による。

※　別記様式及び記入例については、当協会ホームページに掲載してありますので、参考にしてください。

Ⅱ　畜産関係施設貸付事務の手引

畜産関係施設貸付事業の事務担当者一覧

公益財団法人畜産近代化リース協会

(1) 畜産関係施設の貸付け(補助付リースを含む。)に関する事務

令和元年9月から、事業区分に関係なく、以下のとおり都道府県別に担当者を配置しました。

	都道府県名	担当者名
1	北海道	戸倉
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	森谷
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	横川
14	神奈川県	森谷
15	新潟県	渡邉
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	内田
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	

	都道府県名	担当者名
25	滋賀県	渡邉
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	内田
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	渡邉
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	森谷
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

(2) 貸付契約の解約及び変更に関する事務	渡邉
(3) 自動車関係及び動産総合保険に関する事務	渡邉
(4) 信用保険に関する事務	渡邉
(5) パンフレット等の印刷物の管理	渡邉
(6) 貸付料等の請求事務	内田、戸倉
(7) 貸付システムに関する事務(システム及びデータの管理、統計資料の整理)	横川、内田、戸倉
(8) 業務推進事務打合せ会議(全国会議)の開催に関する事務	横川、渡邉
(9) 貸付要望額調査、補助付リース全般に関する事務	横川、戸倉
(10) 各県畜産協会への委託に関する事務	横川、戸倉
(参考)調査研究(畜産)に関する事務	戸倉

【連絡先】メールアドレス及び電話番号

内田	uchida@chikusan-lease.or.jp	03-3584-0899
渡邉	watanabe@chikusan-lease.or.jp	
戸倉	tokura@chikusan-lease.or.jp	
森谷	moriya@chikusan-lease.or.jp	
横川	yokokawa@chikusan-lease.or.jp	03-3584-0861

通常リースの説明

1　貸付事務の分担

公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が実施する畜産関係施設貸付事業は、都道府県、道府県畜産協会、借受者及び販売業者の各関係団体のご協力と連携の下に行っています。本事業に関して各関係団体が担当している事務の概要は、次のとおりです。

都道府県

① 畜産関係施設貸付事業の通常リースに係る貸付要望額調査

都道府県は、協会の通常リースに係る貸付要望額に係る調査依頼文書に基づき管内における翌年度の貸付要望額を取りまとめ、１月末日までに貸付要望額調査票を協会へ提出していただきます。

協会は、貸付要望額調査の結果をもとに、翌年度の畜産関係施設貸付事業の実施方針を決定し、都道府県に対し３月末までに通知します。

なお、令和元年度については、通常リースの要望額が予算の範囲内であったので、これまで示してきた都道府県割当額を設定せず、要望額どおりの貸付けが可能である旨のお知らせをしたところです。

② 協会実施方針の借受者への通知

協会の実施方針について、都道府県から管内の借受者へ通知していただきます。

なお、当初の貸付要望にない追加の貸付要望があった場合、協会は予算の範囲内で対応しますので、別途ご相談願います。

③ 畜産主務課室長の意見書の添付

借受者からの貸付申請書については、畜産主務課室長の意見書を付して協会へ提出していただきます（貸付事務の簡素化を図る観点から、要望額調査票に記載のあったものについては、意見書を省略することもできます。）。

協会は、貸付申請書を審査し、都道府県あて貸付決定の通知をします。

道府県畜産協会

① 現地確認調査

最終借受者が使用する貸付機械（補助付リースによる貸付機械を含む。）の確認及び管理状況について調査するとともに、貸付機械の利用について技術指導を行っていただきます。

② 新規利用者の開拓

畜産農家等が出席・参加する研修会、集会等へ出向き、協会のリース事業

を説明する等、協会のリース事業の利用拡大を図っていただきます。

③ 意見交換会

協会が主催する各関係団体との意見交換会の開催について、日程調整、開催案内等の意見交換会開催のための事務について、ご協力をお願いしております。

借受者

① 貸付申請書の提出

畜産農家等からの申請に基づき、都道府県を経由し貸付申請書を協会に提出します。

協会は、内容を審査し、貸付けを決定したときは貸付契約書（案）2 部を送付（同時に販売業者へ売買契約書（案）を送付）します。

② 貸付契約の締結

協会から送付された貸付契約書（案）により契約手続を行い、協会に 1 部を返送し契約締結となります。

再貸付団体（借受者から再貸付けを受ける団体）がある場合は、借受者は再貸付団体と再貸付契約を締結します。

③ 検収

貸付機械の納入に当たっては、検収実施者を指名し検収調書を作成します。

再貸付けをする場合は、最終借受者が検収実施者となり、借受者は、検収立会人を指名します。

なお、「検収調書」及び「受渡書」の様式及び記入例は、協会のホームページに掲載しております。

④ 貸付料及び譲渡価額等の支払

貸付契約書に基づき、協会に貸付料及び譲渡価額等を支払います。

⑤ 貸付契約の変更又は解約

最終借受者の変更、貸付機械の設置場所等の変更、又はやむを得ない事情で解約を行う必要が生じた場合は、貸付契約の変更又は解約の手続を行います。

⑥ 動産総合保険

動産総合保険に加入した貸付機械に、火災、落雷、盗難、破損等の偶然の事故が発生した場合の対応を行います。

⑦ 信用保険

最終借受者が加入を希望し、加入条件を満たしている場合は、協会に依頼書を提出します。

なお、保険事故が発生した場合は、事務手続につき対応をお願いします。

販売業者

① 見積書作成

最終借受者と協議して貸付機械の見積書を作成します。見積書（原本）は、協会理事長あてとし、借受者に提出します。

② 売買契約の締結

協会から送付された売買契約書（案）**2** 部により契約手続（借受者へ貸付契約書（案）を送付するのと同時）を行い、協会に **1** 部を返送し契約締結となります。

③ 貸付機械の納入、検収

売買契約書に基づき貸付機械を納入し、検収実施者及び検収立会人（指導立会人）により検収を終えたときは受渡書を作成し、かつ、検収写真（カラー）を撮ります。

なお、「検収調書」及び「受渡書」の様式及び記入例は、協会のホームページに掲載しております。

④ 貸付機械代金の請求

協会に機械代金の請求をするときは、適正な請求書と「検収調書」及び「受渡書」並びに検収写真等を一組として請求します。

【 通常リースに係る事務の概念図（フロー図）】

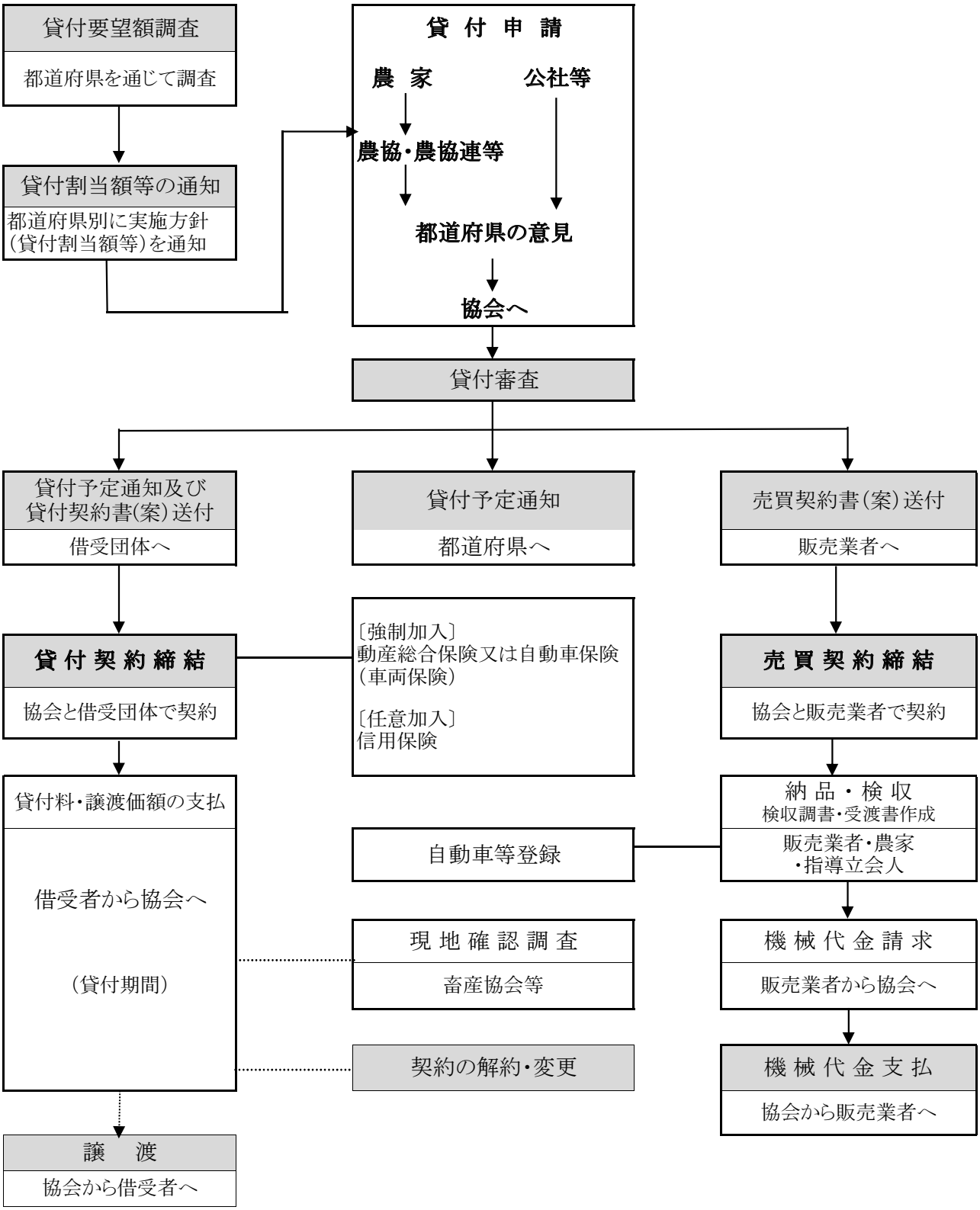

２　通常リースの事務手続の流れ

（１）次年度の通常リースに係る貸付要望額の調査

次年度の貸付事業の貸付枠の設定等のため、毎年１月までに、都道府県畜産主務課に管内の農協等を通じて、通常リースに係る貸付要望額（需要額）を調査し取りまとめ、協会に通知するようお願いしています。

（２）貸付申請書の提出

手順は次のとおり。

ア　畜産農家等は、貸付事業により機械施設を導入しようとする場合、機械施設の販売業者と交渉し、①製造会社、②型式、③性能、④取得価額の見積価額等、必要事項を決定してください。

機械施設の据付工事費が発生する場合、貸付事業の対象としていますので、機械施設の取得価額の見積価額総額に含め、その内訳で明示してください。

なお、貸付けできる機械施設の取得価額（税抜）は、一式１０万円以上のものとしています。

イ　畜産農家等は必要事項を決定したら農協等に貸付事業の申出を行い、申出を受けた農協等は、借受者として貸付申請書を協会に提出します。（貸付申請には、各種添付資料に加え、希望する機械施設の見積書及びカタログ、また、信用保険加入する場合は同加入依頼を添付してください。）

なお、貸付申請は、原則として、借受者が所在する都道府県を経由し、都道府県畜産主務課室長の意見書を添付することとしています。ただし、「平成２０年度貸付事業の実施について（平成 20 年 3 月 27 日付け 19 リース協畜第 991 号）」でお知らせしているように、要望額等の調査において既に記載され、申請時にその内容が変わらない案件については、都道府県の経由及び都道府県畜産主務課長室長の意見書の添付を省略して差し支えありません。

（３）貸付決定・貸付契約の締結、売買契約等

ア　協会は貸付申請書を審査して貸付決定すると、借受者と貸付契約を締結し、同時に販売業者と売買契約を締結します。また、都道府県主務課長に貸付決定した旨を通知します。（貸付開始月は納品予定月を踏まえ決定）

イ　借受者（農協等）は、協会との貸付契約と並行して最終借受者と再貸付契約を締結します。（借受者が農協連合会等の場合、借受者と最終借受者の畜産農家を組合員とする農協等と再貸付契約を、また、当該再貸付団体（農協等）は組合員の畜産農家と再々貸付契約を締結します。）

（４）貸付機械施設の納品・検収、購入代金の請求及び支払

ア　販売業者は、売買契約に基づいて指定する場所及び期日までに貸付機械施設　を納品し、借受者の立会指導の下で検収実施者（協会が最終借受者に委託）による検収を受けます。

検収に当たり、販売業者は機械施設に協会の定める「リース番号（標示シールなど）」を付してください。

イ　検収終了後、販売業者は「検収調書（最終借受者が作成）」「受渡書（販売業者が作成）」及び検収写真を協会に提出してください。

なお、貸付機械施設の所有権は、「検収調書」及び「受渡書」に関係者が記名押印した時点で、販売業者から協会に移転します。

ウ　貸付機械施設の購入代金の支払は、協会が請求書を受理した日から４０日経過後の最初の支払日（１５日又は月末）に行います。

３　通常リースに係る貸付申請関係

◎通常リースに係る貸付申請における留意事項

（１）貸付期間の短縮又は延長について

協会の貸付期間は、法定耐用年数が６年以上９年以下の機械は６年（ほとんどの機械が該当）を基準としてリースしています。

ただし、法定耐用年数の７０％まで短縮又は１２０％まで延長するこができます。法定耐用年数が７年（農業用設備の法定耐用年数）のものは４年（１年未満の端数は切捨て）から９年（１年未満の端数は切上げ）の範囲内で貸付期間の短縮又は延長をすることができます。希望する場合は、貸付申請書の記の４.「機械施設の明細」の「貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(１３)」欄に記入してください。

なお、協会パンフレット（リースのご案内：平成３０年４月改訂版）の１５頁～１７頁に機械ごとの「短縮又は延長できる期間」を掲載しておりますので参照してください。

（２）中古畜産機械施設の貸付け

業務方法書実施要領別記２「中古の貸付施設の貸付要件」に合致する畜産関係機械施設（機械施設の種類は問いません。）が対象になります。

貸付申請書の記の６（１）⑪ウにおいて添付することとなっている申告書（業務方法書実施要領別記２「中古の貸付施設の貸付要件」の第3に定める申告書。別紙１記入例を参照）を、販売業者から提出させてください。

なお、中古畜産機械施設に係る検収調書の記載で「検収所見」の「新品であるか」欄は、同要件と照合し、適合している場合は「適合」と記入してください。

また、車検登録の必要となる中古機械施設の場合は、所有者が貸付申請時点では販売業者等になっていますので、検収の際に、所有者がリース協会、使用者が最終借受者に名義変更（名義変更の手順は別紙５を参照）されているか確認願います。

（３）特認借受者又は特認機械施設について

業務方法書実施要領に定める貸付対象者（借受者）又はリース機械施設以外で、協会が畜産経営の体質強化、経営の合理化等特に必要と認めたときは、特認借受者又は特認機械施設として貸し付けます。

特認借受者として貸付施設を借り受けようとする場合は、特認協議書による事前協議が必要となりますので、「畜産関係施設貸付事業特認措置利用の手引き」（協会ホームページ掲載）を参照して特認借受者の手続を行ってください。

（4）原則として、建物（簡易建物を除く。）及び構築物（簡易構築物を除く。）は、貸付けの対象となりませんのでご注意ください。
（5）トラクター、ホイルローダー等の動産総合保険への加入の有無については、貸付申請書の提出後に変更することがないよう、事前に最終借受者と十分に確認をして申請してください。
（6）信用保険の加入申込に当たっては、貸付申請書と一緒に依頼書を提出してください。なお、諸般の事情により依頼書の提出が遅れる場合は、速やかに提出をお願いします。
（7）貸付料の試算について
　貸付機械の支払に係る試算を行いたい場合は、協会ホームページの「申請について」の「支払リース料等計算書（Excel)」をご利用ください。

◎ 貸付申請書（業務方法書実施要領第１１　別記様式第２号）の記入

（1）　貸付申請書は、貸付施設の種類ごとに作成してください。貸付申請書の表題下の（貸付施設の種類）は、下記の貸付施設の種類を記入してください（業務方法書実施要領第１参照)。

１）草地造成用機械施設（ＧＥ） ２）自給飼料生産利用機械施設（ＦＰ） ３）生乳生産合理化施設（ＭＰ） ・搾乳施設 ・生乳冷却貯蔵施設 ・生乳検査機械施設 ４）精液保管等施設（Ｓ）	５）畜舎環境改善機械施設（ＨＥ） ６）中小家畜管理機械施設（ＰＣ） ７）家畜市場機械施設（ＬＭ） ８）食肉食鶏処理流通施設（ＭＣ） ９）鶏卵又は生乳処理流通施設（ＥＧ） 10）特認機械施設（特）

（2）　貸付申請書の記の「１　借受者の概要」の「担当者氏名」欄には、担当者氏名のほか担当部課名、メールアドレスも記入してください。

（3）　貸付申請書の記の「４　機械施設の明細」の記入にあたっては、次の点にご留意ください。
①　「最終借受者名(２)【信用保険の加入】」欄は、最終借受者が信用保険に加入する場合は必ず【信保】と記入してください。
②　「設置場所(３)」欄は、市、郡・町又は郡・村単位のみ記入してください。
③　「見積業者名(１２)【郵便番号、住所、電話番号、担当者名】」欄の項目は、すべて記入してください。当該業者に支店又は営業所等がある場合は、協会と売買契約を締結する者は誰なのか明示願います。
④　貸付機械が、トラクター、ホイルローダー等で自賠責保険・自賠責共済又は任意の自動車保険に加入するものは、動産総合保険に加入できませんので、「備考」欄に**【自賠責保険等に加入】**と必ず記入してください。この場合、原則として協会を受取人とする自動車保険（車両保険）に加入しなければなりません。
　小型特殊自動車の場合は、別紙６「小型特殊自動車において最終借受者が付すべき損害保険について（１１５頁)」も参照してください。

⑤　貸付機械が生乳生産合理化施設の場合には、搾乳施設（パイプラインミルカー等）と生乳冷却貯蔵施設（バルククーラー）は混合記載しないで、それぞれ別にまとめて記入し、基数・取得価額の小計を計上したのち、さらに合計を記入してください。

⑥　生乳生産合理化施設の部分貸付けについては、「機械施設名(５)」欄に借り受ける部分名をカッコ書きで記入してください。（別紙２）

⑦　組合せ機械施設の記入に当たっては、別紙３を参照してください。

⑧　機械施設名について、貸付申請書と貸付契約書が異なる場合があります。これは、貸付申請された機械施設名を当協会の貸付システムの登録名に読み替えた結果ですので、ご了承願います。

（４）　貸付申請書の記の「６　添付書類」の⑨販売業者の見積書及びカタログ（設計図）については､販売業者に次の点を指導してください。

①　見積書の日付を記入させてください。

②　見積金額は現地据付価額とし、据付工事費がある場合は、その額を明示させてください。なお、今年度から、貸付契約書の別表１については、機械施設の価額とその他の経費（据付工事費等）を明示できる様式に改正しました。

（良例）		（不良例）	
ⅰ 販売価額	1,000,000 円	販売価額	1,000,000 円
値引き	200,000 円	据付工事費	100,000 円
ⅱ 値引後価額	800,000 円	工事費込価額	1,100,000 円
据付工事費	100,000 円	値引き	200,000 円
ⅲ 見積価額	900,000 円	見積価額	900,000 円
消費税	90,000 円	消費税	90,000 円
ⅳ 税込見積価額	990,000 円	税込見積価額	990,000 円

※　不良例の場合、据付工事費の額が不明です。据付工事費が発生した場合は、印紙税法により協会と販売業者は売買契約書に収入印紙（１万円未満の場合は非課税）を貼り付ける義務が生じます。

③　下取り・値引きがある場合は、１基ごとに下取り額､値引き額を示させてください。

④　カタログは必ず添付し、該当する箇所を赤枠で囲む等により、機械施設、銘柄、型式及び能力が分かるようにさせてください。また、カタログのない場合（特注品等）には図面を添付させてください。

（５）　貸付申請書の記の「６　添付書類」は、貸付申請する施設の種類、借受者の性格等によって異なりますので注意願います。

（６）　従来の「貸付事業申請書」は、平成２５年度から「貸付申請書」になっています。一部の申請書において旧来のままのものが見受けられますが、ご注意ください。

４　販売業者への連絡文書について

協会は、販売業者へ売買契約書（案）を送付する際、「貸付機械の購入事務について」を配布します。動産総合保険対象機械の場合は別紙４、自動車保険（車両保険）対象機械の場合は別紙５を送付しています。

内容は、双方とも販売業者の売買契約締結事務、貸付機械納入事務及び貸付機械代金請求事務の手順を説明していますが、自動車保険（車両保険）対象機械については、別途、車両に必要な書類等を説明しています。販売業者の事務の処理方法については、借受者におかれても承知願います。

5　「検収調書」及び「受渡書」関係（業務方法書実施要領第１０）

（１）「検収調書」及び「受渡書」の様式は、協会ホームページに掲載しています。販売業者が協会への代金請求の際、適正な請求書及び検収写真（カラー）等と一緒にこれらの書類を提出します。借受者及び販売業者は、各々それらの写しを保管します。

（２）機械施設は、売買契約書締結以前に納入することのないよう販売業者に指導願います。

（３）「検収調書」及び「受渡書」の記入例は、５２～５３頁を参照してください。また、協会ホームページにも掲載しています。

6　貸付契約書関係（業務方法書実施要領第１３　別記様式第４号参照）

（１）貸付機械施設納入後の機械施設の銘柄、型式等の変更は、認められません。

（２）機械施設は、貸付期間が終了し最終借受者に譲渡されるまで、善管義務に基づいて適切に管理するよう再貸付団体、最終借受者に対して指導願います。

（３）再貸付契約（再々貸付契約を含む。）は、必ず文書で締結するようお願いします。

（４）農協等の解散又は合併時の取扱いについて

農協等の解散又は合併によって、解散又は合併前の権利義務がそのまま合併後の農協等に引き継がれる場合は、解散又は合併前後の農協名がわかるように整理して協会に連絡してください。

なお、必要な場合は、引継ぎに関する証明の書類等（登記簿謄本、事業（権利義務）承継契約書等）を提出いただくことがあります。

7　貸付契約の解約（業務方法書第１６条）

貸付契約は、原則として解約することはできません。ただし、廃業、事故又は災害による全損など特別な事情があって、協会がやむを得ないと認めた場合はこの限りではありません。

8　貸付契約の変更（業務方法書第２２条）

貸付契約の変更は、最終借受者の属する再貸付団体の変更、経営の譲渡に係る最終借受者の変更などの場合です。

特に、最近、機械の生産が受注に追いつかない等の理由により、貸付予定機械が年度内に納入されない事例が散見されることから、年度内に納入されない場合については、次のとおり対応していただくようお願いします。

【貸付予定機械が年度内に納入されない場合の対応について】（畜産 ICT 事業等を除く。）

（1）貸付契約締結前に、すでに年度内に納入されないことが明らかな場合

提出された貸付申請書に基づき、今年度に売買契約及び貸付契約を締結し、「貸付開始月」を次年度とする。したがって、次年度の貸付けとして取り扱うこととなり、貸付料の支払も次年度からの開始とする。

（2）貸付契約締結後に、年度内に納入されないことが明らかとなった場合

年度内に納入されないことがわかった時点で、締結している貸付契約及び売買契約の納品期限等の変更を内容とする変更協議書の提出、契約変更を行う。

具体的には、年度内に納入されない場合、契約番号、貸付番号、別表2（支払計画）、納品期限及び貸付期間を変更する。

万一、当該機械に係るリース料がすでに納入されている場合は、借受者に返納することとする。

9　自動車関係

（1）自動車税納税通知書について

自動車（軽自動車及びトラクター等を含む。）に係る自動車税納税通知書は、直接、最終借受者に送付されるよう登録時に手続を行ってください。

なお、この手続は別紙５「貸付機械の購入事務について」の記の３（２）ウにより販売業者に依頼しています。

（2）自動車の譲渡手続について

① 自動車検査証を取得（運輸支局は普通自動車等、軽自動車検査協会は軽自動車）した自動車を譲渡する場合、協会は最終の貸付料と譲渡代金等の入金を確認後、所有権移転に必要な下記書類を送付しますので、速やかに、所有者の変更を行うよう再貸付団体・最終借受者に指導願います。

【当協会から送付する所有権移転に必要な書類】

運輸支局登録車両の場合	軽自動車検査協会登録車両の場合
(1)委任状	・ 申請依頼書
(2)譲渡証明書	
(3)印鑑証明書	

なお、この譲渡手続が遅れ、印鑑証明書の有効期間（発効日より３カ月）が失効した場合は、再発行に必要な経費として印鑑証明書１通につき４５０円分の収入印紙を請求させていただきます。また、平成２４年度以前の車両にあっては、登記簿謄本も必要となり１通につき６００円分の収入印紙を併せ請求させていただきます。

登記簿謄本は、公益法人制度改革により協会が平成２５年４月１日から公益財団法人に移行したことから必要になるものです。

② 小型特殊自動車標識交付証明書（緑ナンバー）を取得したトラクター等については、協会へ最終の貸付料と譲渡代金等の支払を終えたのち、市町村で所有者の変更を行うよう再貸付団体・最終借受者に指導願います。

なお、所有者の変更にあたって、協会理事長印が必要な書類がある場合は、当該書類を協会に送付願います。

10　動産総合保険

11　信用保険

「リースに関係する保険」（１１４～１４２頁参照）

別紙1

中古の貸付施設申告書（記入例）

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　殿

会　社　名
代 表 者 名　　㊞
住　　所
担 当 者 名
電 話 番 号

下記の事項を〇〇〇〇氏（最終借受者）及び〇〇〇〇農業協同組合（借受者）に提示しましたので、見積書と併せ提出します。

記

（記入例）

貸付施設名	ブロードキャスター
銘　　柄	〇〇〇〇〇㈱
型　　式	ZA－M1001
仕様（能力）	ホッパ容量 1，000L
機体番号	ZAM0083555
製造業者名又は輸入業者名等	〇〇〇〇〇㈱
製造（輸入）年月日	―
機械施設の使用歴	〇〇年〇〇月～ 〇〇年〇〇月までの 年 ヶ月
点検整備状況	良好
交換部品の供給体制	交換部品の供給可能
メンテナンス体制	〇〇営業所対応
新品時販売価額	円（消費税を除く。）
中古品販売価額（見積額）	円（消費税を除く。）
その他（貸付施設の状態などを判断するために有用な情報）	

別紙２

【生乳生産合理化施設の部分貸付けの場合】

借受者名　　○○県酪農業協同組合連合会

再貸付団体名(1)	(フリガナ) 最終借受者名(2) 【信用保険の加入】	(フリガナ) 設置場所(3)	貸付開始月(4)	機械施設名(5)	銘柄(6)	型式(7)	能力(8)	取得に要する価額			見積業者名(12) 【郵便番号、住所、電話番号、担当者名】	貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(13)	備考
								消費税抜価額(9)	消費税相当額(10)	計 (11)			
△△△農業協同組合	キョウカイ　タロウ 協会　太郎 【信保】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	パイプラインミルカー (真空発生装置一式)	ABC社	EF-1	××	円 100,000	円 10,000	円 110,000			
△△△農業協同組合	キョウカイ　タロウ 協会　太郎 【信保】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	パイプラインミルカー (配管設備一式)	ABC社	LM-1	○○	100,000	10,000	110,000		9年	
△△△農業協同組合	キョウカイ　ジロウ 協会　次郎 【　　】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	ミルキングパーラー (ミルキングユニット一式)	ABC社	TU-1	□□	100,000	10,000	110,000			
△△△農業協同組合	キョウカイ　ジロウ 協会　次郎 【　　】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	ミルキングパーラー (ストール一式)	ABC社	VW-1	★★	100,000	10,000	110,000			
△△△農業協同組合	キョウカイ　ジロウ 協会　次郎 【　　】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	バルククーラー (冷凍機一式)	ABC社	XZ-1	△△	100,000	10,000	110,000		4年	
合　計				5 基				500,000	50,000	550,000			

注 ： 機械施設名(5)の(　)内は、部分貸付けする機械の名称を記入するものとし、部分貸付けする機械の名称は、次のとおり。

- パイプラインミルカー又はミルキングパーラーの場合
  ①真空発生装置一式、②配管設備一式、③ミルキングユニット一式、④受乳装置一式、⑤洗浄装置一式、⑥自動離脱装置一式又は⑦ストール一式
- バルククーラーの場合
  冷凍機一式

別紙3

【組合せ機械施設の場合】

借受者名　　○○○○農業協同組合連合会

再貸付団体名(1)	(フリガナ) 最終借受者名(2) 【信用保険の加入】	(フリガナ) 設置場所(3)	貸付開始月(4)	機械施設名(5)	銘柄(6)	型式(7)	能力(8)	取得に要する価額			見積業者名(12) 【郵便番号、住所、電話番号、担当者名】	貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(13)	備考
								消費税抜価額(9)	消費税相当額(10)	計 (11)			
△△△農業協同組合	○○○食肉公社 【　　】	市　町 ○○郡　○○村	年　月	冷凍施設一式	○○○○	○○○	○○	円 20,000,000	円 2,000,000	円 22,000,000			
				＜内 訳＞									
				プレハブ冷凍庫	○○○○	○○○	○○	10,000,000	1,000,000	11,000,000			
				冷凍ユニット	○○○○	○○○	○○	5,000,000	500,000	5,500,000			
				冷凍機	○○○○	○○○	○○	5,000,000	500,000	5,500,000			
合　計				1 基				20,000,000	2,000,000	22,000,000			

別紙４（動産総合保険対象機械の場合）

貸付機械の購入事務について

貴社から協会に提出された見積書により売買契約を締結しますので、下記により事務処理をお願いします。

記

1　売買契約締結事務

（1）　売買契約書（案）２部を送付しましたので、（2）、（3）の手続を行った上、１部を遅滞なく協会へ返送願います。

（2）　売買契約書に記入する箇所は、Ｐ１の売主欄とＰ２の売主（甲欄）です。職名は、社長等の貴社を代表して契約できる権限のある方となります。

（3）　売買契約書のＰ２の売主（甲欄）に、職名の公印を押印してください。また、売買契約書と明細書との境に、契印を押してください。

2　貸付機械納入事務

（1）　機械の納入の際は、協会が貸し付けた借受者の担当者（再貸付けの場合は最終借受者の所属する農協等の担当者）及び最終借受者（農家等）の立会いの下で検収を受け、検収調書・受渡書（様式は協会ホームページの「申請について」の「１．リース事業」の「検収調書・受渡書」）を作成してください。

作成した検収調書・受渡書の正１枚は協会へ提出し、写し１枚は借受団体（農協等）へ提出、写し１枚は貴社が保管してください。

（2）　検収調書・受渡書の記入は、別記 記入例を参考にしてください。

なお、検収場所、機械施設名、銘柄及び型式は、売買契約書の明細書に記載されたとおりか確認するとともに、検収及び受渡年月日は必ず記入してください。

（3）　納入する機械には、協会の標示「リース番号」（売買契約書の明細書に記載）をシール又はステッカー等で表示してください（文字の大きさ、書体等は任意です。）。

【リース番号の記入例：令和△年度自給飼料生産利用機械施設（ＦＰ－１０の場合）】

Ｒ△畜リースＦＰ－１０

（4）　納入した機械のカラー写真を撮ってください。写真は、機械全体を確認できる前側、後側及び横側の３枚以上で、必ず前述の協会標示「リース番号」の写真が必要です。

なお、これらの写真は、Ａ４版の用紙に貼り付け、①都道府県名、②借受者名（農協等）、③最終借受者名（農家等）、④機械施設名、⑤リース番号を必ず記入してください。

⇒　型番、製造番号の写真は？

3　貸付機械代金請求事務

（1）　請求書は、検収調書・受渡書各１枚とカラー写真１式を併せて提出願います。

（2）　請求書は、協会理事長（氏名は不要）あて、請求年月日、振込先金融機関名・支店名・口座番号及び口座名義（ふりがな）を正確に記入願います。

なお、請求に必要な書類がなかったり、内容に不備な点があった場合は、請求書を受け付けられません。

不明な点等がありましたら、下記担当者までご連絡ください。

（公財）畜産近代化リース協会畜産事業部　〇〇
℡　０３－３５８４－０８９９

別紙５（自動車保険（車両保険）対象機械の場合）

貸付機械の購入事務について

貴社から協会に提出された見積書により売買契約を締結しますので、下記により事務処理をお願いします。

記

１　売買契約締結事務

（１）　売買契約書（案）２部を送付しましたので、（２）、（３）の手続きを行った上、１部を遅滞なく協会へ返送願います。

（２）　売買契約書に記入する箇所は、Ｐ１の売主欄とＰ２の売主（甲欄）です。職名は、社長等の貴社を代表して契約できる権限のある方となります。

（３）　売買契約書のＰ２の売主（甲欄）に職名の公印を押印してください。また、売買契約書と明細書との境に契印を押してください。

２　貸付機械納入事務

（１）　機械の納入の際は、協会が貸し付けた借受者の担当者（再貸付の場合は最終借受者の所属する農協等の担当者）及び最終借受者（農家等）の立会いの下で検収を受け、検収調書・受渡書（様式は協会ホームページの「申請について」の「１．リース事業」の「検収調書・受渡書」）を作成してください。作成した検収調書・受渡書の正１枚は協会へ提出、写し１枚は協会が貸し付ける団体へ提出、写し１枚は貴社が保管してください。

（２）　検収調書・受渡書の記入は、別記（別紙５の別記と同じ）を参照してください。

なお、検収場所、機械施設名、銘柄及び型式は、売買契約書の明細書に記載されたとおりか確認するとともに検収・受渡年月日（納入日）は必ず記入してください。

（３）　納入する機械には、協会の標示「リース番号」（売買契約書の明細書に記載）をシール又はステッカー等で表示してください（文字の大きさ、書体等は任意です。）。

【リース番号の記入例：令和△年度自給飼料生産利用機械施設（ＦＰ－１０の場合）】

Ｒ△畜リースＦＰ－１０

（４）　納入した機械のカラー写真を撮ってください。写真は、機械全体を確認できる前側、後側及び横側の３枚以上で、必ず前記の協会標示「リース番号」の写真が必要です。　⇒　型番、製造番号の写真は？

なお、これらの写真は、Ａ４版の用紙に貼り付け、①都道府県名、②借受者名（農協等）、③最終借受者名（農家等）、④機械施設名、⑤リース番号を必ず記入してください。

3　自動車に係る事務

（１）　運輸支局及び軽自動車検査協会で車検登録をした自動車は、ナンバープレートの写真と「自動車検査証」の写し、トラクター、ホイルローダー等で市町村の標識（緑ナンバー）を受けたものは、ナンバープレートの写真と「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」又は「標識交付証明書」の写しを送付願います。

なお、所有者が最終借受者名（農家等）で登録したものは、受け付けられません。

（２）　自動車に必要な書類について

ア　トラック等で運輸支局に車検登録が必要な場合は、原則として委任状及び印鑑証明書を売買契約書と併せ送付します。しかし、納車に日数がかかる場合は送付しません（印鑑証明書の有効期限の関係）。この場合は、納車の準備ができた時点で返信用封筒を添えて申請願います。

イ　軽トラック等で軽自動車検査協会に車検登録が必要な場合は、「申請依頼書」を返信用封筒を添えて申請願います。

ウ　トラクター、ホイルローダー等で市町村登録（緑ナンバー）をする場合は、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」又は「標識交付証明書」を、返信用封筒を添えて申請願います（市町村によっては所有者（協会）の公印が不要な市町村もあります。）。

なお、ア、イ、ウの申告に当たっては、自動車税納税通知書が直接、最終借受者に送付されるようにしていただきたいので、納税の申告においては、所有形態を「リース車」ではなく「所有権留保」にしてください（これらの自動車は、使用者が協会に支払いを完済したときをもって使用者の所有となります。）。

4　貸付機械代金請求事務

（１）　請求書は、検収調書・受渡書１枚、カラー写真１式及び３の（１）の書類を併せて提出願います。

（２）　請求書は、協会理事長（氏名は不要）あて、請求年月日、振込先金融機関名・支店名・口座番号及び口座名義（ふりがな）を正確に記入願います。

なお、請求に必要な書類がなかったり、内容に不備な点があった場合は、請求書を受け付けられません。

不明な点等がありましたら、下記担当者までご連絡ください。

(公財) 畜産近代化リース協会畜産事業部　○○
℡　０３－３５８４－０８９９

別記（記入例）

検　収　調　書

検収年月日　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　殿

検 収 年 月 日　　年　月　日

検収実施者（借受者又は最終借受者）
住所又は所属団体・職名
氏　　名　　**実際の借受者**　　個人印

検収立会人
1　指導立会人　所属団体・職名
氏　　名　　**所属する農協の担当職員（貸付団体又は再貸付団**　　個人印
2　納入者　　社名・職名
氏　　名　　**営業所等の担当者**　　個人印

年度貸付けを受ける施設を、下記のとおり検収しました。

記

1台ごとに記入

検収結果

検　収　場　所		市町村まで記入			
検収施設	機械施設名				
	銘　柄				
	型　式〔受送乳装置型式〕				
	能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕				
	製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ製造番号〕				
	協会の標示（リース番号）	R△畜リースFP－○○			
検収所見	申請書、カタログ、設計図どおりのものか	相違なし			
	※新品であるか	新品である			
	協会の標示（リース番号）は、間違いなく表示されているか	表示されている			
	自動車の登録番号（軽自動車税に係る市町村ナンバーを含む。）				
	試運転の結果、異常はないか	異常なし			
	納入業者は、機械施設の取扱上の注意をしたか	注意した			
	その他				

同じもの

（注）(1)　検収施設の〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目
(2)　※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

受　渡　書

同じ日付

受渡年月日　　年　月　日

受渡年月日　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　殿

納　入　者　　協会と売買契約をした者　公印
（売買契約者）

同じ者

現地納入者　　営業所等の担当者　個人印

公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付けする施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

記

同じ者

1　受取人

借　受　者　　名称・代表者氏名　　協会と貸付契約をした者　公印

※再貸付団体　　名称・代表者氏名　　再貸付を受ける者　公印

※最終借受者　　氏　　名　　最終借受者　個人印

2　機械施設

機械施設名	銘　柄	型　式 〔受送乳装置型式〕	能力・容量・最大積載量 〔ストール数及びユニット数〕	製造番号又は車台番号 〔ミルクポンプ製造番号〕	協会の標示 (リース番号)
					R△畜リース FP－○○

1台ごとに記入

（注）(1)　〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目
(2)　再貸付けしない場合は、※印は空欄

補助付リースの注意点 《機械の納入時期の遅延、廃業、事業承継する場合等》

こ ん な 時	補助元等に対する事務処理	リース協会に対する事務処理
◎ 契約時には納入予定月を確認し貸付月を決める **➡契約前に機械の納品時期を、売買業者にしっかり確認すること**		**万一、契約後、納品が遅れ貸付開始を変更する場合、契約変更することになる。**
中畜からの事業参加決定通知後に、機械の型式、リース事業者等を変更する。	協議会、県畜産協会に相談すること。 変更承認が必要な場合は、その手続を行う。	リース協会へ連絡を入れること。 補助事業上の変更承認等を確認し、変更等を行う。
契約後、納入期限までに機械が納入されない場合、契約変更等を行う **➡ 納入期限前に、当協会へ連絡を入れること。** （ 万一、納入期限過ぎて納入されていないことが判明した場合、当協会へ直ちに連絡を入れること。）		**貸付契約、売買契約の変更等を行う。** (1) 貸付契約の納入期限、貸付開始月、別表等を変更、又は前契約を取消して新たな貸付契約を締結する。 (2) 売買契約の変更、又は前契約を取消して新たな売買契約を締結する。
◎ 機械が納品されたら	**1か月以内に実績報告書を提出する。** **（写真等の添付資料）**	中央畜産会で実績報告書の内容を確認し正式受領して以降、リース会社に補助金が交付される。 **（実績報告書が未提出・不備だと補助金交付されず）**
◎ 取組主体（農家等）が廃業・死亡等のとき、 A 貸付機械の新たな借受農家が見つかったら B 新たな借受農家が見つからなかったら	協議会、県畜産協会に相談すること。 **A-1 中畜から取組主体（農家等）の変更承認を得る。** （認定農業者であって、クラスター協議会メンバーとなること（事後承認可）。承認が得られたときは補助金返還なし） B1 補助元に事業終了の報告をし、必要な手続を行う。 B2 補助元から補助金返還文書を受領 B3 リース協会に、解約協議書を提出 B5 リース協会に、補助金返還額及び精算金を支払う。	リース協会へ連絡を入れること。 **A-2 左記の変更承認月日以後の日付で、貸付契約の変更協議書を提出し、最終借受者（借受農家）の変更を行う。** B2 補助元から補助金返還文書を受領 B4 補助元からの補助金返還文書及び解約協議書に基づき、補助金返還額及びリース精算額の支払文書を送付 B6 取組主体からの返還を受け、補助金返還額を補助元に返還

こ ん な 時	補助元等に対する事務処理	リース協会に対する事務処理
◎　取組主体（農家等）が、子に経営移譲、合併、買収等により、事業承継する場合 （参加承認から納品までの間も同じ） **【移譲・承継後でなく、必ず移譲・承継前に手続すること。】** 移譲・承継先が、クラスター協議会メンバーであることが前提（事後のメンバー承認でも可） （注：移譲・承継先がクラスター協議会メンバーにならないと、補助要件合致せず）	協議会、県畜産協会に相談すること。 中畜に対して財産処分（又は事業承継）の承認手続を行う。 （承認が得られたときは補助金返還なし） （承認が得られない場合は、補助元の指示に基づき補助金返還（当協会経由））	リース協会へ連絡を入れること。 左記の財産処分等承認月日以後の日付で、変更協議書を提出し、最終借受者の変更を行う。 （補助元からの補助金返還文書及び解約協議書に基づき、補助金返還相当額及び精算金を支払う。）
◎　取組主体（農家等）が法人化等による名称変更（例：㈲から㈱、個人から（㈱）に）する場合 **【名称変更後でなく、必ず変更前に手続すること。】**	協議会、県畜産協会に相談すること。 名称変更等の承認手続を行う。 （承認が得られたときは補助金返還なし）	リース協会へ連絡を入れること。 左記の変更承認月日以後の日付で、変更協議書を提出し、最終借受者の変更を行う。
◎　機械が火事等により滅失、使用不能となった場合	協議会、県畜産協会に相談すること。 補助金の返還はないが、中央畜産会からの指示で、事業効果を無求められ、導入した機械と同等の機械の導入が不可欠。	リース協会へ連絡を入れること。 貸付契約の解除、精算金の支払等を行う。 （動産保険適用の場合、返還金と相殺）。その後、同等の機械導入する場合、通常リースの活用可）
◎　貸付機械が、貸付契約書別表1の備考欄に「要保険」と指定したもの（動産総合保険に未加入の車両等）である場合		**必ず貸付契約書第8条第1項による損害保険を付すこと。 （被災による貸付機械の滅失等が懸念されるので、今後は、同契約書第8条第2項に基づき保険証券の（写）を提出していただくこととする。）**

【参考】 事業実施主体（補助元）について

① 畜産クラスターによる補助付リース

H27 年度事業・・・・・・・・・全国酪農業協同組合連合会

H28～30 年度事業・・・・・公益社団法人中央畜産会

② 楽酪事業（H29～）及び楽酪 GO 事業（H30～）による補助付リース

H29,30 年度事業・・・・・・・公益社団法人中央畜産会

畜産特定補助リース（畜産クラスター事業）の説明

1　畜産特定補助リースの事務手続の流れ

当協会が平成28年度から実施している畜産特定補助リースは、公益社団法人中央畜産会（以下「中畜」という。）が事業実施主体として実施している畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）におけるリース事業者として行っているものです。

また、この畜産特定補助リース事業は、当該補助関係規程を遵守しながら、当協会が従来から実施している畜産関係施設貸付事業の中で行っております。

まず、畜産特定補助リースの事務手続について、以下に説明します。

（1）事業参加要望書、配分予定額の決定（内示）

中畜に対し事業参加要望書を提出した後、採択されたものについて、中畜から配分予定額の決定通知（内示）があります。

（2）中畜へ事業参加申請書の提出

内示後、中畜に事業参加申請書を提出することとなりますが、その前に複数のリース事業者から徴収した見積書を比較検討した上で、リース事業者を決定する必要があります。

事業参加申請書には、リース事業者へのリース契約申込書の写しを添付する必要がありますが、当協会の場合のリース契約申込書は、「貸付申請書（畜産特定補助リース）」（様式はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載）がリース契約申込書に当たります。

（3）当協会へ貸付申請書（畜産特定補助リース）の提出

当協会へ貸付申請する場合は、電話等で当協会の了承を取り付けた（畜産特定補助リースの要望調査により回答しているときは不要）上で、前述の貸付申請書（畜産特定補助リース）を提出してください。**【※この時点では、事業参加承認通知書は交付されていませんので、添付書類とされている同通知書の写しは後日提出することとなります。】**

（4）事業参加承認通知書の写しの提出

事業参加申請書に対して中畜から事業参加承認通知があった場合は、ただちにその事業参加承認通知書の写しを当協会に提出してください。

（5）貸付契約の締結

当協会は、事業参加承認通知があったことを確認した上で、貸付契約の締結をします。**【※事業参加承認通知書の写しが届かない限り、貸付契約の締結はできませんので、ご留意願います。】**

（6）「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」の作成、送付

借受農協の職員、最終借受者及び販売業者の３者による検収及び受渡を行い、「借受証・検収調書（畜産特定補助リース）」及び「納品書・明細書（受渡書（畜産特定補助リース））」（様式はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載）を作成します。

販売業者は、この「借受証・検収調書（畜産特定補助リース）」及び「納品書・明細書（受渡書（畜産特定補助リース））」を請求書と併せて当協会へ送付し、代金を請求します。

（7）中畜へ実績報告書の提出

借受農協は、中畜に実績報告書（前述の「借受証・検収調書（畜産特定補助リース）」及び貸付契約書の写し等を添付）を提出します。**【※借受農協から実績報告書が事業実施主体に提出されない限り、リース事業者への補助金の交付がされませんので、納入後1か月以内に提出するようご協力をお願いします。なお、「借受証・検収調書（畜産特定補助リース）」及び貸付契約書の写しは、協会からも中畜に提出することになっていますので、異なるものが提出されないようご留意願います。】**

【 畜産特定補助リースに係る事務の概念図（フロー図）】

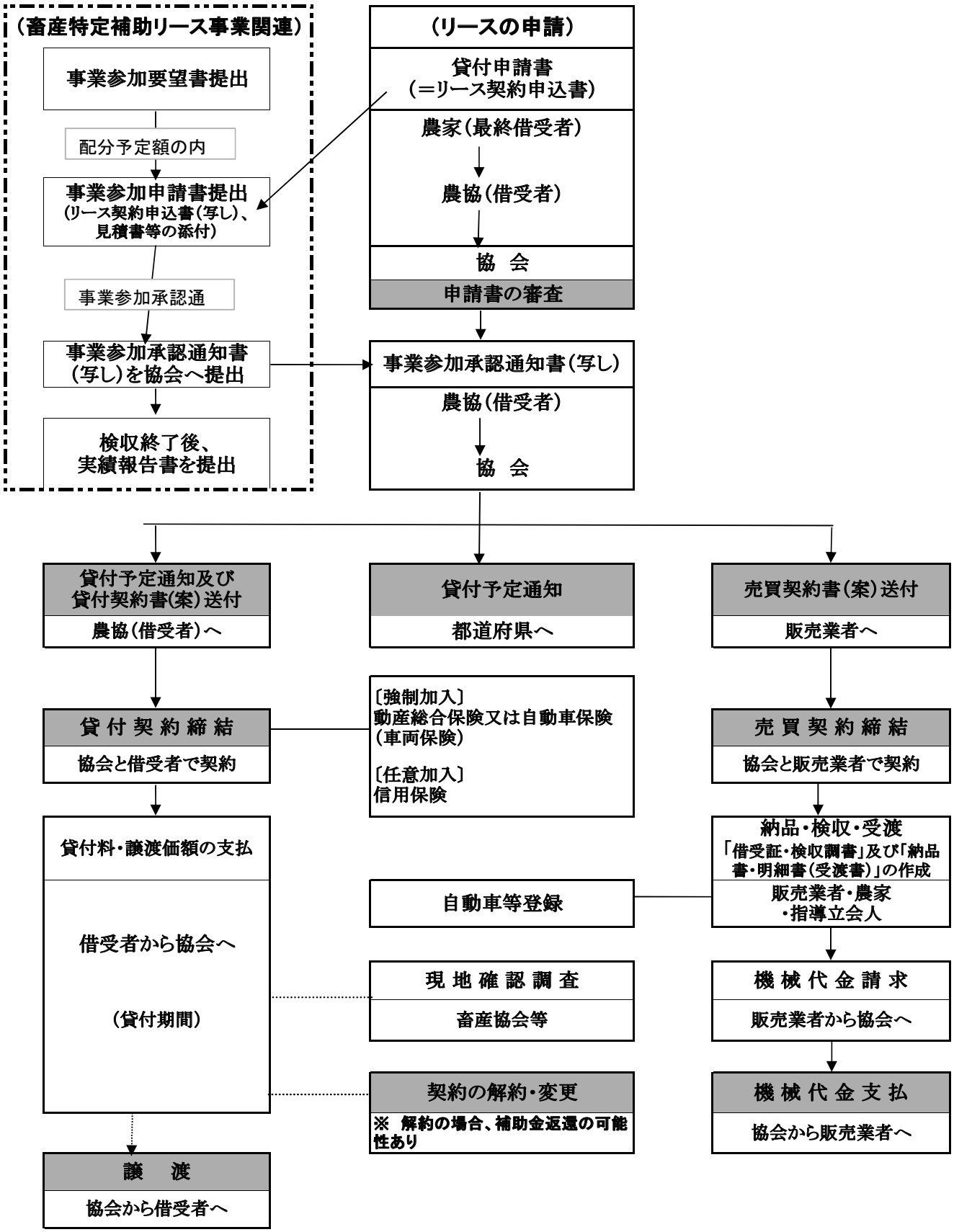

２　公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領

制定　平成27年 3月11日
最終改正　平成30年 4月 1日

第１　趣旨

この要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）附則第３項の規定により同項に規定する特定補助金（以下「特定補助金」という。）に係る貸付施設の貸付け（以下「畜産特定補助リース」という。）を行う場合における同項の規定に基づく業務方法書の特例、業務方法書により委任された事項について公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「通常実施要領」という。）に規定されたものの特例その他畜産特定補助リースを実施する上で必要な事項を定めるものとする。

第２　貸付期間

特定補助金に係る貸付施設の貸付期間に関する業務方法書第５条の規定の適用については、同条第１項中「法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第１条第１項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）の 100 分の 70（法定耐用年数が 10 年以上の貸付施設については、100 分の 60）に相当する年数（1 年未満の端数は、切り捨てる。）から法定耐用年数」とあるのは「１年から法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第１条第１項に規定する耐用年数をいう。）」とし、通常実施要領第４の規定の適用については、同第４の１の（１）中「法定耐用年数に１年を加えた期間」とあるのは「法定耐用年数」と、同第４の２中「業務方法書第５条第１項に定める期間」とあるのは「１年から法定耐用年数まで」とする。

第３　附加貸付料

特定補助金に係る貸付施設に対する附加貸付料に関する通常実施要領第７の規定の適用については、同第７の２中「取得価額」とあるのは「取得価額から当該貸付施設の取得に充当した業務方法書附則第３項に規定する特定補助金相当額を控除して得た額」と、「業務方法書第６条第２項第１号」とあるのは「同項の規定により読み替えて適用する業務方法書第６条第２項第１号」とする。

第４　再貸付け

特定補助金に係る貸付施設の再貸付けに関する業務方法書第７条の規定の適用については、同条中「直接又は間接の構成員」とあり、及び「これら構成員」とあるのは「構成員」と、「貸付施設を直接又は間接に」とあるのは「貸付施設を」とする。

第５　貸付期間終了後の施設の譲渡

特定補助金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡に関する業務方法書第１１条の規定の適用については、同条第１項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から附則第３項に規定する特定補助金相当額を控除して得た額（以下「補助残取得価額」という。）」とする。

第６　貸付施設の滅失等

特定補助金に係る貸付施設の滅失等に関する業務方法書第１３条の規定の適用については、同条第４項中「取得価額」とあるのは、「補助残取得価額」とする。

第７　貸付施設の購入方法

特定補助金に係る貸付施設の購入方法については、通常実施要領第９の規定にかかわらず、別に協会が定めるところによるものとする。

第８　貸付施設の検収

１　特定補助金に係る貸付施設の検収に関する業務方法書第１４条の規定の適用については、同条第２項中「第７条」とあるのは、「公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領第４の規定により読み替えて適用する第７条」とする。

２　特定補助金に係る貸付施設の検収の時期及び場所等については、通常実施要領第１０の規定にかかわらず、別に協会が定めるところによるものとする。

第９　貸付けの申請

１　畜産特定補助リースに係る貸付けの申請については、通常実施要領第１１の規定にかかわらず、指定支援団体（業務方法書附則第３項に規定する指定支援団体をいう。以下同じ。）からその補助の対象となる貸付けとする旨の通知を受けた協会の指示するところに従い、別に協会が定める様式の貸付申請書により行わなければならない。

２　畜産特定補助リースに係る貸付けの申請に当たっては、業務方法書第１９条第１項第１号の規定にかかわらず、同号に掲げる書類の提出は要しないものとする。

３　畜産特定補助リースに係る貸付申請書の提出については、業務方法書第２７条本文の規定にかかわらず、都道府県を経由する必要はないものとする。

第１０　契約書の様式

畜産特定補助リースに係る協会と販売業者との売買契約及び協会と借受者との貸付契約の締結は、通常実施要領第１２及び第１３の１の規定にかかわらず、別に協会が定める様式の契約書により行うものとする。

第１１　その他

第２から第１０までに規定するもののほか、貸付けを受けようとする者、借受者、最終借受者及び販売業者は、畜産特定補助リースの実施について協会から手続等に関して指示があったときは、それによらなければならない。

附　則

１　この要領は、業務方法書の変更の施行の日（平成２７年３月１１日）から実施する。

２　この要領の実施前に第９の１の規定に基づき協会が定める様式に相当する様式の貸付申請書の提出があった場合において、指定支援団体から当該貸付けを受けようとする者の機械・施設等の導入について補助の対象となる貸付けとする旨の通知があったときは、この要領の実施の日に第９の規定による貸付申請書の提出があったものとみなす。

附　則

この要領の改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附　則

この要領の改正は、平成２９年４月１日から実施する。

附　則

この要領の改正は、平成３０年４月１日から実施する。

３ 畜産特定補助リースの各種様式、記入例等

畜産特定補助リースに係る貸付申請書の様式

令和　年度貸付申請書（畜産特定補助リース）
【貸付施設の種類：○○○○○施設】

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理　事　長　　殿

団体名称
代表者氏名　　㊞

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領に従い、令和　年度において下記の機械施設について、畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業実施要領に基づく畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）の事業実施主体（以下単に「事業実施主体」という。）からの補助の対象となる貸付けとして、貴協会からの貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付契約締結の上は、上記各規程及び貸付契約書の各条項を遵守することを誓約いたします。

記

１　借受者の概要

主たる事業所の所在地	〒
役　員　氏　名	別紙のとおり
設　立　年　月　日	
資　本　構　成　内　容	
事　業　の　区　域	
電話・ＦＡＸ番号	
担　当　者　氏　名	（担当部課名　　） （ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　　）

2　貸付希望機械施設

貸付施設の種類	機械施設名	基数	取得に要する価額（円）（消費税相当額を含む。）			再貸付けの有無	備　考
			機械施設の価額	その他の経費	計		
						有　無	

（注）１　機械施設名欄は、再貸付けの有無別に記入すること。
　　２　その他の経費欄は、据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合に記入すること。

3　機械施設の明細
別添のとおり

4　再貸付事務手数料

補助残取得価額に対する割合	%

（注）再貸付事務手数料を徴収しない場合は、「なし」と記載すること。

5　添付書類　**【※添付書類の提出は、事業参加承認通知後で可とします。】**

①　事業実施主体が交付する事業参加承認通知書の写し（当該承認通知後に提出すること。）
②　申請者（指定生乳生産者団体等を除く。）の定款・規約等、直近年次の事業報告書及び決算書類（貸借対照表、損益計算書等）
③　再貸付けを行う場合は、再貸付契約書（案）の写し
④　再貸付けによる最終借受者が法人の場合は、その法人の決算書及び別紙１の「最終借受者の概要」
⑤　再貸付けにより最終借受者の農業者が共同利用する場合は、その規約及び別紙２の「共同利用者の経営の概要」、個人利用する場合は、別紙３の「借受者の経営の概要」
⑥　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）
⑦　信用保険に加入する場合は、畜産近代化リース協会信用保険制度要領（平成23年4月28日付け23リース協畜第55号）別紙様式に必要事項を記入した信用保険加入に係る依頼書（事業実施主体の事業参加承認通知後の提出でも可とする。）
⑧　借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による別紙４の「公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の第三者への提供に関する同意書」
⑨　その他協会が指示した書類

（注）②、③、④、⑤及び⑧の書類については、当該年度の最初の申請と変更がない場合は、省略することができる。

別添

3　機械施設の明細

借受者名

再貸付団体名(1)	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 最終借受者名(2) 【信用保険の加入】	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 設置場所(3)	貸付開始月(4)	機械施設名(5)	銘柄(6)	型式(7)	能力(8)	機械施設の価額(円) 消費税抜(9)	その他の経費(円) 消費税抜(10)	取得に要する価額（円）			見積業者名(12) 【郵便番号、住所、電話番号、担当者名】	貸付期間の短縮・延長又は中古の貸付施設の貸付け(13)	備　考
										消費税抜 (9)+(10)	消費税相当額 (11)	計 (9)+(10)+(11)			
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
—	【　　】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		

（記入方法）

1　(1)の欄は、記載しないこと。

2　(2)の欄の【　】は、畜産関係施設の貸付けであって、信用保険に加入する場合に「信保」と記入すること。

3　最終借受者が共同利用の場合には、(2)の欄に共同利用団体名とその代表者名を記入すること。

4　(8)の欄は、例えばトラクターでは馬力数、連絡車では総排気量、冷蔵庫やバルククーラーでは容積又は容量、パイプラインミルカーではストール数とユニット数等を記入すること。

5　(10)の欄は、据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合に記入すること。

6　(13)の欄には、畜産関係施設の貸付けであって、貸付期間の短縮又は延長を希望する場合は希望する貸付期間の年数を、新規就農者が中古の貸付施設を希望する場合は、「中古」と記入すること。

別紙１

最終借受者の概要（法人の場合）

最終借受者の名称	
所　在　地	〒
代表者氏名	
設立年月日	
電話番号	TEL
資本構成内容 （組合員数又は会員数）	
事業の概要	

別紙２

共同利用者の経営の概要

組　織　の　概　要				参加農家の経営概要					備考
組織の名称				代表者 氏　名 （年齢）	家畜飼養頭羽数			飼料作物 作付面積 （ha）	
代表者	氏名				乳用牛 （頭）	肉用牛 （頭）	（頭）		
参加戸数	住所　〒								
共同利用している現有機械	機械施設名	数量	能力						

別紙３

借受者の経営の概要

最終 借受者名	経営主 （年齢）	家畜飼養頭羽数				飼料作物 作付面積 （ha）	備考
		乳用牛 （頭）	肉用牛 （頭）	（頭）	（頭）		

別紙４

公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の
第三者への提供について

公益財団法人畜産近代化リース協会は、保有する個人情報等について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において、第三者に提供することがあります。

① 借受者及び再貸付団体が行う最終借受予定者への貸付けに関する事務（貸付料等の請求を含む。）
② 販売業者（施工業者等を含む。）との売買契約の締結
③ 公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱に基づく貸付施設の確認及び管理状況についての調査、技術指導等
④ 貸付施設に係る動産総合保険及び信用保険の契約の締結及び実施
⑤ 貸付申請経由機関による必要な調査、確認
⑥ 行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
⑦ 地方競馬全国協会、畜産特定補助リース及び導入促進負担リースに係る事業実施主体等への報告
⑧ 貸付事業に関する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）

上記に記載された内容を確認し、同意しました。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

最終借受予定者　住所又は所在地

氏名又は法人名

㊞

（法人の場合、法人名並びに代表者の役職及び氏名をご記入ください。）

事　務　連　絡
令和元年１１月

借受団体の事務担当者　殿

公益財団法人畜産近代化リース協会　畜産事業部長

令和　　年度貸付申請書（畜産特定補助リース）
の申請に係る留意事項について

畜産特定補助リースに係る「令和　　年度貸付申請書（畜産特定補助リース」）」の作成にあたっては、原則として、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）の業務方法書及び業務方法書実施要領に基づき作成しますが、一部は、畜産特定補助リース実施要領によるものとします。貸付申請に係る具体的な記入例は別添のとおりですが、下記により記入例の説明をします。

なお、不明な点がある場合は担当者まで別途、ご連絡願います。

記

１　令和　　年度貸付申請書（畜産特定補助リース）の下段の「貸付施設の種類：　　」は、協会の業方法書実施要領第１の貸付施設の種類を記入願います。したがって、貸付施設の種類ごとに貸付申請書を作成の上、提出願います。

２　様式記の３の機械施設の明細の「貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(13)」について

・　減価償却資産の耐用年数に関する省令で農業用設備は７年ですが、協会の貸付期間は６年（業務方法書実施要領第４の２号）としていますので留意願います。
　したがって、６年以外の１年から５年まで（短縮）及び７年（延長）の貸付けを要望する場合は、その年数を記入願います。

・　中古機械について、協会は、再貸付方式としていることから借受者は古物商許可証が必要です。ついては、新規就農者で中古機械の貸付けを要望される場合は、予め協会の担当者まで相談願います。

３　様式記の４の再貸付事務手数料は、借受者が最終借受者から徴する再貸付事務手数料の率を記入願います。再貸付事務手数料を徴収しない場合は、「なし」と記載してください。

ア　徴収の限度額
　補助残取得価額の１％相当額を限度とし、再貸付団体が実情を勘案の上、決定してください。

イ　徴収の時期と回数

第１回目の貸付料徴収時と最終回の貸付料徴収時との２回に分割徴収すること。ただし、事務手数料の額が少額の場合は第１回目の貸付料徴収時に１回で徴収しても差し支えない。

4　販売業者の見積書及びカタログについて

畜産特定補助リースの場合は、事業実施主体に提出した見積書（当協会あての見積書でなくとも可。写しでも可)、カタログ（写しでも可）を提出願います。

なお、平成２９年度から、据付工事費等について、その他の経費（補助率がかからないもの）としてリースの対象にできることとなりました。

その他の経費を含めてリースを希望される場合は、その他の経費が明確になるように見積書を作成してください。この場合、取得に要する経費（取得価額）は、機械本体の価額とその他の経費の合計額（千円単位）となります。

また、機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、見積書にオプション等を明記してください。記載がない場合、補助対象外となります。

5　貸付申請書（畜産特定補助リース）の様式は、協会のホームページの「申請について、１．リース事業、貸付申請書様式（畜産特定補助リース）(Word)」に掲載しておりますので、ご利用願います。

6　協会の担当者は、事業区分に関係なく、以下のとおり都道府県別に担当者を配置しています。

	都道府県名	担当者名
1	北海道	戸倉
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	森谷
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	横川
14	神奈川県	森谷
15	新潟県	渡邉
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	内田
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	

	都道府県名	担当者名
25	滋賀県	渡邉
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	内田
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	渡邉
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	森谷
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

TEL　03－3584－0899(畜産事業部直通)
FAX　03－3584－0758
住　所　〒106－0032　東京都港区六本木2－1－13

畜産特定補助リースに係る貸付施設の購入方法等

1　購入価額の決定方法

(1)　施設の貸付けを受けようとする者は、貸付けを希望する機械施設について自らその販売業者（２のただし書により選任された販売業者の代理人を含む。以下同じ。）と代金の支払方法等協会の売買契約の条件により価額交渉を行い、販売業者の見積書及びカタログ（カタログのないものは、その設計図又は仕様書）を申請書に添付して協会に提出するものとする。

(2)　協会は、見積書の内容が不適当であると認めた場合は、申請者に対し再度価額交渉を行うことを指示することがある。

(3)　見積書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

①　見積書のあて先並びに貸付施設の納期、見積書の有効期限及び代金支払方法の欄の記入については、指定支援団体が定める記入方法に従うこと。

②　銘柄、型式、能力等を記入すること。

③　据付工事費等その他の経費（補助率がかからないもの）を含めてリースを希望する場合は、これを別段書きとし、機械施設の価額とその他の経費の合計額を見積価額とすること。この場合、取得に要する経費（取得価額）は、機械施設本体の価額（税抜、千円単位）とその他の経費（税抜、千円単位）の合計額（税抜、千円単位）とすること。

④　機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、③の例にならって見積書にオプション等を明記すること。

（注）記載がない場合、補助対象外となる。

⑤　大型特殊自動車の場合、車輌登録する際に「除雪一括緩和」を適用して登録したとき（自動車検査証の備考欄に「除雪一括緩和」と記載される。）は、目的外利用となり補助対象外となるので注意すること。

2　売買契約の締結

協会は貸付施設の貸付けを決定したときは、見積書を提出した販売業者と売買契約を締結することとする。ただし、別紙１の販売業者代理人選任届により代理人を定めた旨の届出があり、協会が適当と認めた場合は、その者と当該契約を締結することができるものとする。

3　貸付施設の標示

販売業者は、貸付施設の機械施設ごとに売買契約書の別添明細書「協会の標示（リース番号）」欄に記載されている標示を付するものとする。

4　貸付施設の検収

協会と売買契約を締結した販売業者は、次により貸付施設の検収を受けなければならない。

(1)　検収の実施者

貸付施設の検収は、借受者の代表者が指名する者が行うものとする。ただし、再貸付けする場合にあっては、最終借受者とし、この場合、借受者の代表者が指名する者の指導立会いのもとに行うものとする。

(2)　検収事項

貸付施設の検収は、次に掲げる事項につき照合確認するものとする。

①　貸付申請書に添付された仕様書、設計図、カタログ等と相違ないこと。

②　「協会の標示（リース番号)」が、正しく付されていること。

※　事業実施主体から県窓口団体経由で配布される補助付リースに係るステッカーについても、貼付されているかどうか確認願います。

③　試運転の結果、正常に稼働すること。

(3)　「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書)」

貸付施設の検収が終了した場合には、借受者は別紙２の「借受証・検収調書（畜産特定補助リース)」を、販売業者は別紙３の「納品書・明細書（受渡書（畜産特定補助リース))」を作成するものとする。

なお、借受者は「借受証・検収調書」を、販売業者を通じて協会に速やかに提出するものとする。

5　所有権の移転

(1)　貸付施設の所有権は、前記の検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、販売業者から協会へ移転するものとする。

(2)　販売業者は貸付施設の受渡しに際して、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者）に対し、貸付施設の取扱上の説明を十分に行わなければならない。

6　代金の請求及び支払方法

(1)　協会に対する販売業者の代金の請求は、検収終了後に代金請求書に次の書類を添付して行うものとする。

①　「借受証・検収調書」（借受者から受け取ったもの）

②　「納品書・明細書（受渡書)」

③　納入物件のカラー写真１式（協会の標示（リース番号)、補助事業に係る標示（ステッカー）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）

④　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

⑤　協会を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

⑥　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

(2)　協会は、(1)の代金請求書を受理した日から 40 日を経過した後の最初の支払日（15 日又は月の末日とする。）に、販売業者へ代金を支払うものとする。

別紙１

販売業者代理人選任届

番　　号
令和　年　月　日

公益財団法人　畜産近代化リース協会
理事長　　殿

委任会社名　　社印
住　　所
代表者氏名　　代表者印

貴協会の令和　　年度　　貸付事業に係る貸付施設の売買に関し、下記のとおり代理人及び委任事項を委任しましたのでお届けします。

記

１　代理人
住　　所
会　社　名　　社印
代表者氏名　　代表者印

２　委任事項
(1)　売買契約の締結
(2)　販売代金の請求（請求に必要な書類等の提出を含む。）
(3)　販売代金の受領（取引銀行名及び口座番号）

（注）１　この届けを提出する場合は、代理人として選任を受けた会社の代理店又は特約店リストを添付して提出すること。
２　代理人として選任を受けた会社は、売買契約書、代金請求書、手形の受領書等の書面の自社の社名の前に「代理人」と記入すること。
例えば、「代理人　○○○株式会社　　社印
代表取締役社長　　○○　○○　代表者印」
３　２の「委任事項」の(1)から(3)までは、例示である。

別紙２　**（記入例）**

借受証・検収調書（畜産特定補助リース）

検収年月日　　令和　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
　理事長　　殿

検 収 年 月 日　　令和　　年　　月　　日

最終借受者（検収実施者）
　住所又は所属団体・職名
　氏　　名　　**最終借受者**　　個人印

令和　　年度貸付け（畜産特定補助リース）を受ける施設を、下記のとおり検収し、借り受けました。

検収立会人
　１　指導立会人　所属団体・職名
　　氏　　名　　**農協の担当職員**　　個人印

　２　納入者　　社名・職名
　　氏　　名　　**営業所等の担当者**　　個人印

記

１台ごとに記入

検収結果

検　収　場　所		市町村まで記入				
検収施設	機械施設名					
	銘　柄					
	型　式〔受送乳装置型式〕					
	能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕					
	製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ製造番号〕					
	協会の標示（リース番号）	R 畜リース HFP－○○				**同じもの**
検収所見	申請書、カタログ、設計図どおりのものか	相違なし				
	※新品であるか	新品である				
	協会の標示（リース番号）は、間違いなく表示されているか	表示されている				
	自動車の登録番号（軽自動車税に係る市町村ナンバーを含む。）					
	試運転の結果、異常はないか	異常なし				
	納入業者は、機械施設の取扱上の注意をしたか	注意した				
	その他					

（注）(1)　検収施設の〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目
　　(2)　※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

別紙３

納　品　書　・　明　細　書
（受渡書（畜産特定補助リース））

受渡年月日　　令和　　年　月　日

同じ日付

受　渡　年　月　日　　令和　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　殿

納　入　者　　協会と売買契約をした者　　公印
（売買契約者）

現地納入者　　営業所等の担当者　　個人印

同じ者

公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付け（畜産特定補助リース）する施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

同じ者

記

１　受取人

借 受 者　　名称・代表者氏名　　協会と貸付契約をした者　　公印

最終借受者　　氏　　名　　最終借受者　　個人印

２　機械施設

機械施設名	銘柄	型　式 〔受 送 乳 装置型式〕	能力・容量・ 最大積載量 〔ｽﾄｰﾙ数及び ﾕﾆｯﾄ数〕	製造番号又は 車台番号 〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ 製造番号〕	協会の標示 （ﾘｰｽ番号）

１台ごとに記入

（注）〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目

契約番号第　　号

○○○○施設貸付契約書（畜産特定補助リース）

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　（以下「甲」という。）
と　　（以下「乙」という。）
とは、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）附則第３項に規定する特定補助金（以下「特定補助金」という。）に係る貸付施設の貸付けに関し業務方法書、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「業務方法書実施要領」という。）及び公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領（以下「畜産特定補助リース実施要領」という。）の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（貸付施設等）
第１条　甲は、別表１の貸付施設を乙の依頼により別表１の販売業者から購入して乙に貸付けし、乙はこれを借り受けるものとする。
（貸付期間）
第２条　貸付期間は、別表１に定めるとおりとする。
（貸付料）
第３条　貸付料は、業務方法書附則第３項に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料及びその額に対応する消費税相当額並びに畜産特定補助リース実施要領第３に定める算出方法に基づき算定された附加貸付料の合計額であって、別表２に定めるとおりとする。
（貸付料の納入）
第４条　乙は、甲に対し、別表２に記載の貸付料を業務方法書第６条第３項に定める期限までに甲の指定する金融機関に払い込むものとする。
（貸付施設の検収）
第５条　乙は、販売業者が貸付施設を別表１の設置場所に搬入、据付けしたときは、業務方法書第１４条並びに畜産特定補助リース実施要領第８及びこれに基づき甲が定めるところにより検収を行うものとし、検収終了後速やかに検収調書を、販売業者を通じて甲に提出するものとする。
（貸付施設の再貸付け）
第６条　乙は、甲から借り受けた施設を畜産特定補助リース実施要領第４により読み替えて適用する業務方法書第７条に基づき再貸付けをするときは、最終借受者と本契約の内容が担保される契約書によって再貸付契約をし、かつ、その場合の貸付料は、業務方法書第８条にいう適正な水準を超えないようにするものとする。

（貸付施設の瑕疵）

第 7 条　検収終了後貸付施設に瑕疵があった場合、甲は乙に、その責任は負わないものとする。

２　前項の事由によって乙が損害を受けたとき、乙が第４条の義務を履行している場合は、甲は当該施設の販売業者に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

３　前２項の場合にも、この貸付契約は変更されないものとする。

（公租公課）

第 8 条　乙は、当該貸付施設に係る固定資産税その他公租公課を納付するものとする。

（損害保険）

第 9 条　甲は、別表１の貸付施設を損害保険に付し、別表２に記載の保険料負担額を乙から徴収するものとする。ただし、別表１の備考欄に「要保険」と指定する貸付施設については、乙（再貸付けの場合には、最終借受者。次項において同じ。）は、業務方法書第９条第２項ただし書に基づき、初年度貸付施設の取得に要した額（次年度以降は、当該取得に要した額から納入済貸付料（附加貸付料を除く。）の額を差し引いて得た額以上の額）を保険金額とする保険（原則として、甲を保険金受取人としたものとする。）に付し、貸付期間中これを更新し存続することとするものとする。

２　乙は、甲から指示があったときは、前項ただし書の保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

３　貸付施設に保険事故が発生した場合、甲は支払われた保険金を、次のいずれかの費用に要する金額を限度として、使用するものとする。

（１）　第１５条(１)の最終借受者の負担する経費への支払充当

（２）　第１５条(２)の精算に要する経費への充当

（貸付施設の管理と使用）

第 10 条　乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設を管理し、使用するものとする。

２　乙は、正常な機能の維持、管理のための補修、修理、定期検査その他一切の維持手入れ等を行い、その費用を負担するものとする。

３　乙は、甲が別表１に指定した協会の標示（リース番号）を、協会が指示する方法により貸付施設に標示するものとする。

４　乙は、貸付施設の保管使用によって第三者に損害を与えた場合はその額を賠償するものとする。

５　乙は、甲の書面による承諾を得なければ、貸付施設を設置場所以外に移転しないものとする。

（貸付施設の現状変更）

第 11 条　乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、貸付施設に他の物件を付着させ、改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしないものとする。

２　前項の場合に甲の要求があったときは、乙は、無償でその効果を当該貸付施設に帰属させるものとする。

（貸付施設の譲渡等の禁止）

第 12 条　乙は、貸付施設を他に譲渡し、第６条の規定による場合を除き甲の書面による承諾を得ないで第三者に使用させ、その他甲の権利を侵害するような行為をしないも

のとする。

２　乙は、貸付施設について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するものとする。

３　前２項の場合に甲が必要な措置をとったときは、乙は甲の負担した一切の費用を弁償するものとする。

（貸付施設の目的外使用の禁止）

第 13 条　乙は、貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならないものとする。

（貸付契約の中途解約の禁止）

第 14 条　乙は、本契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、特別の事情があり、やむを得ない事由があると甲が認めた場合、乙は畜産特定補助リース実施要領第６により読み替えて適用する業務方法書第１３条第３項に定める方法により算出された精算額で買い取って解約することができる。

（貸付施設の滅失、毀損）

第 15 条　貸付期間中、乙の責に帰すべき事由により貸付施設の滅失、毀損が生じた場合は、次によって処理するものとする。

（１）　当該貸付施設が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

（２）　当該貸付施設が滅失し又はその使用が著しく困難となったとき（所有権の侵害を含む。）は、乙は畜産特定補助リース実施要領第６により読み替えて適用する業務方法書第１３条第３項に基づく精算額で償うものとし、その償いの完了と同時に貸付契約は終了するものとする。

（貸付契約の変更）

第 16 条　甲は必要があるときは、乙との合意の上、貸付契約を変更することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 17 条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

（１）　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）　自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

（３）　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

（４）　貸付施設が譲渡されるまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約違反等）

第 18 条　乙が本契約のほか、業務方法書、業務方法書実施要領及び畜産特定補助リース実施要領に定める条項の一つでも違反したときは、甲は、次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

（１）　違約金の支払請求（支払延滞期間の延滞金は年利 14.6％で算出する。）

（２）　契約の解除及び精算額による貸付施設の買取請求
（３）　損害賠償の請求
（４）　貸付施設の返還請求

（補助金相当額の返還の場合）

第 19 条　貸付施設を使用する事業の中止その他の理由により、甲が指定支援団体から特定補助金相当額の全部又は一部について返還を求められた場合（専ら甲の責めに帰すべき事由による場合を除く。）には、乙は、返還する額として甲が指示する金額を、甲に対しその指定する期日までに納付しなければならない。

（帳簿の備付け）

第 20 条　乙は、貸付施設について帳簿を備え、当該貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、貸付期間終了まで保管するものとする。

（検査及び報告）

第 21 条　甲は、何時でも貸付施設の管理、使用状況を検査することができるものとする。

２　乙は、当該施設の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならないものとする。

３　乙は、甲の求めに応じて貸付施設の管理、使用状況を報告しなければならないものとする。

（貸付期間終了時の貸付施設の譲渡）

第 22 条　貸付期間が終了し、乙が義務事項を履行している場合は、甲は乙に貸付施設を別表２の譲渡価額等で譲渡するものとする。ただし、貸付施設が再貸付けされている場合であって、最終借受者が義務事項を履行している場合は、乙は当該再貸付施設を当該最終借受者に別表２の譲渡価額等で譲渡しなければならない。

２　譲渡価額等の納入期限は、別表２に記載のとおりとし、貸付施設の譲渡日は、業務方法書実施要領第１６の１に定めるところによる。

（その他）

第 23 条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

東京都港区六本木２丁目１番１３号
甲　公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　㊞

乙

㊞

別表１

貸付期間　令和　年　月　日　～　令和　　年　月　日
ただし、備考欄　の施設は令和　　年　月　日まで

借受者名

再貸付団体名（1）	最終借受者名（2）	協会が指定する		機械施設名（5）	銘柄（6）	型式（7）	能力（8）	機械施設の価額（円）消費税抜(9)	補助金の額（円）消費税抜(10)	その他の経費（円）消費税抜(11)	取得に要した価額（円）			補助残取得価額（円）消費税抜(9)+(11)−(10)	協会の標示（リース番号）（14）	販売業者（15）	備　考
		設置場所（3）	納入期限（4）								消費税抜(9)+(11)	消費税相当額(12)	計（13）				
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
−																	
合計				基													

【貸付期間６年の場合】

別表２

貸付先コード		貸付期間	
事業コード			

貸付料等支払計画一覧表

貸付年度		貸付事業番号		契約番号		借受者番号	

単位：円

最終借受者名	協会の標示（リース番号）	取得に要した価額	補助金の額 消費税抜	補助金の額を差し引いた額（補助残取得価額）	譲渡価額等（ 年 月末日納）	区分	第1回（ 年 月末日納）	第2回（ 年 月末日納）	第3回（ 年 月末日納）	第4回（ 年 月末日納）	第5回（ 年 月末日納）	第6回（ 年 月末日納）	第7回（ 年 月末日納）	第8回（ 年 月末日納）	第9回（ 年 月末日納）	第10回（ 年 月末日納）	第11回（ 年 月末日納）	第12回（ 年 月末日納）	第13回（ 年 月末日納）	貸付料合計	動産総合保険料負担額（ 年 月末日納）
						基本貸付料															
		消費税額		消費税額	消費税額	附加貸付料															
						消費税額															
小計	基					基本貸付料															
		消費税額			消費税額	附加貸付料															
						消費税額															
合計	基					―															

（注） 動産総合保険料負担額の明細は、別表２－②のとおりである。

別表２－②

動産総合保険・保険料負担額の明細（　年　月末日納入額）
リース物件動産総合保険通知書（加入）

借受者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

再貸付団体名	最終借受者名	設置場所	協会の標示(リース番号)	機械施設名	貸付期間		保険料率摘要区分	保険金額(取得に要した価額)	保険料率(千円につき)	残価率	保険料負担額	備　考
					貸付開始日	貸付期間						
－								円			円	
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
合計				基								

○○○○施設売買契約書（畜産特定補助リース）

売主　　（以下「甲」という。）
と買主公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　（以下「乙」という。）
とは、乙が別添明細書に記載された借受者に貸付けする施設の売買に関し、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（目的物とその価額）
第１条　乙が甲から買い入れる目的物とその価額は、別添明細書によるものとする。
（目的物の納入先と納入期限）
第２条　目的物の納入先と納入期限は、別添明細書に定めるとおりとし、納入期限までに目的物の検収・受渡しが完了しなければならない。
（貸付施設の標示）
第３条　甲は、当該物件に係る別添明細書の「協会の標示（リース番号)」に記載されている標示を付するものとする。
（検収の立会い）
第４条　甲は、乙から当該物件の貸付けを受ける者が乙の委任又は再委任を受けて実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった物件については、速やかに代替品を納入し、再検収を受けなければならない。
（所有権の移転）
第５条　目的物の所有権は、前条の乙の委任又は再委任を受けて実施される検収に係る検収調書及び受渡書に所定の関係者が記名押印した時点をもって、甲から乙へ移転するものとする。
２　所有権の移転後において、乙から当該物件の貸付けを受けた者が甲に対し、その物件の取替えを要求した場合、甲は乙の了承を得ないでこれに応じてはならない。
（売買代金の支払）
第６条　乙は、次に掲げる書類等を添えた甲の売買代金の請求書を受理した日から40日を経過した後の最初の支払日（15日又は月の末日とする。）に、甲に代金を支払うものとする。
(1)　貸付けを受ける者が乙の委託又は再委託を受けて実施する検収に係る検収調書
(2)　受渡書
(3)　納入物件のカラー写真１式（別添明細書の協会の標示（リース番号)、補助事業に係る標示（ステッカー）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）
(4)　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類
(5)　乙を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）
(6)　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）
（品質の保証等）
第７条　甲は、第１条の目的物が別添明細書どおりの性能を有すること及び隠れた瑕疵のないことを乙に保証するものとし、また当該物件の貸付期間中におけるアフターサービスについて、甲は誠意をもって実施するものとする。

（知的財産権を侵害するものでないことの保証）
第８条　甲は、第１条の目的物がいかなる特許権その他の知的財産権をも侵害していないことを乙に対して保証する。万一、同条の目的物の貸付けその他の行為により乙に費用が生ずることとなった場合には、甲がその全額を負担するものとする。
（反社会的勢力の排除）
第９条　甲及び乙は、それぞれ双方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。
(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに　準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
(4) 当該物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。
（危険負担）
第１０条　甲は、目的物の所有権が乙に移転するまでは、当該物件の危険を負担するものとする。
（契約違反等）
第１１条　目的物の納入が第２条に定める期限よりも遅延したとき、又は損害賠償金の支払その他乙に対して負担する債務の支払につきその履行を遅延したときは、甲は乙に対しその遅延した部分の価額について年率 14.6％の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。
２　乙の甲に対する売買代金の支払が第 5 条に定める期日よりも遅延した場合には、乙は甲に対し、前項の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。
３　その他本契約の条項に当事者の一方が違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。

上記契約を証するため本契約書２通を作成し、各自記名押印し、各１通を保有する。

令和　年　月　日

住　所
（売主）　甲
氏　名　　㊞

住　所　東京都港区六本木２丁目１番１３号
（買主）　乙
氏　名　公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　㊞

明　細　書

借受者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目的物とその価額及び納入先と納入期限

納入先		納入期限	機械施設名	銘柄	型式	能力	協会の標示（ﾘｰｽ番号）	機械施設の価額（円）消費税抜	その他の経費（円）消費税抜	価　額（円）		
最終借受者名	設置場所									消費税抜	消費税相当額	計
合計			基									

解約協議書（畜産特定補助リース）

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　殿

団体名称
代表者氏名　　㊞

下記の理由により、貸付契約の解約を承認していただきたいので、公益財団法人畜産近代化リース協会畜産特定補助リース実施要領第１１に基づき定められたところに従い、解約協議書を提出いたします。

記

契約書名	○○○○施設貸付契約書		
契約年月日			
最終借受者			
機械施設名			
協会の標示 (リース番号)			
補助事業の標示 （貸付番号）	【※補助事業の標示（貸付番号）が付されている場合のみ記入ください。】		
区　分	消費税抜価額	消費税相当額	計
取得に要した価額 (A)	円	円	円
補助残取得価額 (A')	円	円	円
納入済額 (B)	円	円	円
未納入額 (A'−B)	円	円	円
保険加入	動産総合保険	信用保険	
解約の理由 （特別の事情）			

（注）１　補助残取得価額(A')は貸付契約書別表2の補助金の額を差し引いた額、納入済額(B)は本協議書提出時までの貸付契約書別表2の納入済額とする。

２　附加貸付料については、解約の確定した日をもって計算することになるので、精算額と併せ別途通知書でお知らせする。

３　保険加入欄は、加入している保険に○印を付すこと。

導入促進負担リース（畜産 ICT 事業・楽酪GO事業）の説明

1　導入促進負担リース（畜産 ICT 事業等）の事務手続の流れ

当協会が令和元年度に実施している導入促進負担リースは、公益社団法人中央畜産会が事業実施主体として実施している畜産経営体生産性向上対策事業＝「畜産 ICT 事業」及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）＝「楽酪 GO 事業」におけるリース事業者として行っているものです。

また、この導入促進負担リースは、当該補助関係規程を遵守しながら、当協会が従来から実施している畜産関係施設貸付事業の中で行っております。

導入促進負担リースの事務手続について、以下に説明します。

○　貸付条件（所属農協への事務委託）

まず、畜産 ICT 事業及び楽酪ＧＯ事業は直接貸付けのかたちしかとれないことから、当協会の貸付条件として、借受農家の所属農協が貸付料等の徴収、リース関係書類の農協経由等について、当協会の事務委託（有料 平成３０年度 9,000 円／1 契約）を受けていただく必要があります。

（１）事業実施計画承認、配分予定額の決定（内示）

事業実施主体（中央畜産会）に対し事業実施計画書を提出した後、採択されたものについて、事業実施主体から事業実施計画承認及び配分予定額の通知（内示）があります。

（２）事業実施主体へ事業参加申請書の提出

割当内示後、事業実施主体に事業参加申請書を提出することとなりますが、その前に複数のリース事業者から徴収した見積書を比較検討した上で、リース事業者を決定します。

事業参加申請書には、リース事業者へのリース契約申込書の写しを添付する必要がありますが、当協会の場合のリース契約申込書は、「貸付申請書（導入促進負担リース）」（様式はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載）がリース契約申込書に当たります。

（３）当協会へ貸付申請書（導入促進負担リース）の提出

当協会へ貸付申請する場合は、電話等で当協会の了承を取り付けた上で、前述の貸付申請書（導入促進負担リース）を提出してください。**【※この時点では、事業参加承認通知書は交付されていませんので、添付書類とされている同通知書の写しは後日提出することとなります。】**

なお、この導入促進負担リースは、貸付申請書の作成・経由、借受者との連絡事務など様々な面で借受者の所属農協のご協力を得ながら行っているものですので、今後とも、よろしくお願いします。

（４）事業参加承認通知書の写しの提出

事業参加申請書に対して事業実施主体から事業参加承認通知があった場合は、ただちにその事業参加承認通知書の写しを当協会に提出してください。

（５）貸付契約の締結

当協会は、事業参加承認通知があったことを確認できた上で、貸付契約の締結をします。

【※ 事業参加承認通知書の写しが届かない限り、貸付契約の締結はできませんので、ご留意願います。】

（６）「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」の作成、送付

借受農家及び販売業者による検収及び受渡を行い、「借受証・検収調書（導入促進負担リース）」及び「納品書・明細書（受渡書）（導入促進負担リース）」（様式はﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載）を作成します。

販売業者は、この「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」を請求書及び写真等の必要書類と併せて当協会へ送付し、代金を請求します。

（７）事業実施主体へ事業実施状況報告書及び事業完了報告書の提出

借受農家は、応援会議に事業完了報告書及び事業実施状況報告書（前述の「借受証・検収調書（導入促進負担リース）」の写し等を添付）を提出します。

【※借受農家から事業実施状況報告書及び事業完了報告書が応援会議を経て事業実施主体に提出されない限り、リース事業者への補助金の交付がされませんので、できるだけ早急に提出するようご協力をお願いします。】

【導入促進負担リース事務の概念図（フロー図）】

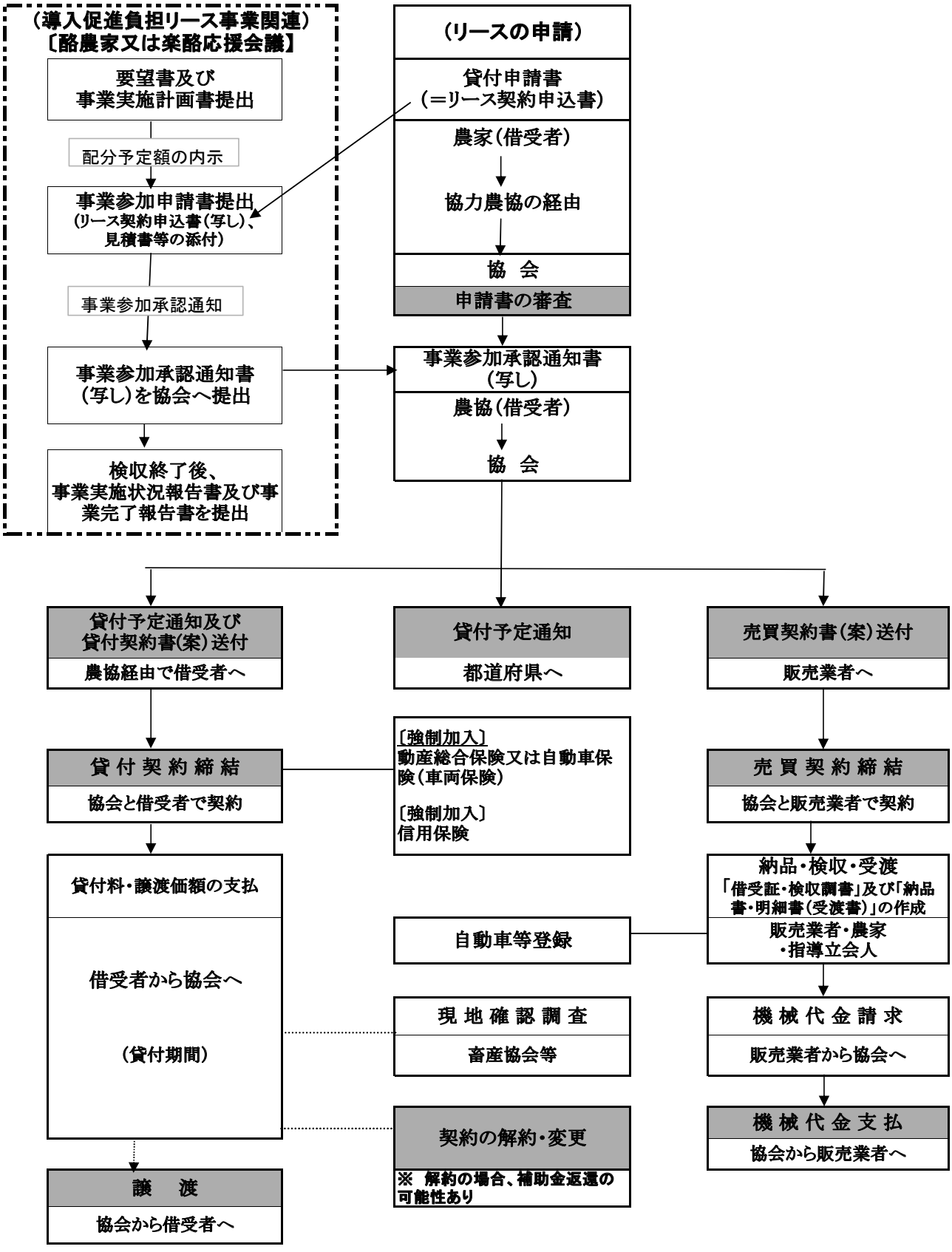

２　公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領

制定　平成29年10月6日
最終改正　令和元年5月10日

第１　趣旨

この要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）附則第４項の規定により同項に規定する導入促進負担金（以下「導入促進負担金」という。）を徴する貸付施設の貸付け（以下「導入促進負担リース」という。）を行う場合における導入促進負担金の納入方法、業務方法書附則第５項に基づく業務方法書の特例、業務方法書により委任された事項について公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「通常実施要領」という。）に規定されたものの特例その他導入促進負担リースを実施する上で必要な事項を定めるものとする。

第２　特認借受者の手続

通常実施要領第２に規定する特認借受者として導入促進負担金に係る貸付施設を借り受けようとする者が、第１２の規定により貸付けの申請をするときは、通常実施要領第３の規定にかかわらず、特認協議書を提出する必要はないものとする。

第３　貸付期間

導入促進負担金に係る貸付施設の貸付期間に関する通常実施要領第４の規定の適用については、同第４の１の（１）中「法定耐用年数に１年を加えた期間」とあるのは「法定耐用年数」と、同第４の２中「業務方法書第５条第１項に定める期間」とあるのは「その法定耐用年数の１００分の７０（法定耐用年数が１０年以上の貸付施設については、１００分の６０）に相当する年数（１年未満の端数は切り捨てる。）から法定耐用年数まで」とする。

第４　信用保険

１　協会は、導入促進負担金に係る貸付施設の貸付けに当たって、借受者の支払債務が履行されなかったことによる損害をてん補するための信用保険を付することができるものとし、当該保険に係る保険料は借受者（再貸付けが行われる場合は、最終借受者）の負担とする。

２　協会は、畜産経営体生産性向上対策事業又は酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）による補助金を受けて導入促進負担金に係る貸付施設を借り受けようとする者が、前項の信用保険の対象とならない見込みの場合は、当該借受者への貸付けを行わないものとする。

第５　導入促進負担金の納入方法

１　借受者は、当該貸付施設に係る業務方法書附則第４項に規定する補助金の支払を受けたときは、速やかに導入促進負担金として同項に規定する合計額を当協会の指定する金融機関に払い込むものとする。

２　前項の補助金に相当する額が当該補助金に係る事業の事業実施主体から当協会に支払われる場合には、その時に、前項の規定による払込み（補助金に相当する額として当協会に支払われた額の部分に限る。）が行われたものとみなす。

第６　附加貸付料

導入促進負担金に係る貸付施設に対する附加貸付料に関する通常実施要領第７の規定の適用については、同第７の２中「取得価額」とあるのは「取得価額から導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）を控除して得た額（以下「負担残取得価額」という。）」と、「業務方法書第６条第２項第１号」とあるのは「業務方法書附則第５項の規定により読み替えて適用する業務方法書第６条第２項第１号」とする。

第７　再貸付け

１　導入促進負担金に係る貸付施設の再貸付けに関する業務方法書第７条の規定の適用については、同条中「直接又は間接の構成員」とあり、及び「これら構成員」とあるのは「構成員」と、「貸付施設を直接又は間接に」とあるのは「貸付施設を」とする。

２　１及び業務方法書第７条の規定にかかわらず、畜産経営体生産性向上対策事業又は酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）による補助金を受けた導入促進負担金に係る貸付施設の借受者は、当該施設の再貸付けをすることができない。

第８　貸付期間終了後の施設の譲渡

導入促進負担金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡に関する業務方法書第１１条の規定の適用については、同条第１項中「取得価額」とあるのは、「負担残取得価額」とする。

第９　貸付施設の滅失等

導入促進負担金に係る貸付施設の滅失等に関する業務方法書第１３条の規定の適用については、同条第４項中「取得価額」とあるのは、「負担残取得価額」とする。

第１０　貸付施設の購入方法

導入促進負担金に係る貸付施設の購入方法については、通常実施要領第９の規定にかかわらず、別に協会が定めるところによるものとする。

第１１　貸付施設の検収

１　導入促進負担金に係る貸付施設の検収に関する業務方法書第１４条の規定の適用については、同条第２項中「第７条」とあるのは、「公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領第７の１の規定により読み替えて適用する第７条」とする。

２　導入促進負担金に係る貸付施設の検収の時期及び場所等については、通常実施要領第１０の規定にかかわらず、別に協会が定めるところによるものとする。

第１２　貸付けの申請

１　導入促進負担リースに係る貸付けの申請については、通常実施要領第１１の規定にかかわらず、協会の指示するところに従い、別に協会が定める様式の貸付申請書により行わなければならない。

２　導入促進負担リースに係る貸付けの申請に当たっては、業務方法書第１９条第１項第１号の規定にかかわらず、同号に掲げる書類の提出は要しないものとする。

３　導入促進負担リースに係る貸付申請書の提出については、業務方法書第２７条本文の規定にかかわらず、都道府県を経由する必要はないものとする。

４　特認借受者として導入促進負担リースに係る貸付けの申請をする場合は、原則として、貸付施設の種類に応じ通常実施要領第２の１から９まで及び１２に掲げる者を経由して貸付申請書を提出しなければならない。

第１３　契約書の様式

導入促進負担リースに係る協会と販売業者との売買契約及び協会と借受者との貸付契約の締結は、通常実施要領第１２及び第１３の１の規定にかかわらず、別に協会が定める様式の契約書により行うものとする。

第１４　その他

第２から第１３までに規定するもののほか、貸付けを受けようとする者、借受者、最終借受者及び販売業者は、導入促進負担リースの実施について協会から手続等に関して指示があったときは、それによらなければならない。

附　則

１　この要領は、平成２９年１０月６日から実施する。

２　この要領の実施前に第１２の１の規定に基づき協会が定める様式に相当する様式の貸付申請書の提出があった場合において、当該提出をした者から業務方法書附則第４項に規定する補助金の交付の対象となる貸付けとなった旨の通知があったときは、この要領の実施の日に第１２の規定による貸付申請書の提出があったものとみなす。

附　則

この要領の改正は、平成３０年５月１８日から実施する。

附　則

この要領の改正は、令和元年５月１０日から実施する。

3 導入促進負担リース（畜産 ICT 事業等）の各種様式、記入例等

畜産 ICT 事業及び楽酪GO事業に係る貸付申請書の様式

令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）
【貸付施設の種類：○○○○○施設】

令和　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理　事　長　　殿

（個人の場合）
住　所　〒
氏　名　　㊞
電話番号

（法人の場合）
住　所　〒
法人名
代表者氏名　　㊞
電話番号

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領に従い、令和　　年度において下記の機械施設について、**補助事業名**（注）に係る業務方法書附則第４項の適用対象となる貸付けとして、貴協会からの貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、貸付契約締結の上は、上記各規程及び貸付契約書の各条項を遵守することを誓約いたします。

（注）　補助事業名は、以下のとおり記入してください。
・畜産 ICT 事業のみの場合＝「畜産経営体生産性向上対策事業」と記入
・楽酪ＧＯ事業のみの場合＝「酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）」と記入
・畜産 ICT 事業及び楽酪ＧＯ事業の場合＝「畜産経営体生産性向上対策事業及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）」と記入

記

1　借受者の経営の概要

別添１のとおり

2　貸付希望機械施設

貸付施設の種類	機械施設名	基数	取得に要する価額（円）（消費税相当額を含む。）			備　考
			機械施設の価額	その他の経費	計	
【記入例】						
畜舎環境改善機械施設	自動給餌機	1	5,400,000		5,400,000	楽酪事業
畜舎環境改善機械施設	自動給餌機（レール設置工事費）	1		756,000	756,000	楽酪GO事業

（注）その他の経費欄は、据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合に記入すること。

3　機械施設の明細

別添２のとおり

4　添付書類

①　当該貸付施設につき補助事業に係る事業参加承認通知書の写し（当該通知書については、事業実施主体からの通知後に提出すること。）

②　申請者の定款・規約等（法人の場合）

③　直近年次の財務諸表等

個人の場合：

（青色申告の場合）確定申告Ｂの第一表及び青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）

（白色申告の場合）確定申告Ｂの第一表及び収支内訳書

法人の場合：

決算書類（貸借対照表、損益計算書等）及び事業報告書

④　税務署発行の納税証明書（その３（未納の税額のない証明））

⑤　販売業者の見積書及びカタログ（設計図）

⑥　借受者（再貸付けの場合は最終借受者）による別紙「公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の第三者への提供に関する同意書」

⑦　その他協会が指示した書類

別紙

公益財団法人畜産近代化リース協会における個人情報等の
第三者への提供について

公益財団法人畜産近代化リース協会は、保有する個人情報等について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において、第三者に提供することがあります。

① 借受者及び再貸付団体が行う最終借受予定者への貸付けに関する事務（貸付料等の請求を含む。）
② 販売業者（施工業者等を含む。）との売買契約の締結
③ 公益財団法人畜産近代化リース協会貸付事業指導等事業委託要綱に基づく貸付施設の確認及び管理状況についての調査、技術指導等
④ 貸付施設に係る動産総合保険及び信用保険の契約の締結及び実施
⑤ 貸付申請経由機関による必要な調査、確認
⑥ 行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
⑦ 地方競馬全国協会、畜産特定補助リース及び導入促進負担リースに係る事業実施主体等への報告
⑧ 貸付事業に関する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）

上記に記載された内容を確認し、同意しました。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

最終借受予定者　住所又は所在地

氏名又は法人名

㊞

（法人の場合、法人名並びに代表者の役職及び氏名をご記入ください。）

別添１

１　借受者の経営の概要

区　　分	個人の場合	法人の場合
借受者の氏名及び生年月日（満年齢） 又は法人の名称		
住所又は所在地	〒	〒
代表者の氏名及び生年月日（満年齢）	―	
酪農経営開始年月 又は設立年月日		
法人の形態及び構成員数	―	
電話番号		
連絡用ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
労働力（従業員数（本人含む。））	従業員数合計　　人 うち　家族労働　　人、　雇用労働　　人	従業員数合計　　人
経営規模	家畜の頭数　合計　　頭 うち　搾乳牛　　頭 育成牛　　頭 その他　　頭	家畜の頭数　合計　　頭 うち　搾乳牛　　頭 育成牛　　頭 その他　　頭
飼料作物作付面積	ｈａ	ｈａ
事業の概要 （簡潔に）		

別添２

３　機械施設の明細

フ　リ　ガ　ナ

借受者名

再貸付団体名（1）	【信用保険の加入】（2）	（ﾌﾘｶﾞﾅ）設置場所（3）	貸付開始月（4）	機械施設名（5）	銘柄（6）	型式（7）	能力（8）	機械施設の価額（円）消費税抜（9）	その他の経費（円）消費税抜（10）	取得に要する価額（円）			見積業者名（12）【郵便番号、住所、電話番号、担当者名】	貸付期間の短縮・延長又は中古の貸付施設の貸付け（13）	備　考
										消費税抜（9）+（10）	消費税相当額（11）	計（9）+（10）+（11）			
―	【信保加入】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
―	【信保加入】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
―	【信保加入】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
―	【信保加入】	市　町 郡　村	年　月										【　　】		
【記載例】															
―	【信保加入】	○○市○○町	R○年10月	自動給餌機	○○	○○	○○	5,000,000		5,000,000	500,000	5,500,000	○○○ 【○○○】	7年	
―	【信保加入】	○○市○○町	R○年10月	自動給餌機（レール設置工事費）	○○	○○	○○		700,000	700,000	70,000	770,000	○○○ 【○○○】	7年	

（記入方法）

１　(1)の欄は、記載しないこと。

２　(2)の欄の【　】は、信用保険に必ず加入していただく必要があるので「信保加入」と記載すること。

３　(10)の欄は、据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合に記入すること。

４　(13)の欄には、畜産関係施設の貸付けであって、貸付期間の短縮又は延長を希望する場合は希望する貸付期間の年数を、新規就農者が中古の貸付施設を希望する場合は、「中古」と記入すること。

【畜産 ICT 事業又は楽酪GO事業用】

事　務　連　絡
令和元年１０月

借　受　者　　様
所属農協担当者　様

公益財団法人畜産近代化リース協会
畜産事業部長

令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）
の作成に係る留意事項について

畜産経営体生産性向上対策事業又は酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）に係る「令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース」)」の作成にあたっては、原則として、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）の業務方法書及び業務方法書実施要領に基づき作成しますが、一部は、導入促進負担リース実施要領によるものとします。

ついては、下記の事項にご留意の上、作成願います。

なお、不明な点がある場合は、担当者までご照会願います。

記

１　令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）の下段の「貸付施設の種類：　　」は、協会の業方法書実施要領第１の貸付施設の種類を記入願います。したがって、貸付施設の種類ごとに貸付申請書を作成の上、提出願います。

２　様式記の３の機械施設の明細の「貸付期間の短縮・延長又は中古機械の貸付け(13)」について

・　減価償却資産の耐用年数に関する省令で農業用設備は７年ですが、協会の貸付期間は６年（業務方法書実施要領第４の２号）としていますので留意願います。

したがって、６年以外の~~４年から~~５年（短縮）又は７年（延長）の貸付けを要望する場合は、その年数を記入願います。

３　販売業者の見積書及びカタログについて

導入促進負担リースの場合は、事業実施主体に提出した見積書（当協会あての見積書でなくとも可。写しでも可)、カタログ（写しでも可）を提出願います。

なお、その他の経費を含めてリースを希望される場合は、その他の経費が明確にな

るように見積書を作成してください。この場合、取得に要する経費（取得価額）は、機械本体の価額（税抜、千円単位）とその他の経費（税抜、千円単位）の合計額（税抜、千円単位）となります。

また、機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、見積書にオプション等を明記してください。記載がない場合、補助対象外となります。

4　令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）の様式は、別添の様式「令和　　年度貸付申請書（導入促進負担リース）」をご利用願います。

5　協会の担当者は、地区により配置しています。

	都道府県名	担当者名
1	北海道	戸倉
2	青森県	
3	岩手県	
4	宮城県	
5	秋田県	
6	山形県	
7	福島県	
8	茨城県	
9	栃木県	森谷
10	群馬県	
11	埼玉県	
12	千葉県	
13	東京都	横川
14	神奈川県	森谷
15	新潟県	渡邉
16	富山県	
17	石川県	
18	福井県	
19	山梨県	
20	長野県	内田
21	岐阜県	
22	静岡県	
23	愛知県	
24	三重県	

	都道府県名	担当者名
25	滋賀県	渡邉
26	京都府	
27	大阪府	
28	兵庫県	
29	奈良県	
30	和歌山県	
31	鳥取県	
32	島根県	
33	岡山県	
34	広島県	
35	山口県	
36	徳島県	内田
37	香川県	
38	愛媛県	
39	高知県	
40	福岡県	渡邉
41	佐賀県	
42	長崎県	
43	熊本県	
44	大分県	森谷
45	宮崎県	
46	鹿児島県	
47	沖縄県	

TEL　03－3584－0899（畜産事業部直通）
FAX　03－3584－0758
住　所　〒106－0032　東京都港区六本木2－1－13

【畜産 ICT 事業＆楽酪GO事業用】

導入促進負担リースに係る貸付施設の購入方法等

1　購入価額の決定方法等

(1)　施設の貸付けを受けようとする者は、貸付けを希望する機械施設について自らその販売業者（２のただし書により選任された販売業者の代理人を含む。以下同じ。）と代金の支払方法等協会の売買契約の条件により価額交渉を行い、販売業者の見積書及びカタログ（カタログのないものは、その設計図又は仕様書）を申請書に添付して協会に提出するものとする。

(2)　協会は、見積書の内容が不適当であると認めた場合は、申請者に対し再度価額交渉を行うことを指示することがある。

(3)　見積書は、次に掲げる事項に留意して作成するものとする。

①　見積書のあて先並びに貸付施設の納期、見積書の有効期限及び代金支払方法の欄の記入については、補助事業の事業実施主体が定める記入方法に従うこと。

②　銘柄、型式、能力等を記入すること。

③　据付工事費等その他の経費を含めてリースを希望する場合は、取得に要する経費（取得価額）は、機械施設本体の価額（税抜、千円単位）とその他の経費（税抜、千円単位）の合計額（税抜、千円単位）とすること。

なお、楽酪ＧＯ事業の補助対象となった施設整備費については、登記及び固定資産税の対象となる建物等を除き、当協会と事前協議の上、取得に要する経費のその他の経費とすることができる。

④　機械施設本体に付属するオプション等がある場合は、③の例にならって見積書にオプション等を明記すること。

（注）記載がない場合、補助対象外となる。

(4)　(3)の③のなお書きによる施設整備費を含めてリースを希望する場合は、施設整備に係る設計図（リースの対象部分が明らかとなるもの）を貸付申請書に添付するものとする。

2　売買契約の締結

協会は貸付施設の貸付けを決定したときは、見積書を提出した販売業者と売買契約を締結することとする。ただし、別紙１の販売業者代理人選任届により代理人を定めた旨の届出があり、協会が適当と認めた場合は、その者と当該契約を締結することができるものとする。

3　貸付施設の標示

販売業者は、貸付施設の機械施設ごとに売買契約書の別添明細書の「協会の標示（リース番号)」欄に記載されている標示を付するものとする。

4　貸付施設の検収

協会と売買契約を締結した販売業者は、次により貸付施設の検収を受けなければならない。

(1)　検収の実施者

貸付施設の検収は、借受者が行うものとする。

(2)　検収事項

貸付施設の検収は、次に掲げる事項につき照合確認するものとする。

①　貸付申請書に添付された仕様書、設計図、カタログ等と相違ないこと。

②　「協会の標示（リース番号）」が、正しく付されていること。

③　試運転の結果、正常に稼働すること。

(3)　「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」の作成

貸付施設の検収が終了した場合には、借受者は別紙２の「借受証・検収調書（導入促進負担リース）」を、販売業者は別紙３の「納品書・明細書（受渡書（導入促進負担リース）」を作成するものとする。

なお、借受者は「借受証・検収調書」を、販売業者を通じて協会に速やかに提出するものとする。

5　所有権の移転

(1)　貸付施設の所有権は、前記の検収に係る「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書）」に所定の関係者が記名押印した時点をもって、販売業者から協会へ移転するものとする。

(2)　販売業者は貸付施設の受渡しに際して、借受者に対し、貸付施設の取扱上の説明を十分に行わなければならない。

6　代金の請求及び支払方法

(1)　協会に対する販売業者の代金の請求は、検収終了後に代金請求書に次の書類を添付して行うものとする。

①　「借受証・検収調書」（借受者から受け取ったもの）

②　「納品書・明細書（受渡書）」

③　納入物件のカラー写真１式（協会の標示（リース番号）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）

④　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

⑤　協会を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

⑥　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

(2)　協会は、(1)の代金請求書を受理した日から 40 日を経過した後の最初の支払日（15 日又は月の末日とする。）に、販売業者へ代金を支払うものとする。

別紙１

販売業者代理人選任届

番　　号
令和　年　月　日

公益財団法人　畜産近代化リース協会
理事長　　殿

委任会社名　　社印
住　　所
代表者氏名　　代表者印

貴協会の令和　　年度　　貸付事業に係る貸付施設の売買に関し、下記のとおり代理人及び委任事項を委任しましたのでお届けします。

記

１　代理人
住　　所
会　社　名　　社印
代表者氏名　　代表者印

２　委任事項
(1)　売買契約の締結
(2)　販売代金の請求（請求に必要な書類等の提出を含む。）
(3)　販売代金の受領（取引銀行名及び口座番号）

（注）１　この届けを提出する場合は、代理人として選任を受けた会社の代理店又は特約店リストを添付して提出すること。
２　代理人として選任を受けた会社は、売買契約書、代金請求書、手形の受領書等の書面の自社の社名の前に「代理人」と記入すること。
例えば、「代理人　○○○株式会社　　社印
代表取締役社長　　○○　○○　代表者印」
３　２の「委任事項」の(1)から(3)までは、例示である。

【畜産 ICT 事業＆楽酪GO事業用】

別紙２

借受証・検収調書（導入促進負担リース）

検収年月日　　令和　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　殿

借受者（検収実施者）
住　　所

氏　　名　　印

令和　　年度貸付け（導入促進負担リース）を受ける施設を、下記のとおり検収し、借り受けました。

検収立会人
納入者　　社名・職名
氏　　名　　印

記

検収結果

検　収　場　所						
検収施設	機械施設名					
	銘　柄					
	型　式〔受送乳装置型式〕					
	能力・容量・最大積載量〔ｽﾄｰﾙ数及びﾕﾆｯﾄ数〕					
	製造番号又は車台番号〔ﾐﾙｸﾎﾞﾝﾌﾟ製造番号〕					
	協会の標示（リース番号）					
検収所見	申請書、カタログ、設計図どおりのものか					
	※新品であるか					
	協会の標示（リース番号）は、間違いなく表示されているか					
	自動車の登録番号（軽自動車税に係る市町村ナンバーを含む。）					
	試運転の結果、異常はないか					
	納入業者は、機械施設の取扱上の注意をしたか					
	その他					

（注）(1)　検収施設の〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目
(2)　※印欄は、中古の貸付施設の場合、中古の貸付施設の貸付要件に適合しているか否かを記入すること。

【畜産 ICT 事業＆楽酪GO事業用】

別紙３

納　品　書　・　明　細　書
（受渡書（導入促進負担リース））

受渡年月日　　令和　　年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　殿

納　入　者　　印
（売買契約者）

現地納入者　　印

公益財団法人畜産近代化リース協会が貸付け（導入促進負担リース）する施設を、下記のとおり相違なく受け渡しました。

記

１　受取人

借受者　　氏　　名　　印

２　機械施設

機械施設名	銘柄	型　式 〔受 送 乳 装置型式〕	能力・容量・ 最大積載量 〔ｽﾄｰﾙ数及び ﾕﾆｯﾄ数〕	製造番号又 は車台番号 〔ﾐﾙｸﾎﾟﾝﾌﾟ 製造番号〕	協会の標示 （ﾘｰｽ番号）

（注）〔　〕内は、搾乳施設の場合の項目

畜産ICT事業及び楽酪ＧＯ事業に係る貸付契約書の様式

契約番号第　　号

○○○○施設貸付契約書（導入促進負担リース）

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　　（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）附則第４項の適用対象となる貸付けに関し業務方法書、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領（以下「業務方法書実施要領」という。）及び公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領（以下「導入促進負担リース実施要領」という。）の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（貸付施設等）

第１条　甲は、別表１の貸付施設を乙の依頼により別表１の販売業者から購入して乙に貸付けし、乙はこれを借り受けるものとする。

（貸付期間）

第２条　貸付期間は、別表１に定めるとおりとする。

（貸付料等）

第３条　貸付料は、業務方法書附則第５項に定める算出方法に基づき算定された基本貸付料及びその額に対応する消費税相当額並びに導入促進負担リース実施要領第６に定める算出方法に基づき算定された附加貸付料の合計額であって、別表２に定めるとおりとする。

２　乙は、前項の貸付料のほか、導入促進負担金として、別表１の貸付施設に係る**補助事業名**(注)による補助金に相当する額及びその額に対応する消費税相当額の合計額を、次条に定めるところにより甲に納入するものとする。

（注）　補助事業名は、以下のとおりとなります。
・畜産ICT事業のみの場合＝「畜産経営体生産性向上対策事業」
・楽酪ＧＯ事業のみの場合＝「酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）」
・畜産ICT事業及び楽酪ＧＯ事業の場合＝「畜産経営体生産性向上対策事業及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）」

（貸付料等の納入）

第４条　乙は、甲に対し、別表２に記載の貸付料を業務方法書第６条第３項に定める期限までに甲の指定する金融機関に払い込むものとする。

２　乙は、前条第２項の補助金の支払を受けたときは、速やかに導入促進負担金として同項に規定する合計額を甲の指定する金融機関に払い込むものとする。

３　前条第２項の補助金に係る事業の事業実施主体から同項の補助金に相当する額が甲に支払われる場合には、その時に、前項の規定による払込み（補助金に相当する額として当協会に支払われた額の部分に限る。）が行われたものとみなす。

（貸付施設の検収）

第５条　乙は、販売業者が貸付施設を別表１の設置場所に搬入、据付けしたときは、業務方法書第１４条並びに導入促進負担リース実施要領第１１及びこれに基づき甲が定めるところにより検収を行うものとし、検収終了後速やかに検収調書を、販売業者を通じて甲に提出するものとする。

（貸付施設の瑕疵）

第６条　検収終了後貸付施設に瑕疵があった場合、甲は乙に、その責任は負わないものとする。

２　前項の事由によって乙が損害を受けた場合であって、乙が第３条及び第４条の義務を履行しているときは、甲は当該施設の販売業者に対する損害賠償請求権を乙に譲渡するものとする。

３　前２項の場合にも、この貸付契約は変更されないものとする。

（公租公課）

第７条　乙は、当該貸付施設に係る固定資産税その他公租公課を納付するものとする。

（損害保険）

第８条　甲は、別表１の貸付施設を損害保険に付し、別表２に記載の保険料負担額を乙から徴収するものとする。ただし、別表１の備考欄に「要保険」と指定する貸付施設については、乙は、業務方法書第９条第２項ただし書に基づき、初年度貸付施設の取得に要した額（次年度以降は、当該取得に要した額から納入済貸付料（附加貸付料を除く。）の額を差し引いて得た額以上の額）を保険金額とする保険（原則として、甲を保険金受取人としたものとする。）に付し、貸付期間中これを更新し存続することとするものとする。

２　乙は、甲から指示があったときは、前項ただし書の保険に係る保険証券の写しを甲に提出するものとする。

３　貸付施設に保険事故が発生した場合、甲は支払われた保険金を、次のいずれかの費用に要する金額を限度として、使用するものとする。

（１）　第１５条(１)の乙の負担する経費への支払充当

（２）　第１５条(２)の精算に要する経費への充当

（信用保険）

第 9 条　甲は、本貸付契約において乙の支払債務が履行されなかったことによる損害をてん補するための信用保険を付すものとし、当該保険に係る保険料（甲が一部を負担する場合は、その部分を除く。）は乙の負担とする。

２　甲は、前項の保険料を貸付料の納付時期ごとに乙に請求するものとし、乙は、保険料を貸付料と併せて納付するものとする。

（貸付施設の管理と使用）

第 10 条　乙は、善良な管理者の注意義務をもって貸付施設を管理し、使用するものとする。

２　乙は、正常な機能の維持、管理のための補修、修理、定期検査その他一切の維持手入れ等を行い、その費用を負担するものとする。

３　乙は、甲が別表１に指定した協会の標示（リース番号）を、協会が指示する方法により貸付施設に標示するものとする。

４　乙は、貸付施設の保管使用によって第三者に損害を与えた場合はその額を賠償するものとする。

５　乙は、甲の書面による承諾を得なければ、貸付施設を設置場所以外に移転しないものとする。

（貸付施設の現状変更）

第 11 条　乙は、あらかじめ甲の承諾を得なければ、貸付施設に他の物件を付着させ、改造、模様替え、性能、機能、品質等を変更させる行為をしないものとする。

２　前項の場合に甲の要求があったときは、乙は、無償でその効果を当該貸付施設に帰属させるものとする。

（貸付施設の譲渡等の禁止）

第 12 条　乙は、貸付施設を他に譲渡し、甲の書面による承諾を得ないで第三者に使用させ、その他甲の権利を侵害するような行為をしないものとする。

２　乙は、貸付施設について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないよう保全するものとする。

３　前２項の場合に甲が必要な措置をとったときは、乙は甲の負担した一切の費用を弁償するものとする。

（貸付施設の目的外使用の禁止）

第 13 条　乙は、貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならないものとする。

（貸付契約の中途解約の禁止）

第 14 条　乙は、本契約を中途で解約することはできないものとする。ただし、特別の事情があり、やむを得ない事由があると甲が認めた場合、乙は導入促進負担リース実施要領第９により読み替えて適用する業務方法書第１３条第４項に定める方法により算出された精算額で買い取って解約することができる。

（貸付施設の滅失、毀損）

第 15 条　貸付期間中、乙の責に帰すべき事由により貸付施設の滅失、毀損が生じた場合は、次によって処理するものとする。

（１）　当該貸付施設が毀損したときは、乙の負担で完全な状態に修復するものとする。

（２）　当該貸付施設が滅失し又はその使用が著しく困難となったとき（所有権の侵害を含む。）は、乙は導入促進負担リース実施要領第９により読み替えて適用する業務方法書第１３条第４項に基づく精算額で償うものとし、その償いの完了と同時に貸付契約は終了するものとする。

（貸付契約の変更）

第 16 条　甲は必要があるときは、乙との合意の上、貸付契約を変更することができるものとする。

（反社会的勢力の排除）

第 17 条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。

（１）　自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに　準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。

（２）　自らの役員が反社会的勢力ではないこと。

（３）　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

（４）　貸付施設が譲渡されるまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。

（契約違反等）

第 18 条　乙が本契約のほか、業務方法書、業務方法書実施要領及び導入促進負担リース実施要領に定める条項の一つでも違反したときは、甲は、次の行為の全部又は一部を乙に対して行うことができるものとする。

（１）　違約金の支払請求（支払延滞期間の延滞金は年利 14.6％で算出する。）

（２）　契約の解除及び精算額による貸付施設の買取請求

（３）　損害賠償の請求

（４）　貸付施設の返還請求

（帳簿の備付け）

第 19 条　乙は、貸付施設について帳簿を備え、当該貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、貸付期間終了まで保管するものとする。

（検査及び報告）

第 20 条　甲は、何時でも貸付施設の管理、使用状況を検査することができるものとする。

２　乙は、当該施設の滅失、毀損等の事故があったときは、遅滞なくその内容及びとった措置について甲に報告しなければならないものとする。

３　乙は、甲の求めに応じて貸付施設の管理、使用状況を報告しなければならないものとする。

（貸付期間終了時の貸付施設の譲渡）

第 21 条　貸付期間が終了し、乙が義務事項を履行している場合は、甲は乙に貸付施設を別表２の譲渡価額等で譲渡するものとする。

２　譲渡価額等の納入期限は、別表２に記載のとおりとし、貸付施設の譲渡日は、業務方法書実施要領第１６の１に定めるところによる。

（その他）

第 22 条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約を証するため、本契約書２通を作成し、各自記名捺印の上、各１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

東京都港区六本木２丁目１番１３号
甲　公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　㊞

乙

㊞

別表１

貸付期間　令和　年 月 日 ～ 令和　年 月 日
ただし、備考欄　の施設は令和　年 月 日まで

借受者名

再貸付団体名（1）	最終借受者名（2）	協会が指定する		機械施設名（5）	銘柄（6）	型式（7）	能力（8）	機械施設の価額（円）消費税抜(9)	その他の経費（円）消費税抜(10)	取得に要した価額（円）			協会の標示（ﾘｰｽ番号）（13）	販売業者（14）	備　考
		設置場所（3）	納入期限（4）							消費税抜(9)+(10)	消費税相当額(11)	計（12）			
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
－															
合計				基											

【貸付期間６年の場合】

別表２

借受者コード		貸付期間	令和　年　月　日～令和　年　月　日
事業コード			

貸付料等支払計画一覧表			
貸付年度	貸付事業番号	契約番号	借受者番号

最終借受者名	協会の標示（ﾘｰｽ番号）	取得に要した価額	導入促進負担金の額（補助金の額）	負担残取得価額	譲渡価額等（　年　月末日納）	区分	第１回（　年　月末日納）	第２回（　年　月末日納）	第３回（　年　月末日納）	第４回（　年　月末日納）	第５回（　年　月末日納）	第６回（　年　月末日納）	第７回（　年　月末日納）	第８回（　年　月末日納）	第９回（　年　月末日納）	第１０回（　年　月末日納）	第１１回（　年　月末日納）	第１２回（　年　月末日納）	第１３回（　年　月末日納）	貸付料合計
						基本貸付料														0
		消費税額	消費税額	消費税額	消費税額	附加貸付料														0
						消費税額														0
小計	基	消費税額	消費税額	消費税額	消費税額	基本貸付料														
						附加貸付料														
						消費税額														
合計	基					—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0

（注１）　動産総合保険料負担額の明細は、別表２－②のとおりである。

（注２）　導入促進負担金は、借受者に交付される畜産経営体生産性向上対策事業の補助金○○○円（税抜）及び酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽減事業）の補助金○○○円（税抜）により支払われるものとする。

別表２－②

動産総合保険・保険料負担額の明細（令和　　年　　月末日納入額）
リース物件動産総合保険通知書（加入）

借受者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

再貸付団体名	最終借受者名	設置場所	協会の標示(リース番号)	機械施設名	貸付期間		保険料率摘要区分	保険金額(取得に要した価額)	保険料率(千円につき)	残価率	保険料負担額	備　考
					貸付開始日	貸付期間						
－								円			円	
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
－												
合計				基								

貸付契約書送付の際に添付

借受者及び事務委託農協担当者あて

畜産 ICT 事業及び楽酪GO事業における補助金に係る消費税の支払等について（事務連絡）

公益財団法人畜産近代化リース協会
畜産事業部

当協会の事業の実施に当たっては、日頃からご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、送付した貸付契約書は、畜産経営体生産性向上対策事業【畜産 ICT 事業】又は酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（労働負担軽事業）【楽酪ＧＯ事業】の補助対象となる貸付施設に係るものです。

ついては、下記の点にご留意の上、手続方よろしくお願いします。

記

1　補助金の支払先口座について

応援会議へ提出することとなる補助金支払請求書において、補助金の支払先を次のとおり「公益財団法人畜産近代化リース協会」にしていただくようお願いします。

振込先金融機関名	**三菱ＵＦＪ銀行**
支店名	**本店**
口座番号	**普通預金　№7643939**
預金の名義	**公益財団法人畜産近代化リース協会**

2　補助金に対応する消費税相当額の支払（振込）について

当該補助金は消費税相当額が除かれておりますので、補助金額に対応する消費税相当額（以下「補助金額対応消費税額」という。）を借受者に支払っていただく必要があります。

すなわち、別添貸付契約書第４条第２項及び第３項のとおり、借受者が補助金の交付を受けたときは、速やかに当該補助金額対応消費税額（別添貸付契約書の別表２の「導入促進負担金の額」欄の消費税額）を、前述の銀行口座へお支払いいただくようお願いいたします。　**⇒　第１回目の貸付料と併せ請求することとします。**

なお、振込の際は、どの貸付施設に係るものなのか明らかとなるよう、協会の標示（例：R△畜リース HHE-10）を備考欄に記していただくよう併せてお願いいたします。

【参考1】

この補助金額対応消費税額については、貸付料及び譲渡代金に係る支払消費税とともに、仕入税額の控除の対象となりますので、申し添えます。

【参考2】

別添は、取得価額（税抜） 37,986,300 円、施設整備費 3.288,390 円（楽酪GO事業）の場合の貸付契約書別表2の例です。

補助金額対応消費税額は、37,986,300 円×1/2（補助率）×0.1%＝1.899.315 円及び 3.288,390 円×1/2（補助率）×0.1%＝164.419 円となります。

別添

別表2

借受者コード	○○	貸付期間	令和△年　月　日～令和△年　月　日
事業コード	○○		

貸付料等支払計画一覧表

貸付年度	R△	貸付事業番号	○○	契約番号	○○	借受者番号	○○

単位：円

最終借受者名	協会の指示（リース番号）	取得に要した価額	導入促進負担金の額	負担残取得価額	譲渡価額等（R8年3月末日納）	区分	第1回（R　年3月末日納）	第2回（R　年9月末日納）	第3回（R　年3月末日納）	第4回（R　年9月末日納）	第5回（R　年3月末日納）	第6回（R　年9月末日納）	第7回（R　年3月末日納）	第8回（R　年9月末日納）	第9回（R　年3月末日納）	第10回（R　年9月末日納）
○○　○○	R△畜リース HHE-○○	37,986,300	18,993,150	18,993,150	1,899,315	基本貸付料	406,999	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988
		消費税額	消費税額	消費税額	消費税額	附加貸付料	31,655	92,930	86,825	80,720	74,615	68,510	62,406	56,301	50,196	44,091
		3,798,630	1,899,315	1,899,315	189,931	消費税額	40,711	122,098	122,098	122,098	122,098	122,098	122,098	122,098	122,098	122,098
○○　○○	R△畜リース HHE-○○	3,288,390	1,644,195	1,644,195	164,419	基本貸付料	35,237	105,698	105,698	105,698	105,698	105,698	105,698	105,698	105,698	105,698
		消費税額	消費税額	消費税額	消費税額	附加貸付料	2,740	8,044	7,516	6,987	6,459	5,930	5,402	4,873	4,345	3,816
		328,839	164,419	164,419	16,441	消費税額	3,535	10,569	10,569	10,569	10,569	10,569	10,569	10,569	10,569	10,569
小　計	(2基) 2基	41,274,690	20,637,345	20,637,345	2,063,734	基本貸付料	442,236	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686
		消費税額	消費税額	消費税額	消費税額	附加貸付料	34,395	100,974	94,341	87,707	81,074	74,440	67,808	61,174	54,541	47,907
		3,301,975	1,650,987	1,650,987	165,098	消費税額	35,392	106,134	106,134	106,134	106,134	106,134	106,134	106,134	106,134	106,134
合　計	2基	44,576,665	22,288,332	22,288,332	2,228,832	―	512,023	1,533,794	1,527,161	1,520,527	1,513,894	1,507,260	1,500,628	1,493,994	1,487,361	1,480,727

補助金対応消費税額です。

補助金対応消費税額です。

区分	第11回（R　年3月末日納）	第12回（R　年9月末日納）	第13回（R　年3月末日納）	第14回（R　年9月末日納）	第15回（R　年3月末日納）	貸付料合計	動産総合保険料負担額（R　年3月末日納）
基本貸付料	1,220,988	1,220,988	1,220,988	1,220,988	813,992	17,093,835	291,710
附加貸付料	37,986	31,881	25,776	19,671	9,044	772,607	
消費税額	122,098	122,098	122,098	122,098	81,399	1,709,384	
基本貸付料	105,698	105,698	105,698	105,698	70,465	1,479,776	25,250
附加貸付料	3,288	2,759	2,231	1,702	782	66,874	
消費税額	10,569	10,569	10,569	10,569	7,046	147,978	
基本貸付料	1,326,686	1,326,686	1,326,686	1,326,686	884,457	18,573,611	316,960
附加貸付料	41,274	34,640	28,007	21,373	9,826	839,481	
消費税額	106,134	106,134	106,134	106,134	70,755	1,485,889	
―	1,474,094	1,467,460	1,460,827	1,454,193	965,038	20,898,981	

（注1）動産総合保険料負担額の明細は別表2-②のとおりである。

（注2）導入促進負担金は、借受者に交付される畜産経営体生産性向上対策事業の補助金18,993,150円（税抜）及び酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）の補助金1,644,195円（税抜）により支払われるものとする。

畜産 ICT 事業、楽酪 GO 事業に係る売買契約書の様式

○○○○施設売買契約書（導入促進負担リース）

売主　　（以下「甲」という。）と買主公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　（以下「乙」という。）とは、乙が別添明細書に記載された借受者に貸付けする施設の売買に関し、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領及び公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領の規定によるほか、下記の条項により契約する。

記

（目的物とその価額）

第１条　乙が甲から買い入れる目的物とその価額は、別添明細書によるものとする。

（目的物の納入先と納入期限）

第２条　目的物の納入先と納入期限は、別添明細書に定めるとおりとし、納入期限までに目的物の検収・受渡しが完了しなければならない。

（貸付施設の標示）

第３条　甲は、当該物件に係る別添明細書の「協会の標示（リース番号)」に記載されている標示を付するものとする。

（検収の立会い）

第４条　甲は、乙から当該物件の貸付けを受ける者が乙の委任又は再委任を受けて実施する検収に立ち会うものとし、検収に合格しなかった物件については、速やかに代替品を納入し、再検収を受けなければならない。

（所有権の移転）

第５条　目的物の所有権は、前条の乙の委任又は再委任を受けて実施される検収に係る「借受証・検収調書」及び「納品書・明細書（受渡書)」に所定の関係者が記名押印した時点をもって、甲から乙へ移転するものとする。

２　所有権の移転後において、乙から当該物件の貸付けを受けた者が甲に対し、その物件の取替えを要求した場合、甲は乙の了承を得ないでこれに応じてはならない。

（売買代金の支払）

第６条　乙は、次に掲げる書類等を添えた甲の売買代金の請求書を受理した日から 40 日を経過した後の最初の支払日（15 日又は月の末日とする。）に、甲に代金を支払うものとする。

(1)　「借受証・検収調書」

(2)　「納品書・明細書（受渡書)」

(3)　納入物件のカラー写真１式（別添明細書の協会の標示（リース番号）及び製造番号・車両番号を写し込んだものを含む。）

(4)　振込銀行名、預金の種類、口座番号及び口座名を明記した書類

(5)　乙を所有者とする車両の自動車検査証の写し（道路運送車両法に基づく自動車検査証を受けている車両の場合に限る。）

(6)　標識交付申請書又は標識交付証明書の写し（市町村長交付の標識を受けている車両の場合に限る。）

（品質の保証等）

第７条　甲は、第１条の目的物が別添明細書どおりの性能を有すること及び隠れた瑕疵のないことを乙に保証するものとし、また当該物件の貸付期間中におけるアフターサービスについて、甲は誠意をもって実施するものとする。

（知的財産権を侵害するものでないことの保証）
第８条　甲は、第１条の目的物がいかなる特許権その他の知的財産権をも侵害していないことを乙に対して保証する。万一、同条の目的物の貸付けその他の行為により乙に費用が生ずることとなった場合には、甲がその全額を負担するものとする。
（反社会的勢力の排除）
第９条　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約するものとする。
(1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに　準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
(2) 自らの役員が反社会的勢力ではないこと。
(3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
(4) 当該物件の引渡し及び売買代金の全額の支払のいずれもが終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。
①　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
②　偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
２　甲又は乙の一方について、前項のいずれかに反した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解約することができる。この場合、解約により、甲又は乙に損害が生じても、相手方は損害賠償の責めを一切負わないものとする。
（危険負担）
第１０条　甲は、目的物の所有権が乙に移転するまでは、当該物件の危険を負担するものとする。
（契約違反等）
第１１条　目的物の納入が第２条に定める期限よりも遅延したとき、又は損害賠償金の支払その他乙に対して負担する債務の支払につきその履行を遅延したときは、甲は乙に対しその遅延した部分の価額について年率 14.6％の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。
２　乙の甲に対する売買代金の支払が第 5 条に定める期日よりも遅延した場合には、乙は甲に対し、前項の割合で算定された遅延賠償金を支払うものとする。
３　その他本契約の条項に当事者の一方が違反したときは、相手方は本契約を解除することができる。

上記契約を証するため本契約書２通を作成し、各自記名押印し、各１通を保有する。

令和　年　月　日

住　所
（売主）　甲
氏　名　　㊞

住　所　東京都港区六本木２丁目１番１３号
（買主）　乙
氏　名　公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　㊞

明　細　書

借受者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

目的物とその価額及び納入先と納入期限

納入先		納入期限	機械施設名	銘柄	型式	能力	協会の標示（リース番号）	機械施設の価額（円）消費税抜	その他の経費（円）消費税抜	価　額（円）		
最終借受者名	設置場所									消費税抜	消費税相当額	計
合計			基									

畜産 ICT 事業・楽酪 GO 事業に係る解約協議書の参考様式

解約協議書（導入促進負担リース）

年　月　日

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　殿

（個人の場合）

住　所

氏　名　　㊞

電話番号

（法人の場合）

住　所

法人名

代表者氏名　　㊞

電話番号

下記の理由により、貸付契約の解約を承認していただきたいので、公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領第１４に基づき定められたところに従い、解約協議書を提出いたします。

記

契約書名	○○○○施設貸付契約書		
契約年月日			
最終借受者			
機械施設名			
協会の標示 （リース番号）			
区　分	消費税抜価額	消費税相当額	計
取得に要した価額 (A)	円	円	円
負担残取得価額 (A')	円	円	円
納入済額 (B)	円	円	円
未納入額 (A'−B)	円	円	円
保険加入	動産総合保険	信用保険	
解約の理由 （特別の事情）			

（注）１　負担残取得価額(A')は、貸付契約書別表2の導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）を差し引いた額、納入済額(B)は本協議書提出時までの貸付契約書別表2の基本貸付料の納入済額とする。

２　附加貸付料については、解約の確定した日をもって計算することになるので、精算額と併せ別途通知書でお知らせする。

３　保険加入欄は、加入している保険に○印を付すこと。

導入促進負担リースに係る農協との平成 30 年度事務委託契約書

導入促進負担リースの貸付契約に係る事務委託契約書

公益財団法人畜産近代化リース協会理事長　　（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領第１に規定する導入促進負担リースに係る平成 30 年度に締結される甲と借受者との貸付契約に関する事務について、次により契約する。

第１条　甲は、次に掲げる事項について、乙に事務委託する。

(1)　貸付申請書の作成指導、貸付契約関係書類の経由、必要となった照会・調査に係る連絡等の貸付契約の締結に至るまでの事務

(2)　「借受証・検収調書」等の作成指導

(3)　酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）の事業実施主体に対し借受者が提出する実施状況報告書の作成・提出指導

(4)　貸付料、保険料、譲渡価額等を徴収し、甲の口座へ振り込むこと。

(5)　貸付契約の変更又は解約に係る事務

(6)　動産総合保険及び信用保険に係る事故時の事務

(7)　前各号に掲げるもののほか、導入促進負担リースの円滑な実施に関し必要となった事務

第２条　甲は、乙に対して、貸付契約１件（借受者の全ての債務が履行される時まで）当たり 9,000 円（消費税相当額を含む。）を委託費として支払うものとする。

２　委託費は、貸付契約について第１回目の貸付料の支払があった月の翌月末までに支払うものとする。

第３条　甲及び乙は、相互に相手方から得た情報について、個人情報保護法上の義務を順守する。

第４条　この契約の有効期間は、乙が受託して行った事務に係る甲と借受者の貸付契約に基づき借受者の全ての債務が履行される時までとする。

第５条　その他この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

年　　月　　日

東京都港区六本木２丁目１番１３号
甲　　公益財団法人畜産近代化リース協会
理事長　　㊞

乙

★　リースに関係する保険

リースに関係する保険としては、次の 2 つがあります。

1　動産総合保険

2　信用保険

1　動産総合保険

（1）損害保険への加入について

貸付機械施設は、原則としてすべて動産総合保険へ加入していただきます。ただし、道路運送車両法に規定する自動車（小型特殊自動車であって、自賠責保険・自賠責共済又は任意の自動車保険に加入しない自動車を除く。）については、最終借受者が原則として協会を受取人とする損害保険（自動車保険（車両保険））に加入するなどの措置を講じなければなりません（別紙６参照）。

（2）事故発生時の対応について

動産総合保険へ加入している貸付機械施設に事故が発生した場合には、事故に関する情報を、できるだけ早く協会に電話、FAX 又はメールでお知らせください（別紙７参照）。その後、「事故報告書」（別紙８）を作成し、次の添付書類と一緒に協会に提出してください。

様式の記載事項については、記入漏れのないよう関係者に指導願います。

① 修理が可能な場合（分損）

事故報告書	別紙8
修理業者の見積書	
写　真	・ 貸付機械施設全体が分かるもの ・ 協会標示（リース番号）がわかるもの ・ 損害箇所がわかるもの ・ 損害状況がわかるもの
事故証明書 （いずれか一つ）	・ 公的機関の発行する罹災証明書 ・ 最終借受者の所属団体又は修理業者による事故証明書 ・ 事故状況を伝える新聞の写し

修理をする場合には、事前に協会まで連絡してください。

なお、修理が可能な（分損）事故であっても、修理費が保険価額（※）を上回った場合は保険会社により全損と判断され、協会との貸付契約も解約することとなります。

※　保険価額：貸付機械施設の取得価額×貸付期間別残価率により算出された評価額

② 修理が不可能な場合（全損）

事故報告書	修理が可能な場合（分損）と同じ
写　真	
事故証明書 （いずれか一つ）	・ 公的機関の発行する罹災証明書 ・ 事故状況を伝える新聞の写し
解約協議書	業務方法書実施要領第15　別記様式第6号

修理が不可能な（全損）機械については協会が指示するまで、そのままの状態で保管しておいてください。保険会社に無断で処分等をすると、保険金が支払われないこともあります。

なお、協会の動産総合保険には免責金額がありませんので、少額な事故であっても申請ができます。

別紙6

○ 小型特殊自動車について最終借受者が付すべき損害保険について

・ 平成9年1月1日より道路運送車両法が一部改正され、農耕作業用自動車(トラクター等)は同法の適用外となり、検査・点検(車検)を行う必要がなくなっています。

・ 小型特殊自動車は、公道走行の有無にかかわらず市町村ナンバー(緑ナンバー)の登録(地方税法第446条第3項)が必要です。このナンバープレートは、道路運送車両法のナンバープレート(自動車登録番号標)ではなく、市町村の課税標識のプレートです。正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合は、地方税法第449条により、当該市町村の条例で10万円以下の過料を科せられます。

・ 自動車が公道を走る場合は、自動車損害賠償保障法第5条により、自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)又は自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)に加入(義務)しなければなりません。ただし、小型特殊自動車の農耕作業用自動車にあっては、同法第2条で自賠責保険又は自賠責共済には加入できませんので、注意願います。

区　分		小型特殊自動車(道路運送車両法)	
		農耕作業用自動車	建設用自動車
例　示		トラクター マニアスプレッダー コンバイン 農業用薬剤散布車　　など	フォークリフト ショベルローダ ホイルローダ など
車両の大きさ	長さ	制限なし	4.7m以下
	幅	制限なし	1.7m以下
	高さ	制限なし	2.8m以下
最高速度		35km/h未満	15km/h以下
総排気量		制限なし	制限なし
備　考		乗用装置を有し最高速度が時速35km未満のもので車両の大きさは関係ない。	上記の要件をひとつでも超える場合は、大型特殊自動車となる。

公道走行	する	しない	する	しない
自賠責保険・自賠責共済	加入できない		強制加入	任意加入
借受者(再貸付けの場合は最終借受者)が付すべき車両に関する損害保険	任意保険の「車両保険」又は「動産総合保険」に加入		任意保険の「車両保険」に加入	・ 自賠責保険・自賠責共済に加入する場合 任意保険の「車両保険」に加入 ・ 自賠責保険・自賠責共済に加入しない場合 任意保険の「車両保険」又は「動産総合保険」に加入
車両保険を除く任意保険	任意加入		任意加入	
税　金	軽自動車税(1,600円／年額)		軽自動車税(4,700円／年額)	
車検	なし		なし	

・ 自動車保険には、自動車損害賠償保障法により加入が義務付けられた自賠責保険又は自賠責共済の「強制保険」と、一般の保険会社が保険商品として提供している自動車保険があります。保険会社が提供する保険は、特に法律によって強制されるものではなく、自発的に加入することから「任意保険」と呼ばれます。

・ 任意保険には、対人賠償保険、対物賠償保険、自損事故保険、無保険車傷害保険、搭乗者傷害保険、車両保険、人身傷害補償保険の7種類の保険があります。借受者(再貸付けの場合は最終借受者)が、強制保険(自賠責保険・自賠責共済)又は任意保険の「車両保険」に加入する場合は、動産総合保険に加入できませんので、注意願います。

別紙7

動産総合保険にご加入の皆さんへ

リース物件に事故や不具合が起きたら
借受団体（所属農協（連合会）等）にご連絡を!!

経年劣化で故障した場合などを除き、
保険金が支払われます。

連絡後、できるだけ早く、下記の書類を所属農協（連合会）に提出して下さい。

❶事故報告書	裏面コピーまたは協会ホームページから印刷
❷修理見積書	修理業者から入手 ただし、修理が不可能な場合（全損）は、そのまま保管しておいて下さい。
❸事故証明書	修理業者が作成 様式は自由です。事故の発生日時、場所、原因、状況等を記したもの ＊罹災した場合には事故証明書は不要で、かわりに罹災証明書を出して下さい。
❹写真	損害箇所がわかるように

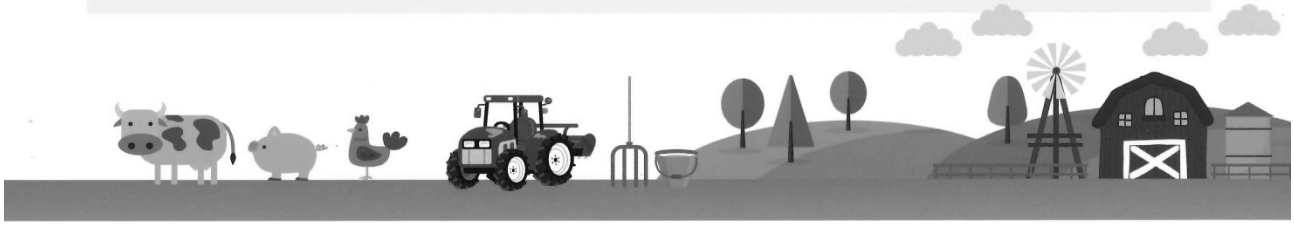

所属農協・連合会等（借受団体）の皆さん

最終転貸先から連絡、報告等があったときはすみやかに、当協会にご連絡下さい。

保険金の受取

協会は事故を保険会社に連絡、後日提出された書類を保険会社に送付、保険会社で査定します。
保険金は協会から借受団体に、借受団体から最終借受者に支払われます。
もし、貸付機械施設が全損（滅失）のときは、貸付契約は解約され精算することになりますので、
保険金は貸付料等の残額の支払いに充当されます。

お問合先
所属の農協・連合会等（借受団体）
もしくは （公財）畜産近代化リース協会
TEL 03-3584-0899　E-mail：info@japla.lin.gr.jp

別紙8

事　故　報　告　書

年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　　殿

住　　所　　：
借受団体名：
代 表 者 名 ：　　㊞
（担当者名（部署名）：
Tel：　　Fax：
E-mail：）

貴協会より借り受けていた物件につき、下記の事故が発生したので、修理業者の見積書、写真及び証明書を添付して報告いたします。

記

① 最終借受者	氏　名	
	住　所	
	電話番号	
② 貸付機械	機械施設名	
	貸付開始日	年　　月　　日
	協会標示番号	
	貸付契約書番号	
③ 事故内容	日　時	年　　月　　日　　時　　分頃
	場　所	（住所）
		（具体的な場所）　例えば○○倉庫の中など
	推定される原因	
	状況	
	修理対応	
④ 修理業者等	業者名	
	担当者名	
	住　所	
	電話番号	
	修理日程	開始　　年　　月　　日
		完工　　年　　月　　日
	見積額（税込）	
⑤ 借受団体の振込金融機関	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義人	

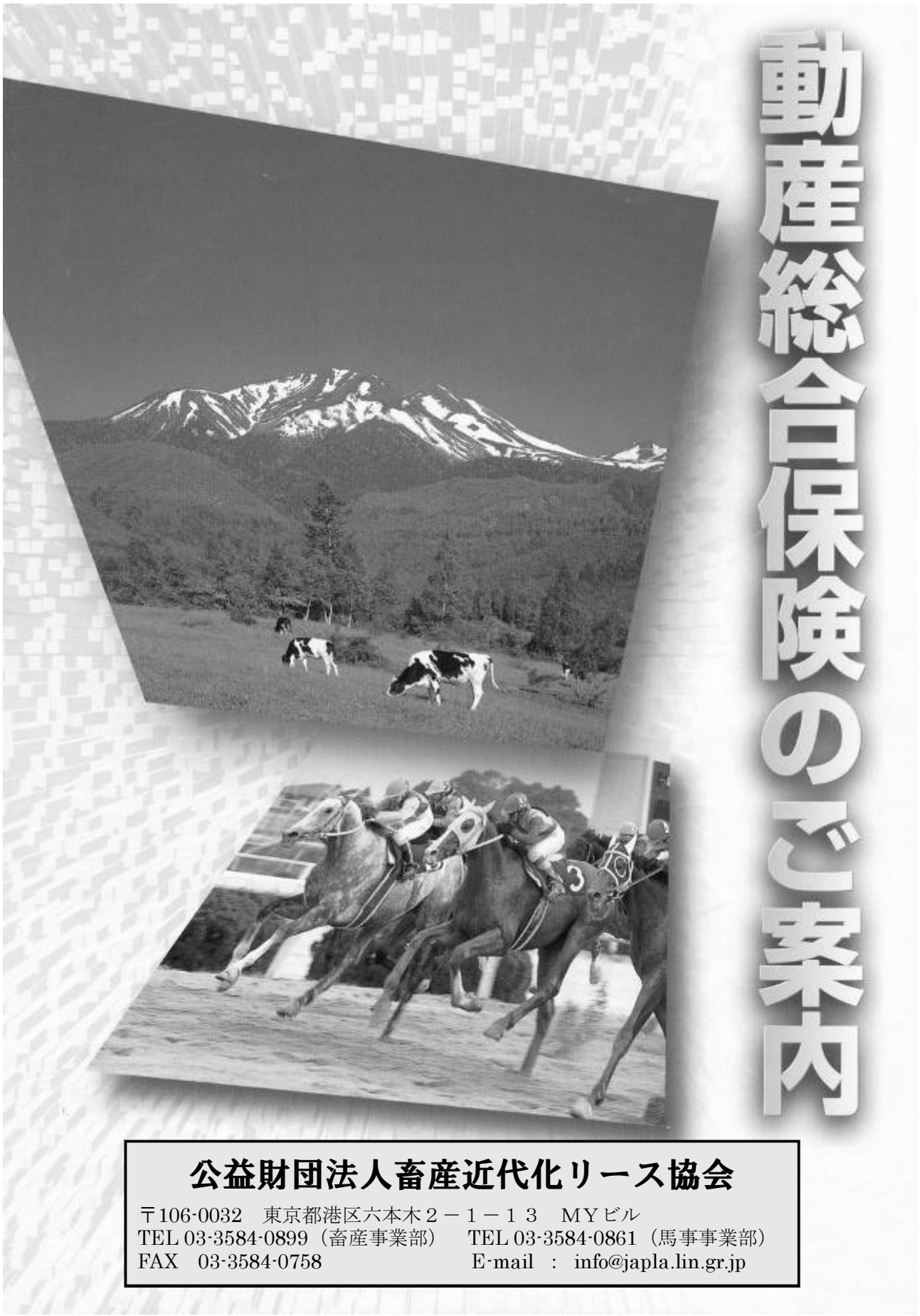

公益財団法人畜産近代化リース協会

〒106-0032　東京都港区六本木２－１－１３　ＭＹビル
TEL 03-3584-0899（畜産事業部）　TEL 03-3584-0861（馬事事業部）
FAX　03-3584-0758　　E-mail　：　info@japla.lin.gr.jp

令和元年 10 月改訂版

動産総合保険の概要

1　動産総合保険加入の目的

当協会がリースしている機械施設については、火災、落雷等各種の偶発的な事故による損害を補償するため、当協会を保険金受取人とする損害保険に加入することとなっております。保険加入については、手続きの簡素化が図られ、保険料が安くなる等有利な条件で加入することができることから、当協会と保険会社との特約に基づき、一括して保険契約をすることにしています。

なお、車両等及び建物に関する保険については、借受者が原則として当協会を保険金受取人とする保険契約を締結することになります。

2　リース機械施設の損害保険の分類

ア　下記イ・ウを除いた機械施設	動産総合保険
イ　車両等（自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入するもの）	車両保険
ウ　建　物	火災保険

3　動産総合保険の仕組み

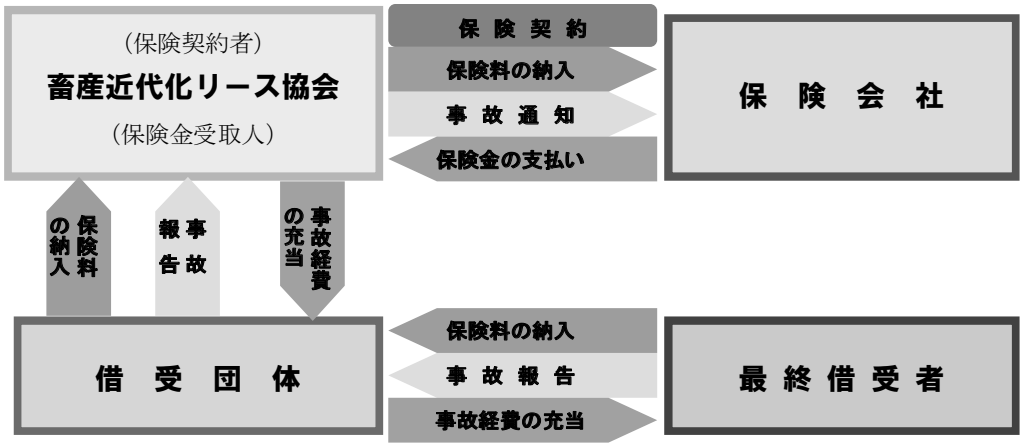

4　動産総合保険の補償範囲

動産総合保険は、次のような偶然な事故により生じた損害が対象となります。

火災　落雷　破裂又は爆発　盗難　破損　航空機又は車両の衝突・接触　労働争議　建物又は橋梁の崩壊　鈎損　煙害　雨淡水漏　雪害　水害　電気的事故　機械的事故　台風による土砂崩れ・家屋倒壊等による被害

ただし、以下の事項に起因する場合は、対象になりません。

戦争その他の変乱　国又は公共団体の公権力の行使　自然の消耗・さび・かび・変質・変色・ねずみ食い・虫食い等　貸付施設そのものの瑕疵　核燃料物質　故意または重大な過失　加工着手　修理・清掃等の作業（定期点検的修理）　詐欺・横領　置忘れ・紛失　地震・噴火・津波

５　保険期間・保険料支払

保険期間は、リース期間と同じです。保険料は、初回のリース料納入時に一括納入していただきます。

６　保険料率と免責金額

＜保険料率表＞

保険料率は、一括契約方式のため個別加入に比べ割安に設定されています。
また、当保険は免責金額がなく、少額の事故も対象となります。

リース機械施設			保険料率（保険金額千円につき）【2016/4/1 改正】	免責金額
A　運搬用機器（自走式のもの）		ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類（ただし、自動車損害賠償保障法の自賠責保険又は任意の自動車保険に加入するものは除く。）	2.39 円	なし
B　精密電子機器		電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円	なし
C　食肉・鶏卵処理関係機器（A・B以外）		冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアーナイフ、スライサー類	1.01 円	なし
D　上記A・B・C以外の機器	ア　据付固定式のもの	バルククーラー、搾乳ロボット、パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、ふ卵機、保存器、カーテン巻上げ機、簡易式厩舎、その他据付固定式のもの	1.76 円	なし
	ィ　据付固定式以外のもの	プラウ、ハロー、ブロードキャスター、ハーベスター、フロントローダー、ロールベーラー、ベールグラブ、ラッピングマシン、バケットミルカー、その他据付固定式以外のもの	1.95 円	なし
E　上記A・B・C・D以外の競馬関係の機器		複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類	0.95 円	なし
		これらの装置のうち据付固定式以外のもの	1.25 円	なし

7　保険金額

保険金額は、リース機械の取得価額（消費税相当額を含む。）に、事業に定める６か月ごとの貸付期間別残価率を乗じて算定される評価額により算出されます。

＜リース期間別残価率表＞

リース期間(年)		2	3	4	5	6	7	8	9
1年目	前半6ヵ月	100	100	100	100	100	100	100	100
	後半6ヵ月	78	85	88	91	92	93	94	95
2年目	前半6ヵ月	55	70	77	82	85	87	88	90
	後半6ヵ月	33	55	66	73	77	80	83	85
3年目	前半6ヵ月		40	55	64	70	74	77	80
	後半6ヵ月		24	43	55	62	67	71	75
4年目	前半6ヵ月			32	46	55	61	66	70
	後半6ヵ月			21	37	47	54	60	65
5年目	前半6ヵ月				28	39	48	55	60
	後半6ヵ月				18	32	42	49	55
6年目	前半6ヵ月					24	35	43	50
	後半6ヵ月					17	29	38	45
7年目	前半6ヵ月						22	32	40
	後半6ヵ月						16	26	35
8年目	前半6ヵ月							21	30
	後半6ヵ月							15	25
9年目	前半6ヵ月								20
	後半6ヵ月								14
合　計		**133**	**187**	**241**	**297**	**350**	**404**	**459**	**517**

※ 合計欄の数値は、リース期間ごとの１年当たりの残価率を表しています。

8　保険料

【例】　リース機械施設･･････････････････････････　バルククーラー
　　　取得価額（消費税相当額を含む。）･･････････　1，100千円
　　　リース期間（保険契約期間）････････････････　6年

● 6年間の保険金対象残存価額の累計額
　1，100千円（取得価額） × 350/100（リース期間6年の残価率） ＝ 3，850千円

● 6年分の保険料
　3，850千円（6年間の保険金対象残存価額の累計額） × 1.76/1,000（保険料率） ＝ 6，780円

※ 10円未満は、四捨五入。

動産総合保険の事務手続き

1　保険料の納入

前頁の「８　保険料」により算出された保険料は、**第１回目のリース料を納入する際に、一括して納入することになります。**

2　事故報告

① 動産総合保険に加入しているリース機械施設に事故が発生した場合には、**できるだけ早く**、事故に関する情報を当協会に**電話又はFAX**でお知らせください。

② 所定の様式による「事故報告書」を作成し、次の書類を添付の上、当協会あてに提出してください。

ア　修理見積書（修理が可能な場合）

イ　罹災した場合は、罹災証明書（万一、罹災証明の取付けができないときは、例えば、その事実を伝える地方紙の写し、修理業者又は最終借受者の所属する団体による罹災状況調書等を提出する。）

ウ　写真（損害箇所がわかるように）

③ **修理をする場合には、事前に当協会までその旨連絡ください。また、修理が不可能な場合（全損）は、当協会が指示をするまでそのままの状態で保管しておいてください。保険会社に無断で処分等をすると、保険金が支払われないこともあるので注意してください。**

3　保険金の受取りと処理

当協会は、借受者からの報告に基づいて、事故内容等を保険会社に連絡し、保険金の対象になる事故であれば、所定の手続きを経て、保険金を受け取り、リース機械施設を修復するのに要する経費に充当します。

また、事故によりリース機械施設を滅失した場合（全損）には、貸付契約を解約し、譲渡金額を含めたリース料等の残額（精算額）の支払いに保険金を充当します。

なお、精算額とは、取得価額から既に納入された基本貸付料を控除して得た額に消費税相当額を加算して得た額及び当該２半期に納付すべき附加貸付料のうち貸付契約解約の日までの日数に係る附加貸付料相当額の合計額のことです。

4　解約保険料の返還

やむを得ない事情により、リース機械施設の貸付契約を途中解約する場合は、所定の手続きを経て、保険期間の未経過期間分の保険料を返還いたします。

なお、未経過期間保険料は、貸付施設の譲渡日の翌日から起算して、貸付期間終了日までの月割で算出された金額となります。

２　信用保険

信用保険制度は、当協会から畜産関係施設のリースを受けている畜産農家の方が、いろいろな事情で経営が破たんし、リース料を納入できなくなって保険事故と認定された場合に、保険会社が代わりに保険金として支払う制度です。

信用保険の加入の条件は、最終借受者が個人農家の場合、加入依頼日の直前の税務申告において農業所得が赤字でないこと、法人の場合は加入依頼日の直前の決算期において債務超過でないこととなっています。

（１）２種の信用保険制度の発足について

導入促進負担リースの直貸方式を実施することとなったことから、協会の信用保険制度は、平成３０年度から貸付方式に応じた二種の制度が発足し、次のとおりそれぞれの制度要領を設けました。

①　畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領

②　畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領

両者の信用保険制度で異なる主な事項は、次表のとおりです。

項　目	信用保険制度(再貸付方式)		信用保険制度(導入促進負担リースの直貸)
貸付方式	再貸付		導入促進負担リースの直貸
通常、補助付の区分	通常リース	補助付リース	
		畜産特定補助リース（畜産クラスター事業）	導入促進負担リース(直貸)（楽酪事業及び楽酪 GO 事業）
保険加入	任意		強制
加入依頼書（様式　別紙9）	加入するには提出する必要あり		必ず加入してもらうので、提出は不要
保険の補償対象	残債額	補助金を除いた残債額	補助金を除いた残債額
支払保険金の上限額	原則　2,000 万円 ※ただし、希望者で保険会社の審査に通った方は上限なし		原則　上限なし ※ただし、上限 2,000 万円の場合あり

（２）信用保険制度の改正について

平成３０年度から信用保険制度を、次のとおり改正しました。

①　縮小率を 90%から 95%に改正し、保険事故時に農協等に支払われる保険金が、補償対象債権額×0.95 となります。

②　2018 年 4 月以降に貸付けされた機械施設から、信用保険の補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）保険料も、それに応じた額となります。

③　信用保険制度（再貸付方式）の場合、支払保険金の上限額は原則 2,000 万円ですが、平成 30 年 4 月以降の借受者で、上限額引上げを希望し、あらかじめ保険会社の審査に通った方を対象として、2,000 万の上限がなくなりました。（注）この対象となる場合、それに応じて保険料も増加することとなります。

（３）信用保険制度（再貸付方式）におけるモニタリング調査の実施について

信用保険（再貸付方式）の加入は、強制ではなく最終転貸者（農協等）又は最終借受者（畜産農家等）が任意に加入できることから、意図的に対象を選択していないかどうかを確認するため、最終借受者について一定の調査(モニタリング調査)を行うことが、義務付けされております。

信用保険（再貸付方式）については、モニタリング調査を年度末に行います。モニタリング調査の対象は、借受者又は再貸付団体から無作為に抽出し、個人農家にあっては加入依頼日の直前２か年の税務申告（青色申告書Ｂ）の写しを、法人にあっては直前２か年度の決算資料（貸借対照表及び損益計算書）の写しを提出していただくこととなっています。ご協力、よろしくお願いします。

信用保険制度要領（再貸付方式）第３の１の別紙様式（表面）

別紙9

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　殿

最終借受者　住　所
氏　名　　印

畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）の利用について（依頼書）

私は、下記の貸付施設に係る支払債務につき、裏面の畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領（以下「要領」という。）の諸条項を了承の上、要領第３の１の規定に基づき、貴協会が保険会社と契約する取引信用保険の対象とすることを、依頼します。

記

・　依頼する貸付施設等

貸付施設名	貸付開始希望月	希望貸付年数（年）	取得に要する価額（消費税込）（円）	取引信用保険の対象額（消費税を含む。）（円）	協会のリース番号【協会記載欄】

（記載上の注意）

⑴　「貸付施設名」、「貸付開始希望月」、「希望貸付年数」及び「取得に要する価額（消費税込）」は、貸付申請書の記の４貸付機械施設の明細の表の欄と同一の内容になるように記載してください。

⑵　「取引信用保険の対象額（消費税を含む。）」は、次のとおり記載してください。

・　通常リースの場合‥‥‥‥‥‥‥‥「取得に要する価額（消費税込）」と同額

・　補助付リースの場合‥‥‥‥‥‥‥‥「取得に要する価額（消費税抜）」から「補助金（消費税抜）」を差し引いた額及びこれに対応する消費税相当額の合計額

⑶　「協会のリース番号」欄は、記載しないでください（協会で記載します。）。

⑷　貸付施設数が多いときは、枠を追加してください。

【確認事項】

1　畜産近代化リース協会信用保険制度の過去の利用状況

〔過去の利用の有無について〕　：　有　・　無　（有無のどちらかに○をつけてください。）

2　要領第２の２の（２）の「別に定める者」に係る希望の有無

（既に借り受けている貸付施設に係るものと合わせて取引信用保険の対象額が 2,000 万円を超えることとなる方のみ、ご記入ください。）

要領第２の２の（２）の規定により、希望される方で、同規定の「別に定める者」に該当することとなった場合には、支払保険金の上限（2,000 万円）がなくなります。

（注）１ この対象となるには、「畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領第2の2の（2）の「別に定める者」の取扱いについて」（　番号　）に基づく手続が必要になります。

２ この対象となる場合、それに応じて保険料も増加することとなります。

〔希望の有無について〕　：　有　・　無　（有無のどちらかに○をつけてください。）

なお、希望されない場合は、上限額 2,000 万円が適用されます。

貴協会から対象となった旨の通知を受けたときは、上記の最終借受者の貸付施設に係る支払債務に関し、畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領の諸条項及び同要領に基づき貴協会が締結する取引信用保険契約の内容を了承の上、取引信用保険の被保険者として、同要領第２の５の（１）の規定に基づき、貴協会に取引信用保険契約における保険金の支払請求権及び受領権を委任します。

最終転貸者（再貸付団体又は借受者）
住　所
団体名
代表者氏名　　印

最終転貸者及び最終借受者　殿

上記については、令和　　年　　月から畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）の対象になりましたので、通知します。

令和　　年　　月　　日

公益財団法人畜産近代化リース協会　理事長　印

信用保険制度要領（再貸付方式）第３の１の別紙様式（裏面）

畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領

第１　趣　旨

この要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が行う貸付事業（再貸付けの方式をとる場合に限る。）において最終借受者の支払債務が履行されなかったことによる損害をてん補するための保険制度を実施する場合の保険の内容及び手続を定めるものとする。

第２　保険の概要

１　保険契約の締結

（１）協会は、最終転貸者（直接、最終借受者と再貸付契約を締結する借受者又は再貸付団体をいう。以下同じ。）を被保険者とし、最終転貸者と最終借受者の再貸付契約に基づく支払債務が履行されないことによって被る損害をてん補する取引信用保険契約を、この第２に定める概要に従い、保険会社と締結する。

（注）１　最終借受者とは、業務方法書第９条の最終借受者をいう。（貸付施設を実際に使用する畜産農家等）

２　借受者とは、業務方法書第４条に規定する借受者をいう。（協会が貸付契約を締結する直接の相手方）

３　再貸付団体とは、貸付申請書（業務方法書実施要領第１章別記様式第２号）の記の４の表の（１）の欄に記入される団体をいう。（借受者から貸付施設の再貸付けを受け、最終借受者に貸し付ける農協等の団体）

（２）この保険制度は、業務方法書第１９条第１項に規定する乗馬施設及び同項に規定する地方競馬用施設の貸付けに関しては、適用しない。

２　保険の対象及び保険金の限度

（１）保険の補償対象は、最終借受者の債務不履行等により貸付契約が解除され保険事故となった時点において計算される補償対象債権額（貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額及びこれに対応する消費税相当分の額（附加貸付料及び延滞に係る違約金は含まれない。）をいう。（２）において同じ。）とする。

（２）保険金の支払は、補償対象債権額から貸付施設の処分等により回収された金額を差し引いた額に縮小率 95％を乗じて得た額とし、かつ、別に定める者を除き１最終借受者当たり 2,000 万円を上限とする。また、協会と保険会社との間で、一定の期間中の保険金支払総額の限度が定められる。

３　保険料

（１）保険料の料率は、協会と保険会社が協議して定めるものとし、契約延長の際に変更することがあるものとする。

（２）保険料は、最終借受者が負担する。なお、協会は、保険料の一部を最終借受者に代わって負担することがあるものとする。

（３）最終借受者が負担する保険料（（２）により協会が一部を負を請求し、保険金の支払を受けるものとする。

６　借受者及び再貸付団体が行うべき事項

（１）最終転貸者は、最終借受者が第４の１又は２に定める状態に至ったときは、第４に定めるところにより協会へ報告しなければならない。

（２）借受者及び再貸付団体は、保険事故の発生に関し、次の状況になったときは、協会に協力するものとする。

ア　協会が保険事故について説明又は証明を求めたとき。

イ　協会が保険事故の発生の事実又は損害額を確認するために最終借受者の帳簿その他の書類について調査するとき。

ウ　損害の防止又は軽減のために必要な措置をとるとき。

（３）借受者及び再貸付団体は、協会が信用保険制度の円滑かつ安定的な運営のために、モニタリング等必要な調査を行うときには、協力するものとする。

（４）その他取引信用保険の約款に定められる協会が保険会社に通知すべき事項について必要な確認を行うときには、借受者及び再貸付団体は所要の協力をするものとする。

７　保険支払の対象外となるもの

（１）次に該当する場合については、保険金は支払われない。この場合、保険料は返還される。

ア　最終借受者が法人の場合、保険への加入の依頼日の直前の決算期において債務超過であったことが判明したとき、個人の場合、保険への加入の依頼日の直前の税務申告において事業所得が赤字であったことが判明したとき。

イ　最終借受者に第４の事態が生じた時点で、第１回目の貸付料及び保険料の納入がされていなかったとき。

（２）最終転貸者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害など取引信用保険の約款に定められる事項に該当する場合は、保険金は支払われない。この場合、保険料は返還されない。

第３　加入の際の手続

１　貸付施設の貸付けを受けようとする者は、当該貸付施設に係る最終借受者の支払債務について保険の対象にしようとするときは、貸付けの申請に当たり、貸付申請書の記の４の（２）の欄に最終借受者名のほか[信保]と記入するとともに、最終借受者から別紙様式による文書の提出を求め、当該文書に最終転貸者として捺印し、（再貸付団体を通じての再貸付けをする場合には、再貸付団体の捺印を求め、）併せて協会に提出するものとする。なお、この保険制度の対象になっている貸付施設の最終借受者が、更に他の貸付施設の最終借受者となる場合には、当該他の貸付施設に係る支払債務についても保険の対象にするものとする。

２　協会は、１による提出があった場合において、特段の支障が認められないときは、貸付契約の締結に併せて、１により提出された文書（表面）の写しに貸付施設ごとの協会のリース番号を記入して、保険の対象とする旨を通知するものとする。

３　協会は、毎月末日を基準日として、基準日の属する月の初日から基準日までの間に保険の対象となったものを取りまとめ、翌月２０日までに保険会社に通知するものとする。

通知する（再貸付団体が最終転貸者である場合には、更に借受者から再貸付団体にその旨を通知する）ものとする。

２　最終転貸者は、協会が保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、最終借受者に対する債権を保険会社に譲渡するものとする。

３　最終転貸者は、最終借受者に対して、配達証明付き内容証明郵便により、保険会社に債権の譲渡を行った旨を通知するものとする。

４　保険会社は、協会に対して保険金を支払い、かつ、３の債権の譲渡を受けた後、最終借受者に対する求償権を行使するものとする。

第６　その他

第５までに定めるもののほか、この保険制度の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定めることがあるものとし、この要領又は理事長の定めを実施するための細部の事項については、事務局長が定めることがあるものとする。

附　則

１　この要領は、平成２３年４月２８日から実施する。

２　業務方法書附則第３項に規定する特定補助金に係る貸付けに関する補償対象債権額、最終借受者保険料、加入の際の手続に係る書類及び保険事故と確定する手続における協会から最終転貸者に対する指示については、第２の２の（１）中「取得価額」とあるのは「取得価額から当該貸付施設の取得に充当した業務方法書第３項に規定する特定補助金相当額を控除して得た額（以下「補助残取得価額」という。）」と、「基本貸付料」とあるのは「基本貸付料（同項の規定により読み替えて適用する業務方法書第６条第２項第１号の基本貸付料をいう。第２の３の（４）において同じ。）」と、第２の３の（４）中「取得価額」とあるのは「補助残取得価額」と、第３の１中「貸付申請書の記の４の（２）」とあるのは「貸付申請書（畜産特定補助リース実施要領第９の１の規定に基づき協会が定める様式のものをいう。）の記の３（別添）の表の（２）」と、第４の３のイ中「業務方法書第１３条第４項」とあるのは「畜産特定補助リース実施要領第６の規定により読み替えて適用する業務方法書第１３条第４項」とする。

３　業務方法書附則第４項に規定する導入促進負担金に係る貸付けに関する補償対象債権額、最終借受者保険料、加入の際の手続に係る書類及び保険事故と確定する手続における協会から最終転貸者に対する指示については、第２の２の（１）中「取得価額」とあるのは「取得価額から当該貸付施設に係る業務方法書附則第４項に規定する導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）を控除して得た額。以下「負担残取得価額」という。）」と、「基本貸付料」とあるのは「基本貸付料（業務方法書附則第５項の規定により読み替えて適用する業務方法書第６条第２項第１号の基本貸付料をいう。第２の３の（４）において同じ。）」と、第２の３の（４）中「取得価額」とあるのは「負担残取得価額」と、第３の１中「貸付申請書の記の４の（２）」とあるのは「貸付申請書（導入促進負担リース実施要領第１２の１の規定に基づ

担する場合には、その負担する部分を差し引いた部分。以下「最終借受者保険料」という。）は、年2回払いとして貸付施設の貸付料の納入期限までに借受者が最終借受者から（再貸付団体を通じた再貸付けをする場合には、再貸付団体を通じて、）徴収し、協会に納入するものとする。

（4）各納入時期ごとの最終借受者保険料は、次の算式により算定される額とする。ただし、貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額に（1+消費税相当分の率）を乗じて得た額が1最終借受者当たり2,000万円を超える場合（2の（2）の別に定める者に係る場合を除く。）の最終借受者保険料は、当該乗じて得た額に代えて2,000万円を用いて算定される額とする。

（貸付施設の取得価額－納入済みの基本貸付料の額）×（1+消費税相当分の率）×当該年度の保険料の料率（協会が負担する部分を差し引いたものとする。）×当該半年中の貸付施設の借受月数／１２

（注）当該半年中の貸付施設の借受月数とは、次に定める月数である。

ア　貸付開始後最初に到来する納入時期の場合	貸付開始月から納入の月までの月数
イ　貸付けが終了した後に到来する納入時期の場合	前回の納入の月の翌月から貸付けの最後の月までの月数
ウ　その他の場合	6

4　保険の責任期間

（1）協会と保険会社との間で締結される取引信用保険契約（以下「保険契約」という。）は1年間とし、毎年度延長されるものとする。ただし、保険の責任は9年間を限度とする（保険の責任は、当該貸付施設の貸付開始の日から保険契約の満期日までの間とし、保険契約が延長された場合には各延長契約の満期日又は当該貸付施設の譲渡価額の納入期限（貸付期間が9年を超える貸付施設については、貸付開始の月から起算して9年を経過する前日までの貸付料の納入期限）のうち到来の早い期日まで延長されるものとする。）。

（2）（1）にかかわらず、保険の責任は、次のいずれかの場合には、その時に終わるものとする。

ア　最終借受者が全ての貸付料、譲渡価額等及び保険料を納入期限までに納入したとき。

イ　最終借受者が再貸付契約の解除に伴う買取請求に対し、所定の精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき。

ウ　保険事故が発生し、保険会社が保険金を支払ったとき。

エ　協会が保険契約を延長しなかったとき。

5　保険金支払請求権及び保険金受領権

（1）最終転貸者は、保険金の支払請求権及び受領権を協会に委任するものとする。

（2）協会は、（1）による委任に基づき、保険会社に保険金の支払

第4　保険事故と確定する手続

1　最終転貸者は、最終借受者が貸付料又は譲渡価額（以下「貸付料等」という。）の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。

ア　貸付料等の納入期限までに貸付料等が納入されないときは、最終借受者に対して督促を行う。

イ　アの督促にもかかわらず、納入期限から2か月を経過しても貸付料等が納入されないときは、当該最終借受者に対して、配達証明付き内容証明郵便により納入期限から3か月をもって期限の利益を喪失させる旨を明記した督促状を送付するとともに、その写しと最終借受者との間の再貸付契約書の写しを添付の上、（最終転貸者が再貸付団体である場合は、借受者を通じて）協会に報告する。協会は、報告を受けた後、速やかに保険会社に通知する。

ウ　イの督促にもかかわらず、納入期限から3か月を経過しても貸付料等が納入されないときは、直ちに（最終転貸者が再貸付団体である場合は、借受者を通じて）協会に報告する。協会は、報告を受けた後、速やかに保険会社に通知する。

2　1による場合のほか、最終借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、最終借受者は当然に期限の利益を失う。この場合、最終転貸者は最終借受者との間の再貸付契約書の写しを添付の上、（最終転貸者が再貸付団体である場合は、借受者を通じて）協会に報告するものとする。協会は、報告を受けた後、速やかに保険会社に通知する。

ア　破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ　取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

ウ　財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたとき。

エ　相続人の全員が相続の限定承認若しくは相続の放棄の申述をしたとき又は財産の分離の請求がなされたとき。

3　協会は、最終転貸者から1のウ又は2による報告を受けたときは、保険会社と協議の上、協会と借受者が締結している貸付契約を解除し、（再貸付団体を通じた再貸付けが行われている場合は、借受者に当該再貸付団体との再貸付契約を解除させ、借受者を通じて、）最終転貸者に対して以下の指示を行うものとする。

ア　最終転貸者と最終借受者が締結している再貸付契約を解除し、解除した書類の写しを提出すること。

イ　業務方法書第１３条第４項の規定により算定される精算額の支払請求を行うこと。

ウ　精算額が直ちに支払われない場合には貸付施設を回収すること。

4　3のイによる請求に対し、支払期限までに納入がされなかったときは、これを保険事故とする。

第5　債権の譲渡及び求償権の行使

1　協会は、保険金を受領したときは、直ちにその内容を借受者に

き協会が定める様式のものをいう。）の記の3（別添2）の表の（2）」と、第4の3のイ中「業務方法書第１３条第４項」とあるのは「導入促進負担リース実施要領第9の規定により読み替えて適用する業務方法書第１３条第４項」とする。

附　則

この規程は、平成25年4月10日から実施する。

附　則

1　この規程は、平成26年4月1日から実施する。

2　この規程による改正後の第2の2の(2)及び第2の3の(4)ただし書の規定にかかわらず、保険の対象となる支払債務がこの規程の実施前に貸付開始となった貸付施設に関するもののみである最終借受者に係る1最終借受者当たりの保険金の額の上限及び1最終借受者当たりの最終借受者保険料の額については、なお従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成27年4月1日から実施する。

2　この規程による改正後の第2の2の(2)、第2の3の(4)ただし書及び第2の4の(1)の規定にかかわらず、保険の対象になる支払債務がこの規程の実施前に貸付開始となった貸付施設に関するもののみである最終借受者に係る1最終借受者当たりの保険金の額の上限、1最終借受者当たりの最終借受者保険料の額及び保険の責任期間については、なお従前の例による。

附　則

1　この規程は、平成３０年４月１日から実施する。

2　この規程の実施前に貸付開始となった貸付施設に関する分の保険の補償対象については、この規程による改正後の第２の２の（１）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　この規程の実施前に貸付開始となった貸付施設に関する分の１最終借受者当たりの最終借受者保険料の額については、この規程による改正後の第２の３の（４）中「差し引いた額に（1+消費税相当分の率）を乗じて得た額」とあるのは「差し引いた額」と、「当該乗じて得た額」とあるのは「当該差し引いた額」と、「納入済みの基本貸付料の額×（1+消費税相当分の率）」とあるのは「納入済みの基本貸付料の額」とする。

畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領第２の２の（２）の「別に定める者」の取扱いについて

（平成３０年４月）

１　「別に定める者」

畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領（以下「信用保険再貸付要領」という。）第２の２の（２）の「別に定める者」は、平成３０年４月１日以後に貸付施設の貸付けを受ける者で、信用保険再貸付要領に規定する補償対象債権額（同日前に貸付けを受けた貸付施設がある者については、その貸付施設に係る分を合わせたものとする。）が２，０００万円を超えることとなるもののうち、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　その者及び最終転貸者が、支払保険金につき２，０００万円を上限としないことを希望すること。

（２）　２の（２）により、支払保険金につき２，０００万円を上限とする必要がないと認められること。

２　手順

（１）関係書類の提出

貸付施設の最終借受者及び最終転貸者が１の（１）の希望する場合は、信用保険再貸付要領別紙様式による文書（依頼書）に希望がある旨記入し、添付書類として、直近３か年分の次の書類を提出するものとする。

個人の場合

（青色申告の場合）確定申告書Ｂの第一表及び青色申告書決算書（貸借対照表、損益計算書）

（白色申告の場合）確定申告書Ｂの第一表及び収支内訳書

法人の場合

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

（２）認定

協会は、支払保険金につき２，０００万円を上限とする必要がないか否か保険会社の見解を求め、その認定を行うものとする。なお、追加の資料を求めることがある。

（３）「別に定める者」の通知

協会は、（１）による提出があったものについては、「別に定める者」とされたか否かについて、信用保険再貸付要領第３の２に基づく通知の中でその旨明示することとする。

畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領

制定：平成３０年３月２９日

第１　趣　旨

この要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が導入促進負担リース実施要領第１に規定する導入促進負担リースを直貸方式（貸付施設を現実に使用する者が借受者となる方式をいう。）で行うに当たり、借受者の支払債務が履行されなかったことによる損害をてん補するための保険制度を実施する場合の保険の内容及び手続を定めるものとする。

第２　保険の概要

１　保険契約の締結

協会は、協会を被保険者とし、協会と借受者の貸付契約に基づく支払債務が履行されないことによって被る損害をてん補する取引信用保険契約を、この第２に定める概要に従い、保険会社と締結する。

２　保険の対象及び保険金の限度

（１）保険の補償対象は、借受者の債務不履行等により貸付契約が解除され保険事故となった時点において計算される補償対象債権額（貸付施設の負担残取得価額（取得価額から導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）を控除して得た額をいう。以下同じ。）から納入済みの基本貸付料の額（業務方法書附則第５項の規定により読み替えて適用する業務方法書第６条第２項第１号の基本貸付料の額とする。以下同じ。）を差し引いた額及びこれに対応する消費税相当分の額（附加貸付料及び延滞に係る違約金は含まれない。）をいう。（２）において同じ。）とする。

（２）保険金の支払は、補償対象債権額から貸付施設の処分等により回収された金額を差し引いた額に縮小率95％を乗じて得た額とする。ただし、別に定める者については別に定める額を上限とする。

３　保険料

（１）保険料の料率は、協会と保険会社が協議して定めるものとし、契約延長の際に変更することがあるものとする。

（２）保険料は、借受者が負担する。なお、協会は、保険料の一部を借受者に代わって負担することがあるものとする。

（３）借受者が負担する保険料（（２）により協会が一部を負担する場合には、その負担する部分を差し引いた部分。以下「借受者保険料」という。）は、年２回払いとして貸付施設の貸付料の納入期限までに借受者が協会に納入するものとする。

（４）各納入時期ごとの借受者保険料は、次の算式により算定される額とする。ただし、貸付施設の負担残取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額に(1+消費税相当分の率）を乗じて得た額が２の（２）ただし書で設けられる１借受者当たりの

上限を超える場合の借受者保険料は、当該乗じて得た額に代えて当該上限の額を用いて算定される額とする。

（貸付施設の負担残取得価額－納入済みの基本貸付料の額）×（1+消費税相当分の率）×当該年度の保険料の料率（協会が負担する部分を差し引いたものとする。）×当該半年中の貸付施設の借受月数／１２

（注）当該半年中の貸付施設の借受月数とは、次に定める月数である。

ア　貸付開始後最初に到来する納入時期の場合	貸付開始月から納入の月までの月数
イ　貸付けが終了した後に到来する納入時期の場合	前回の納入の月の翌月から貸付けの最後の月までの月数
ウ　その他の場合	６

４　保険の責任期間

（１）協会と保険会社との間で締結される取引信用保険契約（以下「保険契約」という。）は１年間とし、毎年度延長されるものとする。ただし、保険の責任は９年間を限度とする（保険の責任は、当該貸付施設の貸付開始の日から保険契約の満期日までの間とし、保険契約が延長された場合には各延長契約の満期日又は当該貸付施設の譲渡価額の納入期限（貸付期間が９年を超える貸付施設については、貸付開始の月から起算して９年を経過する前日までの貸付料の納入期限）のうち到来の早い期日まで延長されるものとする。）。

（２）（１）にかかわらず、保険の責任は、次のいずれかの場合には、その時に終わるものとする。

ア　借受者が全ての貸付料、譲渡価額等及び保険料を納入期限までに納入したとき。

イ　借受者が貸付契約の解除に伴う買取請求に対し、所定の精算額及び当該精算額に係る違約金を納入したとき。

ウ　保険事故が発生し、保険会社が保険金を支払ったとき。

エ　協会が保険契約を延長しなかったとき。

５　保険金の支払請求及び受領

協会は、保険金の支払請求権及び受領権に基づき、保険会社に保険金の支払を請求し、保険金の支払を受けるものとする。

６　借受者が行うべき協力

（１）借受者は、協会が信用保険制度の円滑かつ安定的な運営のために、モニタリング等必要な調査を行うときには、協力するものとする。

（２）その他取引信用保険の約款に定められる協会が保険会社に通知すべき事項について必要な確認を行うときには、借受者は所要の協力をするものとする。

７　保険支払の対象外となるもの

（１）次に該当する場合については、保険金は支払われない。この場合、保険料は返還さ

れる。

ア　借受者が法人の場合、保険への加入の依頼日の直前の決算期において債務超過であったことが判明したとき、個人の場合、保険への加入の依頼日の直前の税務申告において事業所得が赤字であったことが判明したとき。

イ　借受者に第４の事態が生じた時点で、第１回目の貸付料及び保険料の納入がされていなかったとき。

（２）関係者の故意若しくは重大な過失又は法令違反によって生じた損害など取引信用保険の約款に定められる事項に該当する場合は、保険金は支払われない。この場合、保険料は返還されない。

第３　加入についての通知

１　協会は、借受者に対し貸付契約の締結に併せて、貸付施設ごとの協会のリース番号を記入して、保険の対象とする旨を通知するものとする。

２　協会は、毎月末日を基準日として、基準日の属する月の初日から基準日までの間に保険の対象となったものを取りまとめ、翌月２０日までに保険会社に通知するものとする。

第４　保険事故と確定する手続

１　協会は、借受者が貸付料又は譲渡価額（以下「貸付料等」という。）の納入を怠ったときは、次の措置をとるものとする。

ア　貸付料等の納入期限までに貸付料等が納入されないときは、借受者に対して督促を行う。

イ　アの督促にもかかわらず、納入期限から２か月を経過しても貸付料等が納入されないときは、当該借受者に対して、配達証明付き内容証明郵便により納入期限から３か月をもって期限の利益を喪失させる旨を明記した督促状を送付するとともに、速やかに保険会社に通知する。

ウ　イの督促にもかかわらず、納入期限から３か月を経過しても貸付料等が納入されないときは、速やかに保険会社に通知する。

２　１による場合のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、借受者は当然に期限の利益を失う。この場合、協会は、速やかに保険会社に通知する。

ア　破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始又は特別清算開始の申立てがあったとき。

イ　取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

ウ　財産につき強制換価手続が開始されたとき、仮差押命令が発せられたとき又は保全差押としての通知が発せられたとき。

エ　相続人の全員が相続の限定承認若しくは相続の放棄の申述をしたとき又は財産の分離の請求がなされたとき。

３　１のウ又は２の事態に至ったときは、協会は、保険会社と協議の上、協会と借受者が締結している貸付契約を解除し、以下の措置をとるものとする。

ア　導入促進負担リース実施要領第９の規定により読み替えて適用する業務方法書第１３条第４項の規定により算定される精算額の支払請求を行うこと。

イ　精算額が直ちに支払われない場合には貸付施設を回収すること。

4　３のアによる請求に対し、支払期限までに納入がされなかったときは、これを保険事故とする。

第５　債権の譲渡及び求償権の行使

１　協会は、保険金を受領したときは、直ちにその内容を借受者に通知するものとする。

２　協会は、保険会社から保険金を受領した後、その受領した保険金の額を限度として、借受者に対する債権を保険会社に譲渡するものとする。

３　協会は、借受者に対して、配達証明付き内容証明郵便により、保険会社に債権の譲渡を行った旨を通知するものとする。

４　保険会社は、協会に対して保険金を支払い、かつ、３の債権の譲渡を受けた後、借受者に対する求償権を行使するものとする。

第６　その他

第５までに定めるもののほか、この保険制度の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定めることがあるものとし、この要領又は理事長の定めを実施するための細部の事項については、事務局長が定めることがあるものとする。

附　則〔平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年リース協畜第 581 号〕

１　この要領は、平成３０年４月１日から実施する。

２　この要領の実施前に貸付開始となった貸付施設に関する分の保険の補償対象及び１最終借受者当たりの最終借受者保険料の額については、第２の２の（１）中「及びこれに対応する消費税相当分の額（附加貸付料及び延滞に係る違約金は含まれない。）」とあるのは「（消費税相当分及び附加貸付料並びに延滞に係る違約金は含まれない。）」と、第２の３の（４）中「差し引いた額に（1+消費税相当分の率）を乗じて得た額」とあるのは「差し引いた額」と、「当該乗じて得た額」とあるのは「当該差し引いた額」と、「納入済みの基本貸付料の額）×（1+消費税相当分の率）」とあるのは「納入済みの基本貸付料の額）」とする。

３　この要領の実施前に貸付開始となった貸付施設に関する保険への加入についての通知については、第３の１の規定にかかわらず、この要領の実施後速やかに行うものとする。

畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領第２の２の（２）の「別に定める者」及び「別に定める額」の取扱いについて

（平成３０年４月）

１　「別に定める者」

畜産近代化リース協会信用保険制度（導入促進負担リースの直貸）要領（以下「信用保険直貸要領」という。）第２の２の（２）の「別に定める者」は、信用保険直貸要領に規定する補償対象債権額が２，０００万円を超える者のうち、

①　その者に係る貸付施設が平成３０年４月１日前に貸付開始となったもののみであるもの

②　平成３０年４月１日以後の貸付申請に際し、２の（２）により、支払保険金の上限を設ける必要があると認められたもの

２　「別に定める額」

信用保険直貸要領第２の２の（２）の「別に定める額」は、２，０００万円（これを上回る額が個別に定められた者については、当該上回る額）とする。

３　手順

（１）関係書類の提出

平成３０年４月１日以後、酪農経営体生産性向上緊急対策事業（労働負担軽減事業）による補助金を受けて導入促進負担金に係る貸付施設を借り受けようとする者（補償対象債権額が２，０００万円以下の者は除く。）は、公益財団法人畜産近代化リース協会導入促進負担リース実施要領第１２に基づき協会に貸付申請書を提出するに当たり、添付書類として、直近３か年分の次の書類を提出しなければならない。

個人の場合

（青色申告の場合）確定申告書Ｂの第一表及び青色申告書決算書（貸借対照表、損益計算書）

（白色申告の場合）確定申告書Ｂの第一表及び収支内訳書

法人の場合

貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

（２）認定

協会は、提出された書類により、保険の対象者として適当か否か、支払保険金の上限を設ける必要があるか否か、また、上限を設ける場合のその額について保険会社の見解を求め、その認定を行うものとする。なお、追加の資料を求めることがある。

（３）通知

協会は、保険の対象者として適当と認められた借受者に対し信用保険直貸要領第３の１に基づく通知をする際、「別に定める者」とされた者については、その旨及び「別に定める額」を明示することとする。

酪農、肉牛、養豚、養鶏等の畜産農家の皆さまへ！

2018年4月貸付けから

信用保険（再貸付方式）が変わります。

協会から畜産関係施設のリースを受けている畜産農家等の方が、いろいろな事情で経営が破たんし、リース料等を納入できなくなって保険事故と認定された場合に、保険会社が代わりに保険金として支払う保険制度です。

① 縮小率が90%から95%に改正され、いざというときに支払われる保険金が増えます。

② 2018年4月以降の貸付けの場合、信用保険の補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）保険料も、それに応じた額となります。

③ 支払保険金の上限額は、

- 農協等を介した転貸リースの場合、原則2,000万円ですが、2018年4月以降の借受者で、上限額引上げを希望し、あらかじめ保険会社の審査に通った方については、2,000万の上限がなくなりました。
- 畜産農家との直接リースの場合、一部の者（上限2,000万円）を除き上限はありません。

（注）保険料は、支払保険金に応じた額となります。

保険の仕組み・特徴

リースの申込みをするときに加入申請できます。ただし、直前年（度）が赤字経営の場合は対象外となります。

2018年4月以降貸付け開始されたリース機械に係る信用保険の補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。

対象となるリース機械は、畜産関係施設すべてで、保険加入期間は譲渡代金の支払まで（ただし、最長でも9年間）です。

畜産農家等が負担する保険料は、リースの残債額の0.5%相当額です。

支払保険金額は、経営が破たんし保険事故と認定された場合、残債額から当該リース機械を処分した回収金を減額した金額の95%（従前は90%）です。転貸リースの場合、支払保険金の上限額は、原則2,000万円（ただし、希望される方で、あらかじめ審査に通った方は、2,000万円の上限なし）です。

一旦この保険に加入すると、加入後に協会へ新たに申請するリース機械については、原則継続して加入していただきます。

協会が保険契約者となり、農協等が被保険者（保険金が支払われる者）となり、畜産農家等は簡便な事務手続きで加入できます。

※ 保険料の計算については、協会ホームページに「支払リース料等計算書（ｴｸｾﾙ）」を掲載しておりますので、ご利用ください。

保険の関係図（転貸貸付けの場合）

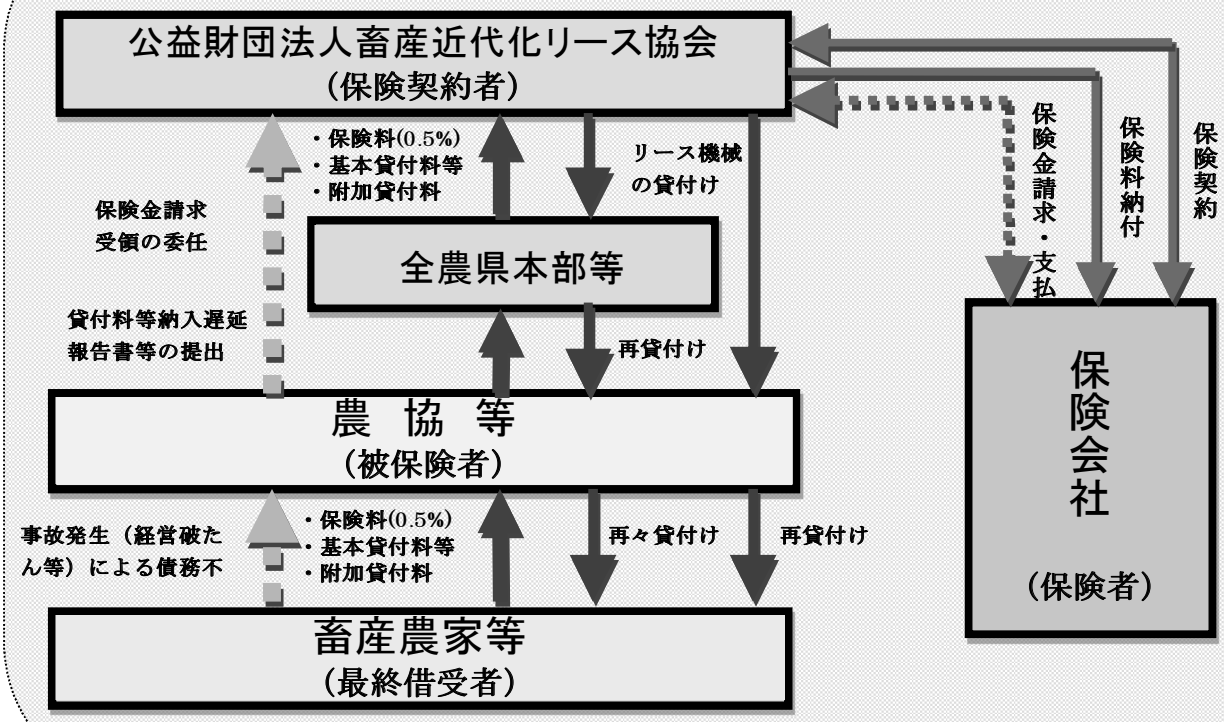

支払保険金について（転貸リースの場合）

【支払保険金の計算等】

(1) 畜産農家等ごとに、次の計算式により算出される保険金が支払われます。

（補償対象債権額（リース機械の取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額。いわゆる残債額）（2018年4月以降貸付け開始されたリース機械は、消費税相当額を含んだ額で算出）－保険事故の発生により処分したリース機械の回収金）× 95%（縮小率）＝

≪2,000万円超の場合≫
⇒ 2,000万円（あらかじめ審査に通った方は、2,000万円の上限なし）

≪2,000万円以下の場合≫
⇒ 当該計算額

(2) 保険金は被保険者（農協等）に支払われるものですが、実際には協会に納付すべき残債と調整されます。

（計算事例）

（単位：円）

畜産農家等	補償対象債権額（残債額）[a]（2018年4月以降に貸付け開始されたリース機械は、消費税相当額を含んだ額で算出）	支払保険金の計算		
		リース機械処分による回収金額 [b]	回収金充当後の金額 [c]＝[a]－[b]	支払保険金額 [c]×95%
A	29,040,000	5,600,000	23,440,000	20,000,000【あらかじめ審査に通った方】22,268,000
B	2,212,500	750,000	1,462,500	1,389,375

詳しいことをお知りになりたい方は、最寄りの農業協同組合又は協会までご連絡ください。

公益財団法人畜産近代化リース協会 TEL:03-3584-0899

2018年4月改訂版

農業協同組合等の皆様へ＝信用保険（再貸付方式）の説明

2018年4月から信用保険（再貸付方式）が変わりました。

① 2018年4月以降貸付け開始のリース機械については、補償対象債権額（リースの残債額）は、消費税相当額を含めた額で算出されます。（注）それに応じて農家の支払保険料も増加することとなります。

② 再貸付方式では、支払保険金の上限額は原則2,000万円ですが、2018年4月以降の新規借受者で、上限額引き上げを希望され別途保険会社の審査に通った方に対しては上限額がなくなりました。
（注）支払保険金額の上限が撤廃された場合、それに応じて農家の支払保険料も増加することとなります。

③ 縮小率が90％から95％に改正され、いざというときに支払われる保険金が増えます。

1 信用保険は誰のための保険

○ この信用保険（再貸付方式）は、最終転貸者たる農業協同組合等のための保険です。最終転貸者は、最終借受者たる畜産農家等が経営破綻等により貸付料又は譲渡価額の返済ができなくなったときは、当該最終借受者からの納入を待たず、協会へ精算額を納入することになります。しかし、最終借受者が信用保険に加入していれば、1最終借受者当たり2,000万円が上限（ただし、希望者で保険会社の審査に通った場合は上限なし）として、保険会社から保険金が支払われることになり、最終転貸者の納入すべき額が大幅に縮減されることになります。一方、最終借受者も信用保険に加入することにより、安心して営農ができます。

○ 最終借受者の負担する保険料は、0.5%です。取得価額 1,080万円（税込。2018年以降貸付け開始のリース機械から消費税込みで算出）、貸付期間6年（4月貸付け）の場合の保険料は、6年間合計で190,350円です。支払は、リース機械の貸付料の納入と同じ年2回払い（9月・3月）です。

○ 保険金は、最終借受者の保険事故と確定された時点の補償対象債権額（リース機械の取得価額から納入済みの基本貸付料を差し引いた額。2018年以降貸付け開始のリース機械から消費税込みで算出）から貸付施設の処分等により回収された金額（回収金）を差し引いた額に95%（2018年4月1日から90%から95%に変更）の縮小率を乗じて得た額が支払われます（1最終借受者当たり2,000万円が上限（ただし、希望者で保険会社の審査に通った場合は上限なし）となります。）

計算例（2018年以降貸付け開始のリース機械の場合は、消費税込みで算出）

リース機械の取得価額（税込）（A）	10,800,000円
納入済みの基本貸付料（税込）（B）	2,430,000円
回収金（税込）（C）	1,080,000円
補償対象債権額（D）＝（A）－（B）＝	7,370,000円
支払保険金額（E）＝〔（D）－（C）〕×95% ＝	6,290,000円

※ 支払保険金額は6,290,000円となりますが、最終転貸者（農協）は、縮小率の残5%（314,500円）のほか、附加貸付料（日割り計算）及び延滞に係る違約金を協会に納入することとなります。

2 信用保険の加入に係る最終転貸者の事務

この信用保険では、加入依頼書の提出を受け、協会から保険会社に通知したものはすべて加入の扱いとなります。この場合、貸付契約締結の時点で既に赤字経営又は債務超過である最終借受者については保険金支払の対象にならないので、最終転貸者には、加入依頼書の受付けに当たっては、裏面の事務を行っていただきます。

● 最終転貸者は、最終借受者が自署・捺印した「依頼書」（畜産近代化リース協会信用保険制度の利用について）と加入依頼日直前の税務申告書類又は決算書類の提出を受け次の事項を確認します。

> **個人農家の場合**……青色申告書Ｂで税務申告をしている者にあっては、「損益計算書」で事業所得が赤字でないこと。
> 白色申告書Ｂで税務申告をしている者にあっては、「収支報告書」の所得金額がマイナスでないこと。
> **法人の場合**……決算期の「貸借対照表」で債務超過でないこと。

なお、提出された書類は、最終転貸者において貸付期間の終了時まで保管していただきます。

● 前記により、赤字又は債務超過でないことを確認した最終転貸者は、協会と貸付契約を結ぶ借受者を通じて「依頼書」（最終転貸者の押印）を「貸付申請書」とともに、協会に提出します。

これを受けて協会は、提出された「依頼書」に特段の支障が認められないときは、協会のリース番号を記入（協会理事長の押印）し、保険の対象とする旨を借受者を通じて最終転貸者に通知するとともに、保険会社に通知します。

3 信用保険は継続加入が原則

最終転貸者は、信用保険に加入している最終借受者が追加で貸付契約を申請した場合、「貸付申請書」と併せ信用保険の「依頼書」を協会に提出します。ただし、年（度）が替わり、個人の税務申告で赤字又は法人の決算期で債務超過となった年（度）があると、その翌年（度）に貸付けを受ける貸付施設に係る債務は、保険金支払いの対象となりませんので、「依頼書」の提出は不要です。

4 信用保険のモニタリング調査

最終転貸者には、協会の信用保険制度の円滑、かつ、安定的な運営のために必要なモニタリング調査等協会が必要と認める調査が行われるときには協力していただきます。モニタリング調査は、協会と保険会社が協議した一定の条件で抽出（サンプリング）した最終転貸者から、次の資料（個人名、法人名及び住所等は黒塗り等で消去）を協会に提出していただきます。

> **個人農家の場合**……青色申告書Ｂの貸借対照表と損益計算書（前年と前々年の２年分）
> **（最終転貸者が抽出）**
> **法人の場合**……貸借対照表と損益計算書（前年度と前々年度の２年分）
> **（最終転貸者が抽出）**

なお、協会及び保険会社は、この調査の資料によって、サンプリングの対象となった最終借受者の信用保険への加入の可否を判断することはありません。

信用保険についご不明な点は、協会畜産事業部までお問い合わせください。

公益財団法人
畜産近代化リース協会
ＴＥＬ：03－3584－0899（畜産事業部）
ＦＡＸ：03－3584－0758
E-mail：info@japla.lin.gr.jp

2018年4月作成版

信用保険（再貸付方式）の仕組み（加入事務手続の流れ）

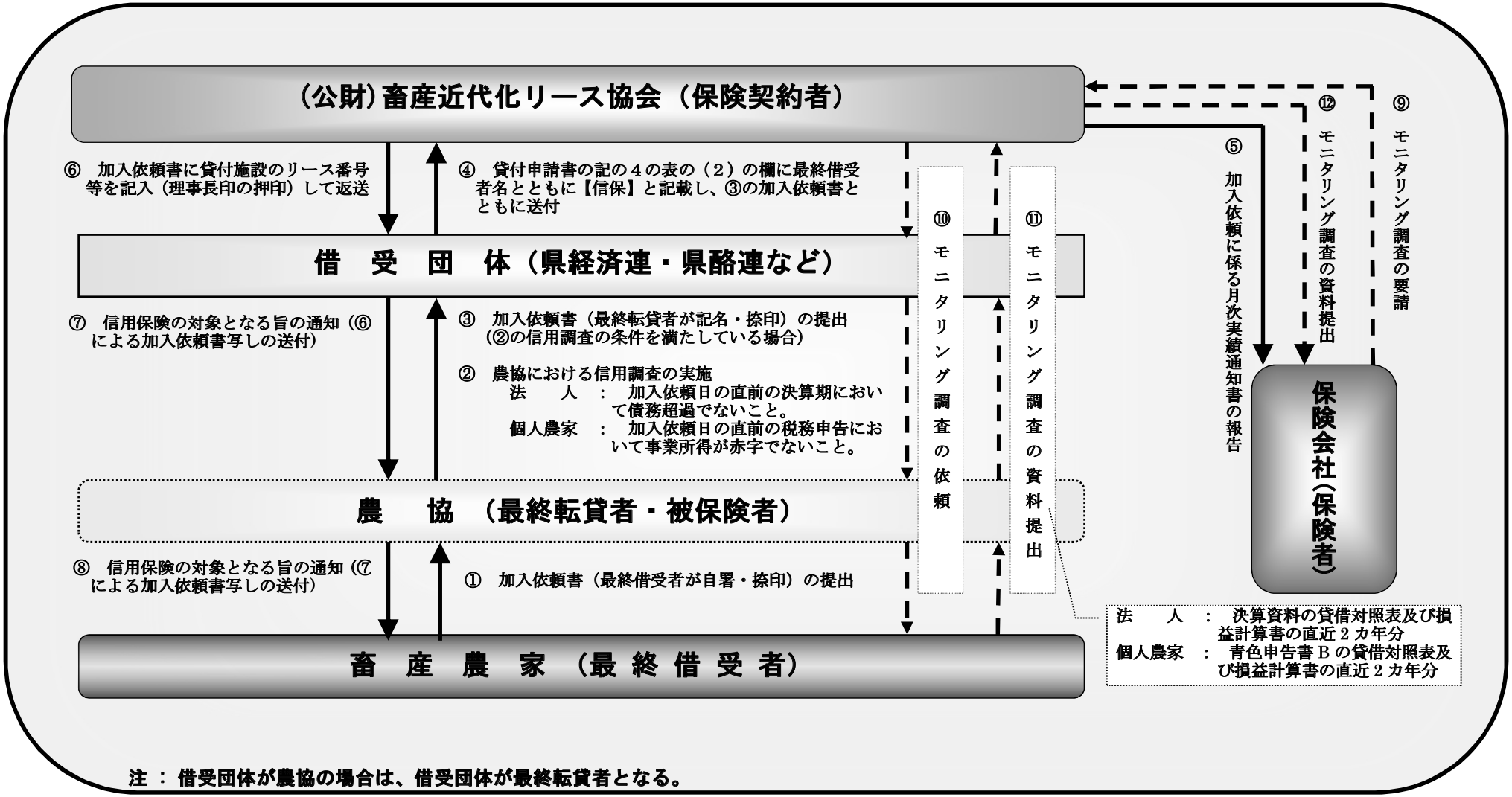

注：借受団体が農協の場合は、借受団体が最終転貸者となる。

信用保険の実務Ｑ＆Ａ（昨年度追加したもの）

Ⅰ 通常リース及び畜産特定補助リース等の再貸付方式の場合

（畜産近代化リース協会信用保険制度（再貸付方式）要領に基づく）

（保険金支払額の限度額について）

Q1　支払保険金の上限が、「別に定める者を除き 2000 万円」とはどういうことですか。

A1　保険の対象額が 2000 万円を超える場合であって、最終転貸者及び最終借受者が支払保険金 2000 万円超となることを希望し、保険会社等の審査を通った場合は、対象額に応じて、支払保険金を 2000 万円超とすることができます。

それ以外の支払い保険金の上限は 2000 万円です。

この支払保険金 2000 万円超の対象となる場合、それに応じて保険料も増加することになります。

（平成 30 年 4 月から消費税の取扱いが変わりました。）

Q2　平成 30 年 4 月貸付分から、信用保険における消費税の取扱いが変わりましたが、それ以前の貸付分には影響ありますか。

A2　平成 30 年 4 月 1 日以降の貸付開始分からは、保険の対象として計算される補償対象債権額が、貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額及びこれに対応する消費税相当分の額とし、消費税相当分を含むこととしました。

これにより、事故があった場合の保険金の支払額が変わり、消費税相当額を含んだ補償対象債権額に縮小率９５％を乗じた額（ただし、別に定める者を除き、1 最終借受者当たり 2,000 万円を限度）となります。これに伴い、最終借受者が支払う保険料も同様に、消費税相当分を含んだ補償対象債権額に保険料率を乗じた額となります。

一方、平成 30 年 4 月 1 日前に貸付開始のものについては、保険の対象として計算される補償対象債権額は、従前のとおり、貸付け終了まで、貸付施設の取得価額から納入済みの基本貸付料の額を差し引いた額とし、消費税相当額は含めないで計算します。したがって、保険金の支払額、保険料も従前のとおり、消費税を含まない額となります。

Ⅱ　補助付リースのうち導入促進負担リースの直貸方式の場合

（畜産近代化リース協会信用保険制度（挿入促進負担リースの直貸方式）要領に基づく）

導入促進負担リースの直貸方式に係る信用保険制度は平成３０年４月１日にできたもので、下記以外は、通常リースや畜産特定補助リース等の再貸付方式と同様です。

（導入促進負担リースの直貸方式の信用保険制度）

Q1　導入促進負担リースの直貸方式の信用保険制度は、再貸付方式の場合と基本的にどこが違うのですか。

A1　平成 30 年 4 月 1 日から、再貸付方式の場合の信用保険制度に加え、新たに導入促進負担リースの直貸方式の場合を対象とする信用保険制度ができました。

従来の再貸付方式の場合は、最終借受者が万一の場合、最終転貸者に保険金を支払う制度ですが、直貸方式の場合は、借受者と協会の関係で、万一の場合、協会が保険金を受け取る制度です。

（保険金支払の上限額について）

Q2　再貸付方式と導入促進負担リースの直貸方式の両方の貸付けを受けた場合、保険金支払の上限額はどうなりますか。

A2　同一の最終借受者であっても、再貸付方式と導入促進負担リースの直貸方式それぞれ制度が異なり、それぞれに加入することになる場合、支払額の上限についても別々にみることになります。たとえば、両方を合算して 2000 万円とはなりません。

（信用保険の加入について）

Q3　信用保険への加入は義務ですか。通常リースや畜産特定補助リース等の再貸付方式では任意加入ですが。

A3　導入促進負担リースの直貸方式の場合、借受者は信用保険への加入が貸付けの要件となります。

（信用保険の加入の通知について）

Q4 加入依頼書はありませんが、加入の通知はどうなりますか。

A4　すべての借受者が加入されることが前提ですので、保険加入の依頼書はありません。

なお、貸付けが決定し、貸付契約を結ぶ時点で、協会から借受者に加入通知書を送付します。

（保険金の支払、信用保険料について）

Q5 支払保険金額の上限が、別に定める者には別に定める金額を上限とするとありますが、具体的にはどうなりますか。

A5　導入促進負担リースの直貸方式では、原則として保険金支払額の上限は定めておりません。ただし、補償対象債権額が 2000 万円超の者のうち、提出いただいた 3 年分の書類等により、支払保険金の上限を設ける必要があると認定された場合、「別に定める者」となり、原則、その上限である「別に定める額」は 2000 万円となります。

★ 本 Q&A を含めた「信用保険の実務 Q&A（平成 30 年 4 月改訂版）」を、当協会ホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

★ 信用保険料等計算書 【2018年4月の制度改正後【支払保険金上限額2,000万用】）

公益財団法人畜産近代化リース協会

2018/4/1 改訂版

この信用保険料等計算書は、Excelを使用し、試算用に作成したものです。

ご使用に際しては、貸付中の施設について、加入時ごとに、「黄色で塗りつぶした部分（4箇所）」を入力（すべて半角）してください。

	第1回目 信保加入	第2回目 信保加入	第3回目 信保加入	第4回目 信保加入	第5回目 信保加入	第6回目 信保加入	第7回目 信保加入
取得価額（税抜、円）：	3,000,000 円	4,000,000 円	50,000,000 円	円	円	円	円
補助金の額（税抜、円）：	円	円	25,000,000 円	円	円	円	円
貸付額（税抜、円）：	3,000,000 円	4,000,000 円	25,000,000 円	円	円	円	円
貸付期間（年数）：	6 年	6 年	6 年	年	年	年	年
貸付開始日 ：	2011年6月1日	2013年3月1日	2018年10月1日				
信用保険の保険期間終了日 ：	2017年5月31日	2019年2月28日	2024年9月30日				

最終の信用保険加入日

2018年10月1日

↓

※ この最終の信用保険加入日により、信用保険料の支払上限額、最長の保険期間が、次のように変更されますので、それに伴って信用保険料も変更されることがあります。
しかし、最終の信用保険加入日の前にすでに支払った保険料の額（**緑色セル部分**）は、変更ありません。

【信用保険 保険金支払上限額及び保険期間 一覧】

最終貸付年月日	保険金支払上限額（円）	保険期間（最長年）
2011/4/1	5,000,000	7
2014/4/1	10,000,000	7
2015/4/1	20,000,000	9

	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	2016年3月	2016年9月	2017年3月	2017年9月	2018年3月	2018年9月	2019年3月
半期ごとの信用保険料額（円）	5,000	7,125	6,562	7,083	12,499	12,499	12,499	11,374	10,062	8,749	7,437	6,124	4,187	3,124	2,374	49,999
各時点における支払保険金額（円）（貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき）	2,700,000	2,565,000	2,362,500	5,000,000	5,000,000	5,000,000	4,567,500	4,095,000	3,622,500	3,150,000	2,677,500	2,205,000	1,395,000	1,125,000	902,500	20,000,000

	2019年9月	2020年3月	2020年9月	2021年3月	2021年9月	2022年3月	2022年9月	2023年3月	2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	2026年3月	2026年9月	2027年3月
半期ごとの信用保険料額（円）	49,999	49,999	49,999	47,250	42,187	37,125	32,062	27,000	21,937	16,875	11,812					
各時点における支払保険金額（円）（貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき）	20,000,000	20,000,000	19,878,750	17,955,000	16,031,250	14,107,500	12,183,750	10,260,000	8,336,250	6,412,500	4,488,750					

	2027年9月	2028年3月	2028年9月	2029年3月	2029年9月	2030年3月	2030年9月	2031年3月	2031年9月	2032年3月	2032年9月	2033年3月	2033年9月	2034年3月	2034年9月	2035年3月
半期ごとの信用保険料額（円）																
各時点における支払保険金額（円）（貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき）																

★ 信用保険料等計算書 【2018年4月の制度改正後【支払保険金上限なし用】)

公益財団法人畜産近代化リース協会

2018/4/1 改訂版

この信用保険料等計算書は、Excelを使用し、試算用に作成したものです。

ご使用に際しては、貸付中の施設について、加入時ごとに、「黄色で塗りつぶした部分(4箇所)」を入力(すべて半角)してください。

	第1回目 信保加入	第2回目 信保加入	第3回目 信保加入	第4回目 信保加入	第5回目 信保加入	第6回目 信保加入	第7回目 信保加入
取得価額(税抜、円) :	3,000,000 円	4,000,000 円	50,000,000 円	5,000,000 円		円	円
補助金の額(税抜、円) :	円	円	25,000,000 円	円	円	円	円
貸付額(税抜、円) :	3,000,000 円	4,000,000 円	25,000,000 円	5,000,000 円	円	円	円
貸付期間(年数) :	6 年	6 年	6 年	6 年	年	年	年
貸付開始日 :	2011年6月1日	2013年3月1日	2017年3月1日	2019年10月1日			
信用保険の保険期間終了日 :	2017年5月31日	2019年2月28日	2023年2月28日	2025年9月30日			

最終の信用保険加入日

2019年10月1日

↓

※ この最終の信用保険加入日により、信用保険料の支払上限額、最長の保険期間が、次のように変更されますので、それに伴って信用保険料も変更されることがあります。
しかし、最終の信用保険加入日の前にすでに支払った保険料の額 (**緑色セル部分**) は、変更ありません。

【信用保険 保険金支払上限額及び保険期間 一覧】

最終貸付年月日	保険金支払上限額(円)	保険期間(最長年)
2011/4/1	5,000,000	7
2014/4/1	10,000,000	7
2015/4/1	20,000,000	9

	2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	2014年3月	2014年9月	2015年3月	2015年9月	2016年3月	2016年9月	2017年3月	2017年9月	2018年3月	2018年9月	2019年3月
半期ごとの信用保険料額(円)	5,000	7,125	6,562	7,083	12,499	12,499	12,499	11,374	10,062	8,749	7,437	13,437	49,999	49,999	49,999	49,999
各時点における支払保険金額(円) (貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき)	2,700,000	2,565,000	2,362,500	5,000,000	5,000,000	5,000,000	4,567,500	4,095,000	3,622,500	3,150,000	2,677,500	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	18,109,375

	2019年9月	2020年3月	2020年9月	2021年3月	2021年9月	2022年3月	2022年9月	2023年3月	2023年9月	2024年3月	2024年9月	2025年3月	2025年9月	2026年3月	2026年9月	2027年3月
半期ごとの信用保険料額(円)	49,999	52,031	46,312	40,593	34,875	29,156	23,437	16,026	6,531	5,499	4,468	3,437	2,406			
各時点における支払保険金額(円) (貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき)	16,328,125	19,771,875	17,598,750	15,425,625	13,252,500	11,079,375	8,906,250	2,873,750	2,481,875	2,090,000	1,698,125	1,306,250	914,375			

	2027年9月	2028年3月	2028年9月	2029年3月	2029年9月	2030年3月	2030年9月	2031年3月	2031年9月	2032年3月	2032年9月	2033年3月	2033年9月	2034年3月	2034年9月	2035年3月
半期ごとの信用保険料額(円)																
各時点における支払保険金額(円) (貸付施設に係る回収金がなかったと仮定したとき)																

Ⅲ　その他資料

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書
（畜産関係施設貸付事業関連のみ抜粋）

令和元年１１月

公益財団法人畜産近代化リース協会

THE JAPAN ASSOCIATION OF PROMOTION AND LEASING FOR ANIMAL PRODUCTION

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書

制定：昭和 50 年 8 月 4 日
最終変更：平成 30 年 3 月 9 日

第１章　総則

（目的）

第１条　この業務方法書は、公益財団法人畜産近代化リース協会定款第 5 条の規定に基づき、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第２条　協会は、畜産の振興及び畜産物の安定供給の確保並びに地方競馬の振興及び地域社会の健全な発展に資することを目的として、国及び都道府県の畜産振興に関する方針又は施策並びに地方競馬主催者の地方競馬に関する施策との整合性に留意しつつ、関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

第２章　業務

第１節　貸付け

（対象施設の範囲）

第３条　貸付けの対象となる機械・施設等は、飼料の生産利用、家畜家きんの飼養管理、家畜畜産物の流通その他の畜産の振興のために必要な機械・施設等、乗馬の普及のために必要な器具・機械及び施設並びに地方競馬の用に供する機械等とする。

２　前項の規定により貸付けされる機械・施設等（以下「貸付施設」という。）の種類は、理事長が別に定める。

３　貸付施設は、新品であることを原則とする。ただし、理事長が別に定める種類の中古の機械・施設等であって、理事長が別に定める要件に適合するものは、貸し付けることができるものとする。

（貸付けの相手方）

第４条　協会が貸付施設の貸付けを行う相手方（以下「借受者」という。）は、次に掲げる者とし、貸付施設の種類ごとに理事長が別に定めるものとする。

(1) 農業者をもって構成する法人
(2) 地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業者をもって構成する法人が出資者又は構成員となっている法人
(3) 畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人
(4) 畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 27 条の 2 に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
(5) 公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会
(6) 地方競馬主催者その他の地方競馬に関する事業を実施する者であって、理事長が別に定めるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める者

（貸付期間）

第５条　貸付施設の貸付期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）第 1 条第 1 項に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）の 100 分の 70（法定耐用年数が 10 年以上の貸付施設については、100 分の 60）に相当する年数（1 年未満の端数は、切り捨てる。）から法定耐用年数の 100 分の 120 に相当する年数（1 年未満の端数は、切り上げる。）までの範囲内で、理事長が別に定める。

２　前項の規定にかかわらず、中古の貸付施設に係る貸付期間は、理事長が別に定める。

（貸付料）

第６条　協会は、借受者から貸付料を徴するものとする。

２　前項の貸付料は、次に掲げる基本貸付料、消費税相当額（消費税及び地方消費税の合計額に相当する額をいう。以下同じ。）及び附加貸付料とする。

(1) 基本貸付料

貸付施設の取得価額（取得に要した価額から消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）から取得価額の 100 分の 10 に相当する額を控除して得た額を、貸付期間の年数で除して得た額をその年額とする。

(2) 消費税相当額

基本貸付料の額に対応する消費税相当額とする。

(3) 附加貸付料

協会は、貸付事業の実施のために必要な経費に充てるため、附加貸付料を徴収することができるものとし、附加貸付料の額等については、理事長が別に定める。

３　借受者は、毎年度上半期にあっては 9 月末日までに、下半期にあっては 3 月末日までに、前項第 1 号の規定により算定される基本貸付料の年額及びこれに対応する消費税相当額をそれぞれ 12 で除して得た額に当該 2 半期中の借受月数を乗じて得た額の合計額を協会に支払うものとし、附加貸付料が徴収されるものについては、前項第 3 号の規定に基づき理事長が別に定める附加貸付料の額を加えて支払うものとする。

（再貸付け）

第７条　貸付施設が借受者の直接又は間接の構成員（これに準ずるものとして理事長が特に認める者を含む。以下同じ。）が使用するものである場合は、借受者はこれら構成員に対し貸付施設を直接又は間接に再貸付契約に基づき再貸付けすることができるものとする。

（再貸付料についての協会の措置）

第８条　協会は、貸付施設の貸付けを行うに当たっては、その貸付けに係る契約等において、借受者が前条の規定による当該貸付施設の再貸付けを受ける者から徴収する料金の額が、第 6 条の貸付料の額と比較し、適正な水準を超えないように措置するものとする。

（公租公課等の負担）

第９条　貸付施設に対する固定資産税その他公租公課及び損害保険料は、すべて借受者が負担するものとする。ただし、再貸付けの場合にあっては、

最終借受者の負担とすることができるものとする。

２　協会は、貸付施設について協会を保険金受取人とする損害保険を付し、借受者から保険料を徴するものとする。ただし、理事長が別に指定する貸付施設については、借受者（再貸付けの場合にあっては、最終借受者）が損害保険を付するなど協会の債権保全が担保できる措置により、これに代えることができる。

（違約金）

第１０条　協会は、借受者が貸付料その他協会に対し負担する債務につき、その支払を怠ったときは、当該債務につき支払期日の翌日から支払当日まで年 14.6 パーセントの割合で算定した違約金を徴収するものとする。ただし、理事長がやむを得ない事情があると認めるときは、違約金の全部又は一部を免除することがある。

（貸付期間終了後の施設の譲渡）

第１１条　協会は、貸付期間が終了したときは、当該貸付施設を借受者に取得価額の 100 分の 10 に相当する額にこれに対応する消費税相当額を加えて得た額（以下「譲渡価額等」という。）で譲渡するものとする。ただし、再貸付けがされている場合には、最終借受者が義務事項を履行している場合に当該施設を最終借受者に借受者への譲渡価額等と同一価額で譲渡することを条件とする。

２　前項の場合の譲渡価額等の納入期限及び譲渡日については、理事長が別に定める。

（貸付施設の維持管理と使用）

第１２条　借受者（再貸付けの場合にあっては、再貸付けを受ける者を含む。第 17 条、第 18 条、第 24 条前段、第 25 条、第 26 条及び第 28 条において同じ。）は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設を管理し、又は使用しなければならない。

２　貸付施設の維持管理に必要な経費は、借受者が負担するものとする。ただし、貸付施設を再貸付けとする場合は、借受者は、当該経費を第 7 条の規定により再貸付けを受ける者の負担とすることができる。

（貸付施設の滅失等）

第１３条　借受者は、貸付施設の使用が著しく困難となった場合又は滅失した場合（以下「滅失等の場合」という。）は、当該貸付施設のその時の第 3 項の精算額を協会に対し償わなければならない。

２　前項において、天災地変による滅失等の場合、協会は、精算額の支払について猶予の措置を講ずることがある。

３　協会は、事故に係る損害保険金受領額が、次項の精算額と相殺して余剰がある場合は、当該余剰金を借受者（再貸付けの場合にあっては、借受者を通じて最終借受者）に保険金返還金として交付するものとする。

４　精算額は、当該貸付施設の取得価額から既に納入された基本貸付料の額を控除して得た額にこれに対応する消費税相当額を加えて得た額及び滅失等の場合に該当するに至った当該 2 半期に納付すべき附加貸付料のうち貸付契約解約の日までの日数に係る附加貸付料に相当する額の合計額とする。

（貸付施設の検収）

第１４条　協会が貸付施設を取得する場合における当該貸付施設の検収は、

借受者に委任して行うものとする。
２　第 7 条の規定に基づき再貸付けをする場合には、前項の検収を最終借受者に再委任するものとする。
３　前 2 項の規定により検収を委任又は再委任された者（以下「検収者」という。）は、理事長が別に定めるところにより検収を行わなければならない。
（検収者に対する措置）
第１５条　検収者が前条第 3 項の規定に違反したときは、協会は、損害賠償の請求その他必要な措置をとることができる。
（貸付契約解約の禁止）
第１６条　借受者は、締結された貸付契約を解約することができない。ただし、特別の事情があり、理事長がやむを得ないと認めたときはこの限りでない。この場合、借受者は貸付施設を第 13 条第 4 項に定める算定方法により算定された精算額で買いとらなければならない。
（貸付施設の転貸の禁止）
第１７条　借受者は、第 7 条に基づく再貸付けを除き、貸付施設を他に転貸することはできない。
（貸付施設の目的外使用の禁止）
第１８条　借受者は、貸付施設を貸付けの目的以外の用に供してはならない。ただし、汎用性のある貸付施設を貸付けの目的に支障を生じさせない範囲内で使用する場合は、この限りでない。
（貸付けの申請）
第１９条　乗馬の普及のための馬運車、移動厩舎その他の理事長が必要と認める器具、機械及び施設（以下「乗馬施設」という。）及び地方競馬の用に供する機械等（以下「地方競馬用施設」という。）以外の貸付施設の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
(1) 都道府県畜産主務課室長の意見書
(2) その他協会が必要と認める書類
２　乗馬施設の貸付けを受けようとする者は、貸付申請書に、前項第 2 号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
３　地方競馬用施設の貸付けを受けようとする者は、施設改善整備計画を添付し、かつ、申請者が地方競馬主催者でない場合には地方競馬主催者の意見書を付して、貸付申請書を提出しなければならない。
（貸付けの決定）
第２０条　協会は、前条の申請があったときは、その内容等について審査を行い、貸付けの諾否を決定するものとする。
（貸付契約の締結）
第２１条　協会は、申請者に対して貸付施設を貸し付ける旨の決定をしたときは、借受者と貸付契約を締結するものとする。
２　協会は、第 19 条の申請を拒否する決定をしたときは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。
（貸付契約の変更）
第２２条　協会は、必要があるときは、借受者と合意の上、貸付契約を変更

することができるものとする。

（貸付契約に係る債務履行の確保等）

第２３条　協会は、貸付契約の締結に当たっては、当該貸付契約に係る債務の履行を確保するために必要な範囲内で担保又は保証を徴することができるものとする。

２　協会は、貸付契約の締結に当たっては、当該貸付契約又は第７条の規定による再貸付契約について、協会又は再貸付けを行う者を保険金受取人とし、債務不履行による損害をてん補する保険を付することができるものとする。

（貸付契約の解約）

第２４条　協会は、借受者が第17条の規定に違反して貸付施設を他に転貸したとき、第18条の規定に違反して貸付施設を目的外の用に使用したとき、その他この業務方法書及び貸付契約書に違反したときは、貸付契約を解約することができるものとする。この場合において、借受者は、当該貸付施設を第13条第４項の規定を準用して算定される精算額で買いとるものとする。

（報告）

第２５条　借受者は、協会の求めに応じて、貸付施設の使用状況及び管理状況を報告しなければならない。

２　借受者は、貸付施設の滅失、一部き損等の事故があったときは、遅滞なく協会にその内容及びとった措置につき報告しなければならない。

（貸付施設の立入検査）

第２６条　協会は、必要と認めたときは貸付施設の設置場所に立ち入り、その維持管理、使用状況等について検査し、又は報告を求めることができるものとする。この場合、借受者は、これに応じ協力しなければならない。

（申請書の経由）

第２７条　貸付施設の貸付けを受けようとする者が貸付申請書を提出する場合は、原則として当該貸付施設の貸付けを受けようとする者の住所地を管轄する都道府県を経由してするものとする。ただし、乗馬施設と地方競馬用施設の貸付けについてはこの限りでない。

（帳簿の備付け）

第２８条　借受者は、貸付施設についての帳簿を備え、当該貸付施設の維持管理につき必要な事項を記帳し、貸付期間終了まで保管しなければならない。

（申請書等の様式）

第２９条　貸付申請書等の様式は、理事長が別に定める。

第２節　助成

第３０条～第３４条　（略）

第３節　調査研究

第３５条～第３９条　（略）

第３章　雑則

（必要書類）
第４０条　協会は、第２章第１節から第３節までの業務に関して、借受者、助成事業を実施する者又は調査研究の委託を受けて実施する者に、この業務方法書に定める書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。
（細則の制定）
第４１条　この業務方法書により委任された事項その他この業務方法書の実施に当たり必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
１　この業務方法書は、昭和 50 年 8 月 4 日から効力を生ずる。
２　平成 23 年度から平成 34 年度までにおいて貸付施設（地方競馬用施設に限る。）の取得に地方競馬全国協会から交付される補助金を充当する場合の当該補助金に係る貸付施設の貸付料、貸付期間終了後の譲渡の価額及び滅失等の場合の精算額については、第 6 条第 2 項第 1 号中「取得価額の 100 分の 10 に相当する額」とあるのは「当該貸付施設の取得に充当した地方競馬全国協会からの補助金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。）及び取得価額から当該補助金の額を控除して得た額（以下「補助残取得価額」という。）の 100 分の 10 に相当する額を合計して得た額」と、第 11 条及び第 13 条第 3 項中「取得価額」とあるのは「補助残取得価額」とする。
３　当分の間、協会は、貸付施設（乗馬施設及び地方競馬用施設を除く。）の取得に指定支援団体（国、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構から補助を受けて地域の中心的な畜産経営体が必要とする機械・施設等のリース方式による導入を支援する事業を実施する団体であって、理事長が指定するものをいう。）から交付される補助金（助成金その他の名称の給付金であって、相当の反対給付がないものを含む。以下「特定補助金」という。）相当額を充当することがあるものとし、この場合においては、特定補助金に係る貸付施設の貸付料につき第６条第２項第１号中「取得価額の１００分の１０に相当する額」とあるのは「当該貸付施設の取得に充当した特定補助金（附則第３項に規定する特定補助金をいう。）相当額（消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）及び取得価額から当該特定補助金相当額を控除して得た額の１００分の１０に相当する額を合計して得た額」とするほか、特定補助金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡の価額、特定補助金に係る貸付施設の滅失等の場合の精算額その他の所要事項につき理事長がこの業務方法書の特例を定めることができるものとする。
４　当分の間、協会は、貸付施設（乗馬施設及び地方競馬用施設を除く。）の導入につき畜産経営体の労働負担の軽減・省力化又は飼養管理技術の高度化を図るための補助金（助成金その他の名称の負担金であって、相当の反対給付のないものを含む。）（国、地方公共団体若しくは独立行政法人農畜産業振興機構又はこれらの者から補助を受けて事業を実施する者から交付されるものに限る。）を受けた者が借受者となる場合には、当該借受者から、貸付料のほか、当該補助金に相当する額及びその額に対応する消

費税相当額の合計額を導入促進負担金として徴することができるものとし、その納入方法その他必要な事項については理事長が別に定める。

5　前項の場合においては、導入促進負担金に係る貸付施設の貸付料につき第６条第２項第１号中「取得価額の１００分の１０に相当する額」とあるのは「当該貸付施設に係る導入促進負担金の額（消費税相当額を控除して得た額とする。以下同じ。）及び取得価額から当該導入促進負担金の額を控除して得た額の１００分の１０に相当する額を合計して得た額」とするほか、導入促進負担金に係る貸付施設の貸付期間終了後の譲渡の価額、導入促進負担金に係る貸付施設の滅失等の場合の精算額その他の所要事項につき理事長がこの業務方法書の特例を定めることができるものとする。

（変更附則　略）

附　則

この業務方法書の変更は、理事会の承認のあった日（平成 30 年 3 月 9 日）から施行する。

公益財団法人畜産近代化リース協会
業務方法書実施要領
（畜産関係施設貸付事業関連のみ抜粋）

★ 業務方法書実施要領の別記及び別記様式については、当協会ホームページの「申請について」ページの「業務方法書実施要領」からダウンロードしてください。

令和元年１１月

公益財団法人畜産近代化リース協会

公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書実施要領

制定：　昭和 50 年 8 月 6 日

最終改正：　平成 30 年 3 月 6 日

この業務方法書実施要領は、公益財団法人畜産近代化リース協会（以下「協会」という。）が実施する事業について、公益財団法人畜産近代化リース協会業務方法書（以下「業務方法書」という。）により委任された事項その他業務方法書を運用するために必要な事項を定めるものとする。

第１章　貸付事業

第１　貸付施設の種類

業務方法書第 3 条第 2 項の貸付施設の種類は、次に掲げるものとし、同条第 3 項ただし書により貸し付ける中古の貸付施設の種類は、１から９までに掲げるもの（別記２に適合するものに限る。）とする。

１　草地造成用機械施設
　草地造成のための機械施設

２　自給飼料生産利用機械施設
　自給飼料の生産利用のための機械施設

３　生乳生産合理化施設
　生乳の生産合理化のための次の機械施設
(1)　搾乳施設
(2)　生乳冷却貯蔵施設
(3)　生乳成分分析機等生乳の検査のための機械施設

４　精液保管等施設
　精液又は受精卵の保管又は輸送をするための機械施設

５　畜舎環境改善機械施設
　畜舎等の飼養環境及び家畜の保健衛生の改善のための機械施設

６　中小家畜管理機械施設
　中小家畜の飼養管理のための機械施設

７　家畜市場機械施設
　家畜市場の運営のための機械施設

８　食肉食鶏処理流通施設
　食肉食鶏の処理、加工又は流通のための機械施設

９　鶏卵又は生乳処理流通施設
　鶏卵又は生乳の処理、加工又は流通のための機械施設（３の機械施設に属するものを除く。）

10　乗馬施設

乗馬普及のための乗鞍、馬運車、移動厩舎その他理事長が必要と認めるもの

11　地方競馬用施設

地方競馬の用に供する機械等であって、理事長が別に定めるもの

12　特認機械施設

1 から 11 までの貸付施設のほか、畜産の振興に資するための機械・施設等であって、理事長が特に必要と認めるもの

第２　貸付けの相手方

業務方法書第 4 条の貸付施設の種類ごとの貸付けの相手方（以下「借受者」という。）は、それぞれ次に掲げる者又は理事長が適当と認める者（以下「特認借受者」という。）とする。

１　草地造成用機械施設

(1)　農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「農業協同組合等」という。）

(2)　地方公共団体が出資者又は構成員となっている法人

(3)　都道府県土地改良事業団体連合会

２　自給飼料生産利用機械施設

(1)　農業協同組合等

(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）

(4)　畜産に関する事業を営む者を構成員とする中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合又は協同組合連合会であって、理事長が特に認めるもの（以下「特認事業協同組合等」という。）

３　生乳生産合理化施設

(1)　農業協同組合等

(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

４　精液保管等施設

(1)　農業共済組合若しくは農業共済組合連合会（以下「農業共済組合等」という。）又は農業協同組合等

(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人

５　畜舎環境改善機械施設

(1)　農業協同組合等又は農業共済組合等

(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構、農業協同組合等又は農業共済組合等が出資者又は構成員となっている法人

(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

(4)　特認事業協同組合等

６　中小家畜管理機械施設

(1)　農業協同組合等
(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等

7　家畜市場機械施設

家畜市場再編整備計画（家畜取引法（昭和 31 年法律第 123 号）第 20 条の市場再編整備計画をいう。）に基づき整備された家畜市場を所有する次に掲げる法人

(1)　農業協同組合等
(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が主たる出資者又は構成員となっている法人
(3)　特認事業協同組合等

8　食肉食鶏処理流通施設

(1)　農業協同組合等
(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
(3)　特認事業協同組合等

9　鶏卵又は生乳処理流通施設

(1)　農業協同組合等
(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
(3)　特認事業協同組合等

10　乗馬施設

公益社団法人全国乗馬倶楽部振興協会

11　地方競馬用施設

(1)　地方競馬主催者
(2)　競馬場、場外設備又はトレーニングセンターの施設を所有する者（地方公共団体、農業協同組合連合会、地方公共団体を主たる構成員とする公社その他日本中央競馬会理事長及び地方競馬全国協会理事長の承認を受けて理事長が特に認めた法人に限る。）
(3)　競馬法（昭和２３年法律第１５８号）に基づき地方競馬主催者が共同して利用する施設若しくは設備の設置等を業務とする法人又は当該法人が過半を出資する法人であって場外設備の運営等により地方競馬の振興に資することを目的とするもの

12　特認機械施設

(1)　農業協同組合等又は農業共済組合等
(2)　地方公共団体、独立行政法人農畜産業振興機構又は農業協同組合等が出資者又は構成員となっている法人
(3)　畜産の振興に関する事業を実施する一般社団法人等第

第３　特認借受者の手続

特認借受者として貸付施設を借り受けようとする者は、あらかじめ別記様式第1号の特認協議書を作成し、協会に提出するものとする。

第４　貸付期間

１　業務方法書第5条第1項の貸付期間は、次のとおりとする。

(1)　法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）が5年以下の貸付施設にあっては、その法定耐用年数に1年を加えた期間

(2)　法定耐用年数が6年以上9年以下の貸付施設にあっては、6年

(3)　法定耐用年数が10年以上の貸付施設にあっては、その法定耐用年数の100分の60に相当する期間（1年未満の端数は、切り捨てる。）

２　1の貸付期間は、第1の1から9まで及び12の種類に該当する貸付施設については、借受者が貸付けの申請時に申請することにより、業務方法書第 5 条第 1 項に定める期間の範囲内において、年を単位として短縮し、又は延長することができる。

３　業務方法書第5条第2項の貸付期間は、当該貸付施設に係る新品についての法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）に応じ、下表に定めるとおりとする。

残存期間 新品についての法定耐用年数	6年のもの	5年のもの	4年のもの	3年のもの	2年のもの	1年以下のもの
7年のもの	6年	5年	4年	3年	3年	2年
5年のもの	－	－	4年	3年	2年	2年
4年のもの	－	－	－	3年	2年	2年

第５　取得価額

１　取得価額は、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者）に対する現地渡し価額とする。ただし、貸付施設が道路運送車両法（昭和 26 年法律第185 号）に基づく自動車の場合には、自動車のみの価額とし、同法第 7 条に定める登録のための経費及び同法第58条に定める検査のための経費並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第113条に基づく自動車取得税は、取得価額に含まないものとし、借受者が負担するものとする。

２　貸付施設は、取得価額が原則として１式10万円以上のものとする。

第６　貸付施設に係る債務の履行

１　借受者（再貸付けを受け、最終借受者に再々貸付けする者（以下「再貸付団体」という。）を含む。）は、業務方法書第23条第1項に基づき協会が指示したときは、連帯保証人の設定等必要な措置をとらなければならない。

２　業務方法書第23条第2項に基づき協会が付する債務不履行による損害をてん補する保険については、その内容及び手続について理事長が別に定める要領に従って制度を実施するものとする。

第７　附加貸付料

業務方法書第 6 条第 2 項第 3 号の附加貸付料は、貸付利子附加貸付料とし、

徴収の対象となる貸付施設及びその額は、それぞれ次のとおりとする。

１　徴収の対象となる貸付施設は、第１の貸付施設の種類の１から９まで及び12の施設とする。

２　附加貸付料の額は、附加貸付料算定標準額（貸付施設の取得価額から業務方法書第６条第２項第１号の基本貸付料の納入済額を控除して得た額をいう。）に、附加貸付料率を乗じて算定される額を12で除して得た額に当該２半期中の借受月数を乗じて得た額とする。この場合において、附加貸付料率は、100分の1.0とする。

第８　損害保険

業務方法書第９条第２項ただし書の理事長が別に指定する貸付施設は、建物及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第２条第２項に規定する自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第５条に基づく自動車損害賠償責任保険若しくは自動車損害賠償責任共済又は任意の自動車保険の契約が締結されるものに限る。）とする。

第９　貸付施設の購入方法

貸付施設の購入方法は、別記１の「貸付施設の購入方法等」によるものとする。

第１０　検収

業務方法書第14条第３項の貸付施設の検収は、別記１の「貸付施設の購入方法等」の４に定めるところにより行うものとする。

第１１　貸付申請

１　業務方法書第19条の貸付けの申請は、別記様式第２号の貸付申請書により行わなければならない。貸付申請書は、特に協会が通知した場合を除き、いつでも提出することができる。

２　中古の貸付施設に係る貸付けの申請は、新品の貸付施設の貸付けの申請と別葉の貸付申請書により行わなければならない。

第１２　売買契約の締結

協会は、業務方法書第20条に基づき貸付けの決定をしたときは、貸付施設の販売業者と別記様式第３号を基準とした売買契約書により売買契約を締結するものとする。

第１３　貸付契約の締結

１　業務方法書第21条第１項の貸付契約の締結は、別記様式第４号を基準とした貸付契約書により行うものとする。

２　再貸付けを行う借受者は、協会と借受者との貸付契約書に準じて再貸付契約を締結するものとする。

第１４　貸付契約の変更

借受者は、業務方法書第22条の貸付契約の変更を求める必要が生じたときは、別記様式第５号の変更協議書を協会に提出するものとする。

第１５　貸付契約の解約

借受者は、業務方法書第16条ただし書に基づき特別な事情により貸付契約の

解約を求めようとするときは、別記様式第 6 号の解約協議書を協会に提出するものとする。

第１６　貸付期間終了後の施設の譲渡等

１　業務方法書第11条の規定により貸付施設の譲渡が行われる場合の譲渡価額等（同条に規定する譲渡価額等をいう。以下同じ。）の納入期限は、貸付施設の貸付期間終了日が年度の上半期のときにあっては 9 月末日、下半期のときにあっては 3 月末日とし、その譲渡日は譲渡価額等が協会に納入された日とする。ただし、貸付期間の終了前に譲渡価額等が納入されたときの譲渡日は、貸付期間の最終日とする。

２　前項本文の場合には、貸付期間の終了後譲渡日までの間においても、借受者（再貸付けする場合にあっては、最終借受者。以下第 16 において同じ。）は貸付施設を使用することができるものとし、この間に当該施設に関して生ずる費用はすべて借受者の負担とする。

３　借受者は、第 8 により損害保険を付するものとして指定された貸付施設を譲渡されたときは、所要の所有者の名義変更の手続を行うものとし、協会は、名義変更のために必要な書類を借受者に送付するものとする。

第１７　様式等

本章に規定する様式等は、次のとおり別記１及び別記２並びに別記様式第１号から第６号までに定める。

別記１　貸付施設の購入方法等（第１章第 9 及び第 10 関係）
別記２　中古の貸付施設の貸付要件（第１章第１関係）
別記様式第１号　特認協議書（第１章第 3 関係）
別記様式第２号　令和　年度貸付申請書（第１章第 11 関係）
別記様式第３号　売買契約書（第１章第 12 関係）
別記様式第４号　貸付契約書（第１章第 13 関係）
別記様式第５号　変更協議書（第１章第 14 関係）
別記様式第６号　解約協議書（第１章第 15 関係）

★ 業務方法書実施要領の別記及び別記様式については省略していますので、当協会ホームページの「申請について」ページの「業務方法書実施要領」からダウンロードしてください。

畜産関係施設リース（通常リース）のご案内

通常リースのほか、国等の補助事業による補助付リースも実施（補助残の価額で貸付け）しております。詳しくはホームページで

（公財）畜産近代化リース協会のリース事業（通常リース）の特徴・仕組み

経営資金が有効に使えます

機械の導入時に多額の購入資金を必要としませんので、資金を有効に生かすことができます。

導入する機械施設、購入業者が選べます

リース物件は、農家が自由に選定でき、購入価額も業者と交渉して決めていただきます。

リース物件は、リース期間終了後は自分のものになります

リース期間が終わったら、購入価格の 100 分の 10 の額に消費税相当額を加えた額でリースを受けた方に譲渡されます。

リース期間中は、偶発的事故の損害が補償されます

リース機械施設は割安な掛金で損害保険（動産総合保険）に一括加入されるので、リース期間中の火災・落雷・盗難等偶発的な事故による損害が補償されます。

農家には農業協同組合等を通じてリースされます

リース物件は、農家が選んだ業者から当協会が購入し、農業協同組合等にリースします。農家は、この農業協同組合等から再リースされます。

特認貸付けもできます

リース可能な機械施設は別表のとおりですが、これ以外でも協会の理事長が特に必要として認めたときは、特認でリースすることができます。本措置を利用して、成分分析機器などもリース可能です。詳しくは、当協会にご相談ください。

リース期間の短縮・延長ができます

農家の要望によって、例えば法定耐用年数７年の機械の貸付けにおいて、通常のリース期間６年を４年から９年の範囲で変更することができます。

中古機械もリースします

一定の要件を満たすものは、中古機械（機械施設の種類及び耐用年数の残存期間は問いません。）もリースの対象となります。

信用保険にも加入（任意）できます

当協会から畜産機械施設のリースを受けている農家の方が、いろいろな事情で経営が破たんし、リース料を納入できなくなって保険事故と認定された場合に、保険会社が代わりに保険金として支払う保険制度です。

（概要）

1　対象となる機械施設は畜産機械施設で、保険期間は開始から最長 9 年間です（ただし、加入時において赤字経営の方は対象からはずれます。）。

2　保険料はリース料残高（残債）の 0.5%です。保険金の上限を 2,000 万円としていることから、1 年間の保険料は最大で約 100,000 円となります。

3　一旦この保険に加入すると、次回以降のリース機械はすべて保険に加入することとなります。ただし、複数の機械が対象になっても、保険金の上限は 2,000 万円です。

随時、迅速に貸付けします

当協会のリース申請は、随時、受け付けており、貸付契約も迅速な処理で、農家が必要な時に早急な機械施設の整備が可能です。

リース料等の支払い事例

●畜産関係施設

- ・リース物件　ブロードキャスター
- ・リース期間　6年
- ・取得に要した価額　1,100,000円（取得価額 1,000,000円、消費税 100,000円）
- ・借受者　畜産農家
- ・リース開始日　令和2年4月1日
- ・支払回別の支払額

（単位：円）

年度別		１年目		２年目		３年目		４年目		５年目		６年目		合計
支払回数（年２回）		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	
リース料	取得価額分	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	900,000
	消費税	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	90,000
	附加貸付料（利子：残債の１％）	5,000	4,625	4,250	3,875	3,500	3,125	2,750	2,375	2,000	1,625	1,250	875	35,250
譲渡価格	取得価額分	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100,000	100,000
	消費税	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,000	10,000
動産総合保険料		7,510	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,510
信用保険料（任意）		2,749	2,543	2,337	2,131	1,924	1,718	1,512	1,306	1,099	893	687	481	19,380
支払額（信用保険未加入）		95,010	87,125	86,750	86,375	86,000	85,625	85,250	84,875	84,500	84,125	83,750	193,375	1,142,760
支払額（信用保険加入）		97,759	89,668	89,087	88,506	87,924	87,343	86,762	86,181	85,599	85,018	84,437	193,856	1,162,140

注1：貸付料等の支払は、毎年、3月末と9月末の2回に分けて支払っていただきます。
注2：動産総合保険料は、機械の種類等によって若干異なります。
注3：信用保険の加入は、借受者の任意です。
注4：このほか、このリースを扱う農協等の事務手数料がかかる場合があります。
注5：中古機械のリース料についても、上表に準じて計算されます。また、動産総合保険及び信用保険の対象にもなります。

【別表】

主なリース機械施設、リース期間等

区分	施設名	主要なリース機械施設 ※下表に無い機械施設でも畜産用であればリースが可能ですので、当協会までお問い合わせ願います。 （注：リース期間（基準）は6年、ただし△印は5年）
飼料生産利用施設	草地造成用機械施設	ブルドーザー、トラクター、ショベルローダー、ストーンクラッシャー、バックホー、プラウ、ライムソワー、ブロードキャスター、ブームスプレヤー、ローターペーター、ロータリー、連絡用車両（普通自動車）、トラック、△ダンプカー、△フォークリフト、△軽トラック　など
	自給飼料生産利用機械施設	トラクター、ホイルローダー、ロータリー、コーンハーベスター、テッダー類、レーキ類、モアー類、プラウ、コンディショナー、フォレージハーベスター、マニヤワゴン等ワゴン類、飼料撹拌機、播種機、散布機、マニヤスプレッダー、スラリーポンプ、バキュームカー、ラッピングマシン、フロントローダー、カッター、ロールベーラー、ロールカッター、ヘイベーラー、FRPサイロ、コーンプランター、ミニスーパーカー、ベールディストリビューター、サイラップ、ラウンドベーラー、コンビラップ、トラック、牧柵、農業用GPS、△ダンプカー、△フォークリフト、△軽トラック　など
家畜家きん飼養施設	生乳生産合理化施設 ⑴搾乳施設 ⑵生乳冷却貯蔵施設	パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、ロータリーパーラー、搾乳ロボット、自動搾乳システム、ユニット自動搬送システム、バルククーラー、プレートクーラー　など
	⑶生乳検査機械	生乳成分分析装置、体細胞測定装置　など
	精液保管等施設	凍結保管器、液体窒素保管器、補給器、データ処理装置、無停電電源装置、輸送用車両（普通自動車、△軽自動車）、トラック　など
	畜舎環境改善機械施設	清掃ｼｽﾃﾑ（ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ等）、ｽｸﾚｰﾊﾟｰ、集ふん機、ｽﾗﾘｰﾎﾟﾝﾌﾟ、袋詰装置、発酵装置、撹拌装置、乾燥機、焼却機、送風機、固液分離機、浄化装置、ﾄﾗｸﾀｰ、ﾎｲﾙﾛｰﾀﾞｰ、消毒装置、細霧装置、節電機、発電機、哺育機、通風装置、受電装置、牛床ﾏｯﾄ、給水施設、給湯施設、自動給餌機、発情検知ｼｽﾃﾑ、滅菌機、飼槽、乳頭清拭装置、高圧洗浄機、電動ｶｳﾌﾞﾗｼ、牛群管理ｼｽﾃﾑ、ｽﾀﾝﾁｮﾝ、哺乳ロボット、ﾊﾟｽﾁｬﾗｲｻﾞｰ、ｶｰﾌﾌｨｰﾀﾞｰ、ﾊﾟﾚﾀｲｻﾞｰ、牛舎柵、カーフハッチ、畜舎ｶｰﾃﾝ、監視システム・カメラ、削蹄機、除雪機、血液分析・超音波診断・X線診断等の家畜診療用機械、家畜診療用車両（普通自動車）、トラック、△ダンプカー、△フォークリフト、家畜診療用車両（軽自動車）、△軽トラック　など
	中小家畜管理機械施設	清掃システム（ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ等）、スクレーパー，集ふん機、袋詰装置、発酵装置、攪拌装置、乾燥機、焼却機、送風機、固液分離機、浄化装置、トラクター、ホイルローダー、消毒装置、細霧装置、通風装置、自動給餌機、計量器、豚舎柵、鶏舎ケージ、スノコ、カーテン巻上機、トラック、△ダンプカー、△フォークリフト、△軽トラック　など
家畜畜産物流通施設	家畜市場機械施設	電光セリ機、個票発行機、電光掲示盤、体重計計測装置　など
	食肉食鶏処理流通施設	冷凍機、冷却機、製氷機、クーラーユニット、自動オープナー、電気スタナー、ラップケーサ、マイクロバス、ダンボール印字機、ボイラー、ｽﾁｰﾙﾍﾞﾙﾄ、ｽｰﾊﾟｰﾁﾗｰﾍﾞﾙﾄ、コンテナ段積機、ｵｰﾄﾁｪｯｶｰ、コンベヤー類、真空包装機、梱包機、洗浄機、電撃機、皮剥機、昇降機、自動洗浄背割機、ネックスリッター、掛替機、焼機ライン、自動製函機、肺取機、脱骨機、フライヤー、金属検出機、スキンナー、テーブルリフト、チョップカッター、オゾン発生装置、ハムスライサー、ロボクープ、脱毛機、スパイラルフリーザー、計量器、小腸切開機、大腸切開洗浄機、トラック、△フォークリフト、△軽トラック、△冷凍車、△冷蔵車　など
	鶏卵又は生乳処理流通施設	鶏卵選機、集卵機、汚卵洗浄機、割卵機、トラック、△フォークリフト、△軽トラック、△冷凍車、△冷蔵車、アイスクリーム製造機、ソフトクリーム製造機、冷凍庫　など
特認機械施設		上記以外のリース機械についても、協会の理事長が特に必要として認めたときは、特認機械施設として貸付けを受けることができます。これまで、特認機械施設の適用事例として、成分検査分析機器、牛乳プラント等があります。

詳しいことをお知りになりたい方は、道府県畜産（協）会、最寄りの農業協同組合又は当協会までご連絡ください。

公益財団法人 畜産近代化リース協会
TEL　03－3584－0899　　FAX 03－3584－0758

R 元.10 改訂

本リーフレットは、当協会ホームページにもカラー掲載しておりますので、ご利用ください。

中古の畜産機械施設リースのご案内

【中古の畜産機械施設の貸付要件】

次の要件をみたす中古の畜産機械施設は、（公財）畜産近代化リース協会のリース対象となります。

なお、借受者等からの要望を受け、平成２８年４月の貸付けから、機械施設の種類の限定及び残存期間３年以上という貸付要件は、削除されました。

１　取得価額

取得価額が、新品時の販売価額を上回らないこと。

２　古物商に係る営業の許可

借受者（再貸付けにおける農協等）及び再貸付団体（再々貸付けにおける農協等）並びに販売業者は、古物営業法に定める古物商の免許を有していること。

上記の要件を満たせば、通常の貸付申請と同じ方法で中古の畜産機械施設のリースが受けられます。

（注）中古の畜産機械施設の申請は、新品の貸付申請とは、別葉で提出願います。

【貸付期間について】

○　中古の畜産機械施設のリース期間は、新品についての法定耐用年数及び法定耐用年数から経過年数を差し引いた残存期間（年単位とし、１年未満の端数は切り捨てる。）に応じ、下表に定めるとおりです。

残存期間 / 新品についての法定耐用年数	6年のもの	5年のもの	4年のもの	3年のもの	2年のもの	1年以下のもの
７年のもの	6年	5年	4年	3年	3年	2年
５年のもの	－	－	4年	3年	2年	2年
４年のもの	－	－	－	3年	2年	2年

【保険の加入について】

・　最終借受者（酪農家等）が動産総合保険料を負担し、協会を受取人とする「動産総合保険」に加入していただきます。

・　最終借受者の任意で、信用保険に加入できます。

リース料の支払事例

・ リース物件・・・・・・・・・・・・・・・・ブロードキャスター（肥料等散布用機）
・ リース期間4年、中古機械の取得価額500，000円（消費税抜）、貸付開始4月1日の場合

（単位：円）

区　分	1年目		2年目		3年目		4年目		譲渡価格	合　計
リース料	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	56,250	50,000	500,000
消費税	5,625	5,625	5,625	5,625	5,625	5,625	5,625	5,625	5,000	50,000
附加貸付料	2,500	2,218	1,937	1,656	1,375	1,093	812	531	―	12,122
動産総合保険料	2,580	―	―	―	―	―	―	―	―	2,580
信用保険料(任意)	1,374	1,220	1,065	910	756	601	446	292	―	6,664
支払額(信用保険加入)	68,329	65,313	64,877	64,441	64,006	63,569	63,133	62,698	55,000	571,366
支払額(信用保険未加入)	66,955	64,093	63,812	63,531	63,250	62,968	62,687	62,406	55,000	564,702

（注） 附加貸付料と信用保険料は1円未満を切り捨て、動産総合保険料は10円未満を四捨五入

詳しいことをお知りになりたい方は、道府県畜産協会、最寄りの農業協同組合又は当協会までご連絡ください。

公益財団法人 畜産近代化リース協会
ＴＥＬ　０３－３５８４－０８９９
ＦＡＸ　０３－３５８４－０７５８

（令和元.10 作成）

支払リース料等計算書（通常リース）

○　支払リース料等（通常リース）の計算は、次の様式の「支払リース料等計算書（通常リース）（Excel）」を当協会のホームページに掲載しておりますので、エクセルファイルを一旦ダウンロードした上で、具体的数値を入力し支払リース料等を計算してください。以下は、エクセルの入力画面に、仮の数値を入力したときの事例を示しています。

●　支払リース料等計算書　（通常リース用　2018年4月～）【貸付期間2～9年用（A4印刷）】

公益財団法人畜産近代化リース協会

取得価額（税抜、円）を半角数字で記入してください。取得価額（その他の経費（据付工事費、搬送費等）を含めてリースを希望される場合は、その額を含めた額とします。）は、税抜千円単位としてください。

この支払リース料等計算書は、Excelを使用し、試算用に作成したものです。
ご使用に際しては、「黄色で塗りつぶした部分（4箇所）」のみ入力（すべて半角）してください。

貸付期間年数「2～9（半角数字）」を記入してください。

貸付開始年月日のみ半角で記入してください。
なお、この計算書では、2018年4月以降の日付で入力してください。
【例】平成30年11月貸付け開始の場合、半角で「2018/11」と記入。

取得価額（税抜、円）（その他の経費（据付工事費、搬送費等）を含む。）：	1,000,000	円		
貸付期間（年数）：	6	年		
貸付期間（年月日）：	2019年11月1日	～	2025年10月31日	
動産総合保険の貸付施設の区分：	1			

【参考】消費税率　H26.4.1～H31.9.30　⇒　8%
R元.10.1～　⇒　10%　で計算しています。

右表に該当する機械施設の番号（1～7（半角数字））を記入してください。

【例】
トラクターの場合：「1（半角数字）」と記入。
バルククーラーの場合：「4（半角数字）」と記入

なお、動産保険料の計算が不要な場合は、記入しなくても構いません。
（この場合、計算書の動産保険料は、「α」と表示されます。）

【動産総合保険　保険料率】

番号	分類		機械施設名	保険料率(H28.4改訂)（保険金額千円につき）
1	運搬用機械（自走式のもの）		ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類（ただし、道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定又は市町村長交付の標識を受けるものは除く。）	2.39 円
2	精密電子機器		電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円
3	食肉・鶏卵処理関係機器（「1」、「2」以外）		冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアーナイフ、スライサー類	1.01 円
4	上記1,2,3以外の機器	据付固定式のもの	バルククーラー、搾乳ロボット、パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、孵卵器、保存器、カーテン巻上げ機、簡易式厩舎、その他据置固定式のもの	1.76 円
5		据付固定以外のもの	プラウ、ハロー、ブロードキャスター、ハーベスター、フロントローダー、ロールベーラー、ベールグラブ、ラッピングマシン、パケットミルカー、その他据置固定式以外のもの	1.95 円
6	上記1～5以外の競馬関係の機器		複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類	0.95 円
7			これらの装置のうち据置固定式以外のもの	1.25 円

支払終了

区　分	第1回 令2年3月末日納付	第2回 令2年9月末日納付	第3回 令3年3月末日納付	第4回 令3年9月末日納付	第5回 令4年3月末日納付	第6回 令4年9月末日納付	第7回 令5年3月末日納付	第8回 令5年9月末日納付	第9回 令6年3月末日納付	第10回 令6年9月末日納付	第11回 令7年3月末日納付	第12回 令7年9月末日納付	第13回 令8年3月末日納付	第14回 令8年9月末日納付	第15回 令9年3月末日納付	第16回 令9年9月末日納付	第17回 令10年3月末日納付	第18回 令10年9月末日納付	第19回 令11年3月末日納付	計
基本貸付料	62,500	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	75,000	12,500							900,000
基本貸付料に係る消費税額	6,250	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	7,500	1,250							90,000
譲渡価額													100,000							100,000
譲渡価額に係る消費税額													10,000							10,000
附加貸付料（畜産関係施設のみ）（乗馬・地方競馬用施設リースは無利子）	4,166	4,687	4,312	3,937	3,562	3,187	2,812	2,437	2,062	1,687	1,312	937	93							35,191
動産総合保険料	9,200																			9,200
支払合計額	82,116	87,187	86,812	86,437	86,062	85,687	85,312	84,937	84,562	84,187	83,812	83,437	123,843							1,144,391

【参考】信用保険料【支払保険金上限2,000万円の場合】（加入は任意。畜産関係施設リースのみ加入可。）の計算　（※新規に信用保険に加入した場合の計算です。既加入している場合は、別計算となりま

補償対象債権額（リース残債額）	1,100,000	1,031,250	948,750	866,250	783,750	701,250	618,750	536,250	453,750	371,250	288,750	206,250	123,750							信用保険料の計
保険料計算の基となる額	1,100,000	1,031,250	948,750	866,250	783,750	701,250	618,750	536,250	453,750	371,250	288,750	206,250	123,750							
信用保険料	2,290	2,578	2,371	2,165	1,959	1,753	1,546	1,340	1,134	928	721	515	51							19,351
支払保険金額（回収金0と仮定したとき）	1,045,000	979,688	901,313	822,938	744,563	666,188	587,813	509,438	431,063	352,688	274,313	195,938	117,563							

支払リース料等計算書（畜産特定補助リース）

○　支払リース料等（畜産特定補助リース）の計算は、次の様式の「支払リース料等計算書（畜産特定補助リース）（Excel）」を当協会のホームページに掲載しておりますので、エクセルファイルを一旦ダウンロードした上で、具体的数値を入力し支払リース料等を計算してください。以下は、エクセルの入力画面に、仮の数値を入力したときの事例を示しています。

●　支払リース料等計算書（畜産特定補助リースの場合）（2018年4月～）

機械本体の価額（税抜、円）を、半角数字で記入してください。千円単位としてください。

公益財団法人畜産近代化リース協会

この支払リース料等計算書は、Excelを使用し、試算用に作成したものです。
ご使用に際しては、「黄色で塗りつぶした部分（6箇所）」のみ入力（すべて半角）してください。

その他の経費（据付工事費、搬送費等＝補助対象とならない経費）を含めてリースを希望される場合に、その額（税抜、円）を半角数字で記入してください。

取得価額（A＋B）は千円単位となるよう、機械本体の価額（A）とその他の経費（B）を記入してください。

1/2 or 1/3　を半角で記入してください。

貸付期間年数「1～7（半角数字）」を記入してください。

貸付開始年月日のみ半角で記入してください。
【例】 2017年11月貸付け開始の場合、半角で「2017/11」と記入。

機械本体の価額（税抜、円）：【A】	20,000,000	円（千円単位）
その他の経費（税抜、円）：【B】（据付工事費、搬送費等）		円（補助対象とならない経費）
取得価額（税抜、円）：【A＋B】	20,000,000	円（千円単位）
補助率：	1/2	
補助金の額（税抜、円）：	10,000,000	円
補助残取得価額（税抜、円）：	10,000,000	円
貸付期間（年数）：	7	年
貸付期間（年月日）：	2019年11月	～　2026年10月
動産総合保険の貸付施設の区分：	1	

【参考】 消費税率　2014.4.1～2019.9.30　⇒　8%
2019.10.1～　⇒　10%　で計算しています。

右表に該当する機械施設の番号（1～7（半角数字））を記入してください。

【例】
トラクターの場合：「1（半角数字）」と記入。
バルククーラーの場合：「4（半角数字）」と記入

なお、動産保険料の計算が不要な場合は、記入しなくても構いません。
（この場合、計算書の動産保険料は、「α」と表示されます。）

【動産総合保険　保険料率】

番号	分類		機械施設名	保険料率（2016年4月改訂）（保険金額千円につき）
1	運搬用機械（自走式のもの）		ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類（ただし、道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定又は市町村長交付の標識を受けるものは除く。）	2.39 円
2	精密電子機器		電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円
3	食肉・鶏卵処理関係機器（「1」、「2」以外）		冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアーナイフ、スライサー類	1.01 円
4	上記1,2,3以外の機器	据付固定式のもの	バルククーラー、搾乳ロボット、パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、孵卵器、保存器、カーテン巻上げ機、簡易式厩舎、その他据置固定式のもの	1.76 円
5		据付固定以外のもの	プラウ、ハロー、ブロードキャスター、ハーベスター、フロントローダー、ロールベーラー、ベールグラブ、ラッピングマシン、パケットミルカー、その他据置固定式以外のもの	1.95 円
6	上記1～5以外の競馬関係の機器		複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類	0.95 円
7			これらの装置のうち据置固定式以外のもの	1.25 円

区分	第1回 2020年3月末日納付	第2回 2020年9月末日納付	第3回 2021年3月末日納付	第4回 2021年9月末日納付	第5回 2022年3月末日納付	第6回 2022年9月末日納付	第7回 2023年3月末日納付	第8回 2023年9月末日納付	第9回 2024年3月末日納付	第10回 2024年9月末日納付	第11回 2025年3月末日納付	第12回 2025年9月末日納付	第13回 2026年3月末日納付	第14回 2026年9月末日納付	支払終了 第15回 2027年3月末日納付	計
基本貸付料	535,717	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	642,857	107,142	9,000,000
基本貸付料に係る消費税額	53,581	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	64,285	10,714	900,000
譲渡価額															1,000,000	1,000,000
譲渡価額に係る消費税額															100,000	100,000
附加貸付料（畜産関係施設のみ）（乗馬・地方競馬用施設リースは無利子）	41,666	47,321	44,107	40,892	37,678	34,464	31,249	28,035	24,821	21,607	18,392	15,178	11,964	8,749	922	407,045
動産総合保険料	212,420															212,420
支払合計額	843,384	754,463	751,249	748,034	744,820	741,606	738,391	735,177	731,963	728,749	725,534	722,320	719,106	715,891	1,218,778	11,619,465

【参考】 信用保険（加入は任意）に係る保険料の算出については、別途掲載している「信用保険料等計算書」をご利用ください。

支払リース料等計算書（導入促進負担リース）

○　支払リース料等（導入促進負担リース）の計算は、次の様式の「支払リース料等計算書（導入促進負担リース）（Excel）」を当協会のホームページに掲載しておりますので、エクセルファイルを一旦ダウンロードした上で、具体的数値を入力し支払リース料等を計算してください。以下は、エクセルの入力画面に、仮の数値を入力したときの事例を示しています。

●　支払リース料等計算書（導入促進負担リースの場合）（2018年4月～）

公益財団法人畜産近代化リース協会

この支払リース料等計算書は、Excelを使用し、試算用に作成したものです。
ご使用に際しては、「黄色で塗りつぶした部分（6箇所）」のみ入力（すべて半角）してください。

機械本体の価額（税抜、円）：【A】	20,000,000	円（千円単位）
その他の経費（税抜、円）：【B】（据付工事費、搬送費等）	5,000,000	円（千円単位）
取得価額（税抜、円）：【A＋B】	25,000,000	円（千円単位）
補助率：	1/2	
補助金の額（税抜、円）：	10,000,000	円
負担残取得価額（税抜、円）：	15,000,000	円
貸付期間（年数）：	7	年
貸付期間（年月日）：	2019年11月	～　2026年10月
動産総合保険の貸付施設の区分：	1	

機械本体の価額（税抜、円）を、半角数字で記入してください。千円単位としてください。

その他の経費（据付工事費等の施設整備費）を含めてリースを希望される場合に、その額（税抜、円）を半角数字で記入してください。

取得価額（A＋B）は千円単位となるよう、機械本体の価額（A）とその他の経費（B）を記入してください。

1/2 or 1/3　を半角で記入してください。

貸付期間年数「5～7（半角数字）」を記入してください。

貸付開始年月日のみ半角で記入してください。
【例】 2017年11月貸付け開始の場合、半角で「2017/11」と記入。

【参考】 消費税率　2014.4.1～2019.9.30　⇒　8%
2019.10.1～　⇒　10%　で計算しています。

右表に該当する機械施設の番号（1～7（半角数字））を記入してください。

【例】
トラクターの場合：「1（半角数字）」と記入。
バルククーラーの場合：「4（半角数字）」と記入

なお、動産保険料の計算が不要な場合は、記入しなくても構いません。
（この場合、計算書の動産保険料は、「α」と表示されます。）

【動産総合保険　保険料率】

番号	分類		機械施設名	保険料率(2016年4月改訂)（保険金額千円につき）
1	運搬用機械（自走式のもの）		ブルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、散水車、その他自走式機具類（ただし、道路運送車両法に規定する登録、車両番号の指定又は市町村長交付の標識を受けるものは除く。）	2.39 円
2	精密電子機器		電子計量器、電子式セリ機、電子式自動生乳検査機類	0.95 円
3	食肉・鶏卵処理関係機器（「1」、「2」以外）		冷凍機、皮剥機、ベルトコンベアー、エアーナイフ、スライサー類	1.01 円
4	上記1,2,3以外の機器	据付固定式のもの	バルククーラー、搾乳ロボット、パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、孵卵器、保存器、カーテン巻上げ機、簡易式厩舎、その他据置固定式のもの	1.76 円
5		据付固定以外のもの	プラウ、ハロー、ブロードキャスター、ハーベスター、フロントローダー、ロールベーラー、ベールグラブ、ラッピングマシン、パケットミルカー、その他据置固定式以外のもの	1.95 円
6	上記1～5以外の競馬関係の機器		複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン装置、中型映像装置類	0.95 円
7			これらの装置のうち据置固定式以外のもの	1.25 円

支払終了

区分	第1回 2020年3月末日納付	第2回 2020年9月末日納付	第3回 2021年3月末日納付	第4回 2021年9月末日納付	第5回 2022年3月末日納付	第6回 2022年9月末日納付	第7回 2023年3月末日納付	第8回 2023年9月末日納付	第9回 2024年3月末日納付	第10回 2024年9月末日納付	第11回 2025年3月末日納付	第12回 2025年9月末日納付	第13回 2026年3月末日納付	第14回 2026年9月末日納付	第15回 2027年3月末日納付	計
基本貸付料	803,581	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	964,285	160,714	13,500,000
基本貸付料に係る消費税額	80,365	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	96,428	16,071	1,350,000
譲渡価額															1,500,000	1,500,000
譲渡価額に係る消費税額															150,000	150,000
附加貸付料（畜産関係施設のみ）（乗馬・地方競馬用施設リースは無利子）	62,500	70,982	66,160	61,339	56,517	51,696	46,874	42,053	37,232	32,410	27,589	22,767	17,946	13,124	1,383	610,572
動産総合保険料	265,530															265,530
支払合計額	1,211,976	1,131,695	1,126,873	1,122,052	1,117,230	1,112,409	1,107,587	1,102,766	1,097,945	1,093,123	1,088,302	1,083,480	1,078,659	1,073,837	1,828,168	17,376,102

【参考】 信用保険（加入は任意）に係る保険料の算出については、別途掲載している「信用保険料等計算書」をご利用ください。

★ 公益財団法人畜産近代化リース協会が実施する通常リースと補助付リースの比較表

【例】 取得価額（税抜）1,000,000円、 消費税額 100,000円、 ホイルローダー、貸付期間6年、10月貸付け の場合

区　分		通常リース		補助付リース			
				畜産特定補助リース （該当する補助事業：畜産クラスター事業）		導入促進負担リース （該当する補助事業： 畜産ICT事業及び楽酪GO事業）	
支払額（円） （信用保険料を除く。）		支払総額	1,144,450	支払総額	576,822	支払総額	626,822
		【内訳】		【内訳】		【内訳】	
		基本貸付料	900,000	基本貸付料	450,000	基本貸付料	450,000
		譲渡代金	100,000	譲渡代金	50,000	譲渡代金	50,000
		消費税	100,000	消費税	50,000	消費税	100,000
		附加貸付料	35,250	附加貸付料	17,622	附加貸付料	17,622
		動産総合保険料	9,200	動産総合保険料	9,200	動産総合保険料	9,200
農家が仕入控除できる消費税額			100,000		50,000		100,000
貸付けの方式		転貸方式（再貸付方式）		転貸方式（再貸付方式）		直接貸付方式	
信用保険の加入 （依頼書の提出）		加入は任意 （加入する場合は依頼書提出）		加入は任意 （加入する場合は依頼書提出）		※　強制加入 （全員加入なので依頼書の提出必要なし）	
貸付期間		4～9年 （中古の場合は、2～6年）		1～7年 （中古の場合は、2～6年）		5～7年	
県の意見書、書類の経由		必要		必要なし		必要なし	
様式等	貸付申請書の様式	通常リース用		畜産特定補助リース用		導入促進負担リース用	
	貸付施設の購入方法等	通常リース用		畜産特定補助リース用		導入促進負担リース用	
	検収調書の様式 受渡書の様式	検収調書 受渡書		借受証・検収調書（畜産特定補助リース） 納品書・明細書（受渡書（畜産特定補助リース））		借受証・検収調書（導入促進負担リース） 納品書・明細書（受渡書（導入促進負担リース））	
	貸付契約書の様式	通常リース用		畜産特定補助リース用		導入促進負担リース用	